

**平成19事業年度に係る業務の実績及び中期目標期間（平成16～19
事業年度）に係る業務の実績に関する報告書**

平成 2 0 年 6 月

国立大学法人
群馬大学

大学の概要

(1) 現況

大学名	国立大学法人群馬大学
所在地	群馬県前橋市（本部・荒牧キャンパス・昭和キャンパス） 群馬県桐生市（桐生キャンパス） 群馬県太田市（太田キャンパス）
役員の状況	
学長名	鈴木 守（平成16年4月1日～平成19年3月31日）
理事数	5名（内1名は非常勤）
監事数	2名（内1名は非常勤）
学部等の構成	
学 部	教育学部 社会情報学部 医学部 工学部
研 究 科	教育学研究科（修士課程） 社会情報学研究科（修士課程） 医学系研究科（博士課程・博士前期課程・博士後期課程） 工学研究科（博士前期課程・博士後期課程）
附置研究所	生体調節研究所
学生数及び教職員数	
学生数	6,913名（214名） [内訳]
	学 部 5,467名（102名） 研 究 科 1,446名（112名）
教員数	751名
職員数	1,050名

(2) 大学の基本的な目標等

本学は、豊かな自然風土の下、北関東を代表する総合大学としてその社会的使命を果たしてきた。新しい世紀に入り、人類の繁栄と生存の根幹に関わる諸問題に意欲的、創造的に取り組む人材を育成すること、最先端の学術研究を世界的水準で推進すること、そして、開かれた大学として地域社会に貢献することを基本理念に掲げ、以下の目標を設定する。

教育においては、^a学生の勉学を促進する学修環境及び支援体制を整備する。^b教養教育、学部専門教育、大学院教育それぞれの充実を図るとともに、相互の関連を強化し、豊かな人間性・基礎的能力・専門的能力・創造的能力を兼ね備えた人材を養成する。

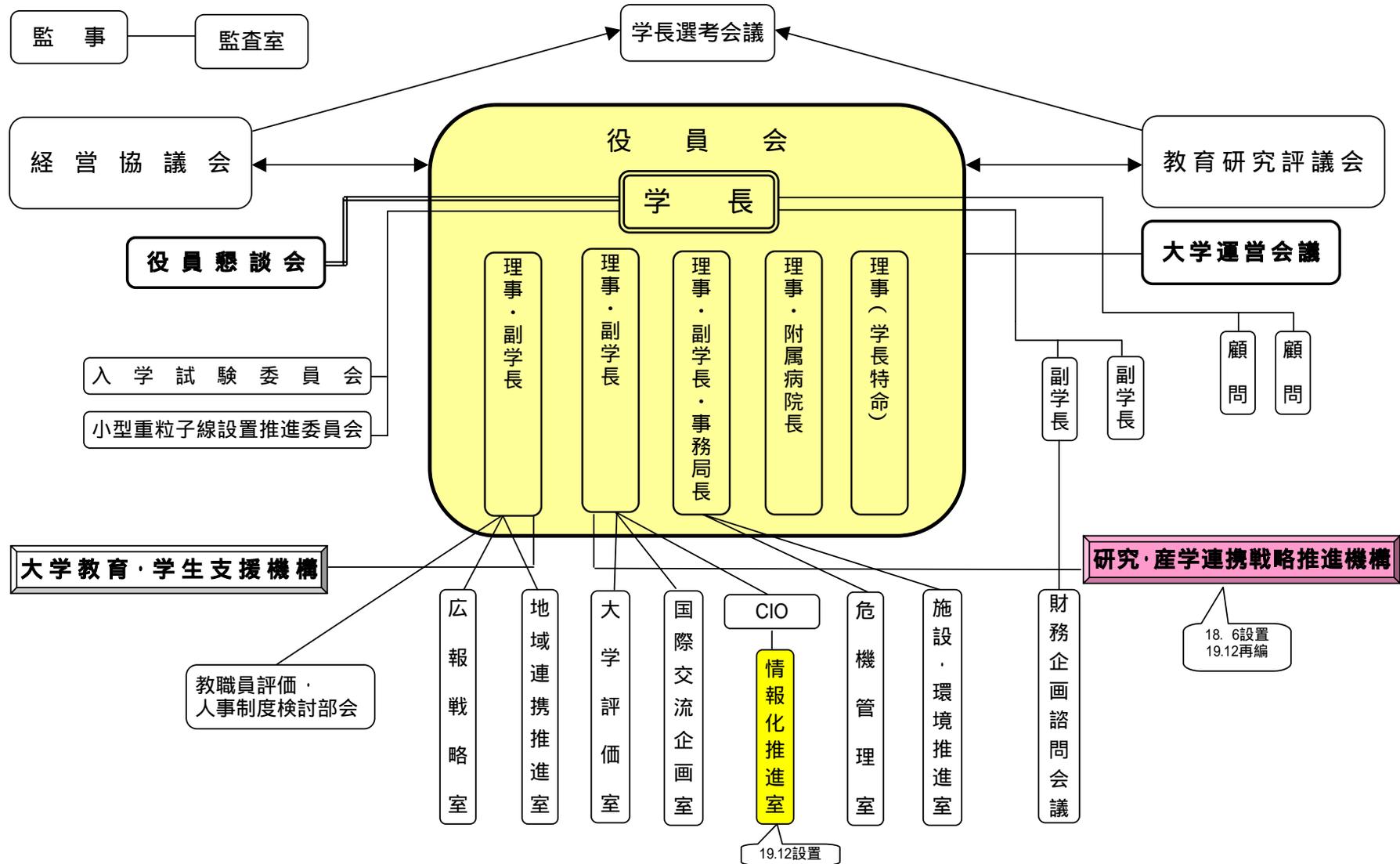
研究においては、^a各専門分野において独創的な研究を世界水準で展開するとともに、本学の伝統をなす実践的、実学的研究と基礎的諸科学との融合を図る。^b地域社会の諸課題について自治体等との共同研究を活発に行い、成果を地域社会に還元する。

社会貢献においては、^a自然環境を守り、地域の文化・伝統を育み、豊かな地域社会を創るために、学内外の関係機関と連携した活動を活発に展開する。^b地域住民の多様な学習意欲や技術開発ニーズに応え、地域社会の活性化に貢献する。

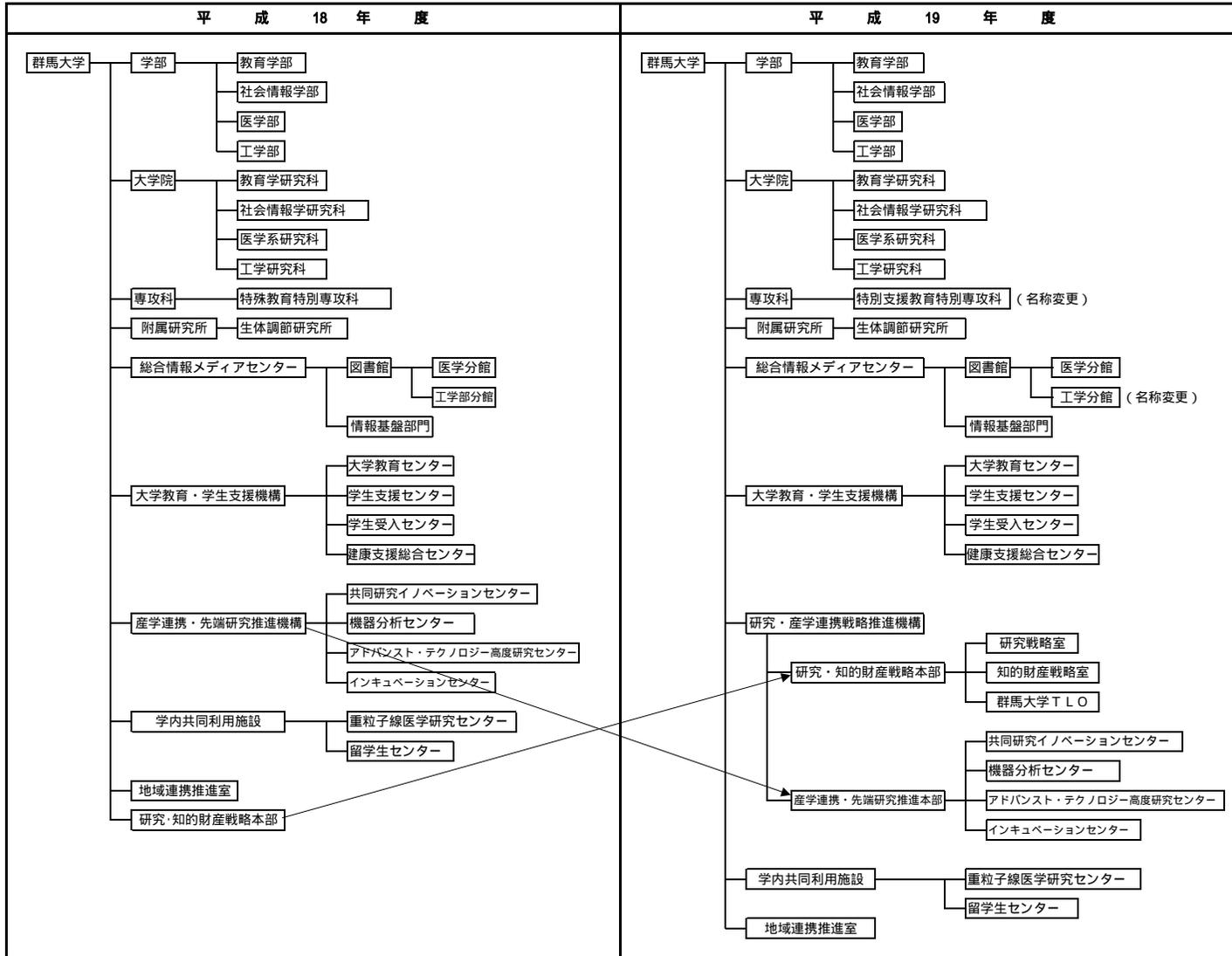
国際貢献においては、^a海外からの留学生の受け入れと本学学生の海外留学の機会を拡大させるとともに、異文化理解教育を推進する。^b学術面での国際交流を活発に展開する。

大学運営においては、^a一層の自主性、自律性をもって大学運営に当たるとともに、学外有識者の参画を求める。^b総合情報システムを拡充し、運営の効率化を図るとともに、情報公開に努める。^c自己点検評価、外部評価、第三者評価の結果を積極的に受け止め、大学の諸活動の質的向上を図る。

群馬大学管理運営体制図



教育・研究組織図



事務組織図



全体的な状況

群馬大学は、北関東を代表する総合大学として、現代社会の諸問題に意欲的に取り組む人材を育成すること、独創的な研究を世界水準で展開するとともに実践的・実学的研究と基礎的諸科学の融合を図ること、並びに地域社会の多様なニーズに応え、その活性化に貢献することを目標としている。これらの目標を達成するために、16年度以降、中期計画を着実に実施し、業務運営の改善・効率化及び財務内容等の改善を進め、教育研究の活動の質を向上させた。改革の進捗に関する全体状況は以下の通りである。

・業務運営・財務内容等の状況

1. 業務運営の改善及び効率化

(1) 大学運営体制の整備

学長補佐体制の整備

学長のリーダーシップの下に機動的大学運営を行うために、5名の理事を配置し、「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「病院」及び「学長特命事項」を担当することとした。

役員懇談会の設置

16年度以降「役員懇談会」を原則毎週開催し、学長・理事・事務局幹部職員が出席し、法人運営上の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。

大学運営会議の設置並びに全学委員会の再編

17年度に13の主要全学委員会を整理統合して、学長、理事、部局長を構成員とする「大学運営会議」を設置し、役員会と各部局との総合調整を効率的かつ円滑に行う体制とした。

合議制委員会から「室方式」への切替

法人運営の重要事項（大学評価、危機管理、広報戦略、研究戦略、知的財産戦略、地域連携推進、施設・環境推進、国際交流企画、情報化推進）について、16年度以降順次、合議制の委員会から担当理事を室長とする「室方式」へ移行させ、理事のリーダーシップの下、教員と事務系職員が一体となって業務に取り組む体制を整備した。

学外専門家の登用

「学長特命事項担当」理事を民間から登用して、重粒子線治療の普及に係る事業の推進を担当させた。

財務経営状況の点検、分析、企画業務などを担当する「財務調査役（常勤）」として、また、企業等の研究室長や知的財産本部長などの経験のある人材を知的財産戦略室のマネージャー、コーディネーターとして、民間から採用するなど学外専門家の参画により業務運営の効率性を高めた。

危機管理への対応

18年度に「国立大学法人群馬大学危機管理方針」を制定し、災害、事件・事故、薬品管理等、事象毎に14の危機管理マニュアルの策定を行い、総合的な危機管理体制を整備した。

コンプライアンス室の設置

19年度に本学の研究活動に使用される全ての研究費の運用及び管理の適正化を図るために「国立大学法人群馬大学における研究費の運営及び管理に関する規程」を制定し、不正防止計画の推進を担当する部署として「コンプライアンス室」を設置した。

(2) 法人としての総合的な観点からの資源配分

学長裁量経費による戦略的経費配分

16年度以降、全学的な視点からの戦略的施策や教育研究改革・改善プロジェクトを実施するために、学長裁量経費を総合的な観点から配分してきた。19年度も引き続きこの経費として340百万円を措置した。

教職員の重点配置

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」から、本学の運営上特に重要な業務及び「重粒子線照射施設」の設置などの重点プロジェクトに対して、新たに合計21名の教職員を配置した。

(3) 教育研究組織の機動的な編成と見直し

学長、理事のトップダウンや各部局からのボトムアップの両面による問題提起に基づき、次の教育研究組織について、組織編成・見直し等を行った。

- ・ 重粒子線医学研究センターの設置（17年度）
- ・ 総合情報メディアセンターの設置（17年度）
- ・ 社会情報学部の改組（18年度）
- ・ 大学教育・学生支援機構の設置（18年度）
- ・ 大学院医学系研究科修士課程生命医科学専攻の設置（19年度）
- ・ 工学部・工学研究科の改組・再編（19年度）
- ・ 大学院教育学研究科の改組
（修士課程障害児教育専攻の設置（18年度） 修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）の設置（20年度予定））
- ・ 生体調節研究所代謝シグナル研究展開センターの設置（19年度）
- ・ 研究・知的財産戦略本部と産学連携・先端研究推進機構を一体化した研究・産学連携戦略推進機構の設置（19年度）

2. 財務内容の改善

(1) 予算配分方針の策定

16年度から、年度計画を最大限に尊重し、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、4半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針として予算配分を行った。

(2) 経費削減に向けた取組

「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率2%を設定し、経費の削減を図った。

(3) 人件費削減への取組

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化 1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、18、19年度とも、総人件費改革（18～22年度の間5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費毎年1%減を達成した。

(4) 自己収入の増加に向けた取組

大型外部資金を導入しやすい体制の構築

「研究戦略室」において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を図った。その結果、16年度以降「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度)の拠点形成計画が21世紀COEプログラムに、また、「生体調節シグナルの統合的研究」(19年度)がグローバルCOEプログラムとして採択された。

科学研究費補助金取得への取組

1) 申請率向上への取組み

申請率を向上させるため、18年度より科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費財源の一部とした。これにより申請件数が2年間で11%増加した。

2) 若手研究者の支援

17年度から、若手研究者(40歳以下で科学研究費補助金不採択者)が行う研究で発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費から「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を設け、採択された教員には、次年度科学研究費補助金への応募を義務付けた。この経費の支援を受けた若手研究者の40%以上が次年度の科学研究費補助金の支給を受けることができた。

知的財産活用への取組

15年度に文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択され、研究・知的財産戦略本部が設置された。この活動により、学内の知的財産活動が活性化され、特許出願が急増し、共同研究金額も順調に増加した。この事業は19年度に終了するので、19年12月に群馬大学TL0を設置し、文部科学省、経済産業省から内部TL0としての承認を受け、今後5年間にわたる財政支援を受けることになった。

(5) 附属病院における取組

16年度から、経営ワーキンググループを組織し、様々な角度から増収やコスト削減に取り組んだ結果、16年度及び18年度に診療報酬マイナス改定があったなかで、19年度実績稼働額を15年度に比べて29億7千万円の増収とすることができた。

3. 自己点検・評価及び情報公開の促進

(1) 自己点検・評価

中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の点検・評価

「大学評価室」並びに各部局の「部局評価委員会」を中心に、「中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の点検・評価」を年2回ずつ実施した。

学生による授業評価と全学的なベストティーチャー表彰制度の導入

16年度から授業評価を各部局において実施し、その評価結果に基づいて、学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会やFDなどを行った。また、18年度から全学的なベストティーチャー表彰制度を導入し、被表彰者による公開模擬授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行っている。

教員評価

19年度に、教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域について、教員評価(本評価)を実施(対象教員539名、実施率100%)し、評価結果の一部を大学評価ホームページを通じて学内外に公表した。また、評価結果を資源配分(研究費支援)や給与制度に反映させることとした。

事務職員評価

18年度に、管理職員以上の事務職員を対象に事務職員人事評価を試行した。19年度には、全事務系職員及び教室系(医・工学部)技術職員、医療系職員、看護職員を対象に評価を実施した。

(2) 情報公開の促進

広報誌

日経BPムック「変革する大学シリーズ」群馬大学2007-2008を出版し、本学の教育・研究・社会貢献活動の全貌を学外に紹介した。また、16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY(グッデイ)」を年2回ずつ発刊した。

ホームページ

本学の特色ある教育研究活動に関する情報を積極的かつ適正に発信した。また、19年度にこれまでの本学における評価への取組と中期目標期間中の業務実績評価及び認証評価に関する情報を網羅した「大学評価ホームページ」を公開した。

機関リポジトリ

機関リポジトリ(研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム)を構築し、ウェブサイトを通じて、研究情報を積極的に発信した。

4. 施設マネジメント

(1) 施設設備の整備・運用

「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」を策定し、この方針に沿って、整備の基本方針・内容、システム改革等に関し、具体的な目標を設定し、施設の整備・運用を進めた。

(2) 施設の有効活用

16年度に「群馬大学施設の有効活用に関する内規」を制定し、改修整備の際、20%の共用研究スペース(合計8,339㎡)を確保し、施設の有効活用を図った。また、一部を競争的研究スペースとして、「スペース課金制度」を導入した。

(3) 新たな手法による施設整備

国の施設整備費による整備以外の新たな整備手法により、次の施設を整備した。

- ・ 石井ホール(個人の寄附による学生の福利厚生施設 17年度)
- ・ 附属病院立体駐車場((財)同愛会の寄附 17年度)
- ・ 附属病院の保育所(自己財源 18年度)
- ・ 工学研究科及び工学部の生産システム専攻及び同学科の教育研究施設(太田市が整備した「テクノプラザ太田」の一部を借用 19年度)

(4) 環境保全対策

16年度に策定した「群馬大学の環境方針」に基づき、四半期毎の各地区エネルギー使用量を学内のホームページに掲載し、省エネルギー行動計画の実施の徹底を図るとともに、環境保全に積極的に取り組んだ。また、18年度に荒牧地区において、「ISO14001」の認証を取得し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組み、19年度には「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を策定した。

・教育研究等の質の向上の状況

1. 特色ある教育活動への取組

大学教育改革支援プログラム等の支援により、以下の特色ある教育に取り組んだ。

(1) 特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）

他専攻学生による模擬体験型チーム医療実習（19年度採択）
多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成（17年度採択）
良医養成のための体験的・実践的専門前教育（16年度採択）

(2) 現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）

地域密着型健康づくりプランナーの育成（18年度採択）
産学連携による理系専門英語の実践型教育（17年度採択）
知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育（16年度採択）

(3) 魅力ある大学院教育イニシアティブ教育プログラム（大学院GP）

大学院医学教育の双方向型展開と実践（17年度採択）

(4) 派遣型高度人材育成協同プラン

企業から期待されるナノテク技術人材の育成（18年度採択）

(5) 大学院教育改革支援プログラム

先端的医学系大学院教育の拡充・展開と実践（19年度採択）
地域・大学院循環型保健学リーダーの育成（19年度採択）

(6) 新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム

チューター制度を活用した臨床実習支援（19年度採択）

(7) がんプロフェッショナル養成プラン

北関東域連携がん先進医療人材育成プラン（19年度採択）

(8) 地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム

大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成（19年度採択）

2. 学生支援の充実

(1) 学長と学生との懇談会の開催

学長と学生との懇談会を年2回ずつ開催し、学生の要望に基づき教育及び学生支援に必要な施設、共同利用設備の整備を行った。

(2) 学生に対する学習支援、履修、生活指導の充実

シラバスにオフィスアワーを明示してWeb上で公開し、学習の個別相談に応じる体制を整備した。また、クラス担任制や教員チューター制を充実させ、常時、学生の学習・履修相談に応じる体制をとった。さらに、カウンセラー（臨床心理士、精神科医）、ハラスメント相談員の各キャンパスへの配置、外部カウンセラーによるハラスメントホットラインの整備などにより、修学、精神的な悩みに対する組織的な相談体制を強化をした。

(3) インターンシップの実施

19年度に、本学とインターンシップ受入企業推進開拓事業受託者である（社）群馬県雇用開発協会との連携により、89の官公庁、企業の協力を得て、197名のインターンシップを実施した。

(4) 留学生に対する支援

「アジア人財資金構想（経済産業省、文部科学省共催）」高度専門留学生育成事業「地域に根ざし・地球規模で考える「先進・高度ものづくりリーダーの育成」」（19年度採択）により、本学が主体となった産学連携のコンソーシアムを構築し、5名の国費外国人留学生を採用して教育プログラムを実施した。

3. 特色ある研究活動の推進

(1) COE教育研究拠点形成プログラムの実施

21世紀COE「生体情報の受容伝達と機能発現」（14年度採択）

拠点形成は順調に進捗し、16年度の中間評価で最も高いIA評価を得た。また、19年度の事後評価においても、期待どおりの成果があったとの評価を受けた。

21世紀COE「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」（16年度採択）
重イオン照射効果に関する細胞生物学的研究、マイクロビームサージャリー治療ポートの開発研究等で成果を上げ、18年度の中間評価で最も高いIA評価を得た。

グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」（19年度採択）

の成果を引き継ぎ、秋田大学との連携により規模を拡大して、生体情報研究の世界的拠点形成を目指すプログラムであり、19年度の計画は順調に達成された。

(2) 重粒子線がん治療施設の設置

「切らずに治す」最先端がん治療装置として国際的にも注目を集めている重粒子線照射施設の設置計画は順調に進捗し、19年2月に建設工事に着手した。現在、重粒子線医学研究センター（17年6月設置）及び附属病院各診療科が連携して、21年度に施設を稼働させ、臨床試験を開始するための体制整備を進めている。

4. 研究体制の整備

(1) 学術研究推進戦略の策定

18年度に、本学の学術研究の基本方針を策定し、学術研究を推進するための基盤となる、研究実施スペース（研究施設）、研究に使用する機器（研究設備）、コンピュータ・ネットワークや学術図書資料等の学術情報基盤を長期的ビジョンをもって計画的に整備することとした。

(2) 科学者行動規範の策定と関連規定の整備

18年度に、「群馬大学科学者行動規範」を策定するとともに「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を整備し、研究者の研究活動における不正に対する措置等を規定した。また、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、「群馬大学研究行動規範委員会」を設置した。

5. 地域社会への貢献

(1) 教育

16年度以降、県教育委員会との連携による「教育改革・群馬プロジェクト」の推進、小中学生の理科離れに対処するための理科体験教室「群馬おもしろ科学展」の実施（17～19年度参加者 約20,000名）及び科学に関する啓発活動を持続的に展開するための組織としての工学クラブ（19年度末現在で会員34,004名）の設立など地域の教育力の向上に貢献した。

(2) 医療

附属病院は、19年4月より施行された「がん対策基本法」に基づき、「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け、群馬200万人医療圏のがん医療に関して中心的役割を担うことになった。これに対応して、院内がん診療の組織化と県内拠点病院と連携を取るための組織として附属病院に「腫瘍センター」を設置した。また、県、医師会等と連携してがん登録推進のための諸活動を展開した。

(3) 産学官連携

文部科学省、経済産業省、科学技術振興機構等の支援を得て、群馬県及び関連企業等と連携して「ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓」、「アナログ回路関連分野の人材育成プログラム」、「環境に調和した地域産業創出プロジェクト」等のプロジェクトを推進し、それぞれの分野で高い評価を得た。また、17年6月に前橋工科大学、前橋商工会議所と共催による「第1回群馬産学官連携推進会議」を開催し、以後毎年同じ時期に会議を開催し、地域産業の活性化に貢献した。

(4) 多文化共生プロジェクトの推進

16年度以降、外国人集住地区である群馬県の東毛地区の要請に応え、多文化共生社会を実現するための多種類のモデル事業を企画・実施してきた。また、このプロジェクトにおける教育・医療・防災・防犯に関する取組を基に文部科学省、国土交通省、ブラジル大使館等に対して、種々の施策提言を行った。

(5) 地域密着型健康づくりプランナーの育成プログラムの推進

地域住民のニーズに応え、地域の健康づくりに関する課題を把握・分析・解決する人材及び行政区分・専門領域の健康プログラムを「健康スポーツに総合化」する人材の育成を行った。この過程で地域との協働プロジェクト及びネットワークを構築し、健康調査を行い、勉強会において様々な助言を与えるなど、地域の健康づくりに貢献した。

項目別の状況

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
運営体制の改善に関する目標

- 中期目標
- 1) 効率的・機動的かつ民主的な大学運営を遂行するため、教育研究及び経営両面にわたり学長のリーダーシップを重視し、その補佐体制を整備するとともに、学内運営組織の役割分担を明確にし、機動的な意思決定システムを確立する。
 - 2) 学部等（「学部及びその他の部局」をいう。以下同じ。）の業務運営の効率性及び機動性を担保するシステムを設計する。学部等における組織業務の評価基準・方法を確立するとともに、定期的に厳正な自己評価及び外部評価を実施し、その評価結果を外部に公表する等の説明責任を果たし、学部等の各基本理念・目標及び任務に的確に応える。また、全学的視点に立った戦略的な学内資源配分に資する的確な情報を提供する。
 - 3) 業務運営における教員及び事務職員との連携を密にし、両者が一体となって効率的かつ機動的に活動できるシステムを設計する。
 - 4) 学内諸施設の有機的な融合・一元化を図り、業務運営の効率性を高める。
 - 5) 国立大学法人間の連携を密にし、他大学との再編統合をも視野に入れて、諸般の社会的要請に応じた相互協力体制を強化する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【166】 1) - 大学運営の主たる業務毎に理事（5名以内）を置く。理事は、教育、研究、評価、総務、財務、人事、施設、経営、病院管理・経営、国際交流、情報化推進（IT）を体系的に整備した上で、最上層にそれぞれを担う。	（平成18年度計画実施済事項）			<ul style="list-style-type: none"> 大学運営の主たる業務（「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「病院」及び「学長特命事項」）毎に最適任者の理事を配置し、中期目標・中期計画等に掲げる事項の達成に向けて、それぞれが担当する業務（至長等を兼務）を機動的かつ効率的に行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学の重点課題の変化とともに、関係業務の更なる改善が必要となった場合、直しを図るなど、機動的かつ効率的な大学運営を行っている。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、5名の理事が、それぞれが担当する業務を機動的かつ効率的に行った。 本学の重点プロジェクトである重粒子線治療の普及推進に係る基盤整備のための企画立案並びにその実施を推進するため、専門的な知識等を有する民間の者を学長特命事項担当理事として登用した。 群馬大学TLOの設立に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を統合した「研究・産学連携戦略推進機構」を19年12月1日設置し、機構長、副機構長に、最適任者の理事を配置した。 情報化推進室の設置に伴い、CIO、CIO補佐に、最適任者の理事を配置した。 			
【167】 学長の職務を助けるに当たって、副学長及び学長補佐の役割を強化し、研究				<ul style="list-style-type: none"> 「企画・教学」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「財務企画」及び「全学共通教育に関する事項」を担当する副学長5名を配置し、学長の職務を補佐した。 大学運営に高い識見を有する学長特別補佐4名を配置し、学長補佐体制の強化を図った。 さらに、学長の諮問に応じて、教育・研究及び経営に関する諸課題や重要事項等に対し、助言を行う顧問2名（外部有識者） 	<ul style="list-style-type: none"> 大学の重点課題の変化とともに、関係業務の更なる改善が必要となった場合、副学長等役割分担の一部を直しを図るなど、機動的かつ効率的な大学運営を行っている。 		

	<p>価の結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについて検討する。</p>		<p>点からの戦略的な資源配分に反映させるシステムを構築し、20年度から実施することとした。</p>	
<p>【175】 学部長等に、一定の学配を認め、学配を戦略的に措置する。裁量経費の活用が可能な措置を講ずる。</p>	<p>【175】 学部長等に、一定の裁量経費を認め、学配を戦略的に措置する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 学部長裁量経費に、学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費を措置した。 受託研究等の間接経費の一部も部局長裁量経費とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学部長裁量経費に、学部等の戦略的な資源配分を支援する経費として、部局長裁量経費を措置する。
<p>【176】 3)- 本部事務局並びに各連部等の事務を統括し、業務の連携と一体性を強める。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 本部事務局並びに各部局事務部の学内調整の場として「事務協議会」を毎月開催し、事務の迅速な連絡調整を図った。 業務運営面の重要事項について、担当理事を室長とし、教員と事務職員が共に参画する組織により業務運営を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事務の迅速な連絡調整並びに業務運営面における教職員の連携と一体性を強めていく。
<p>【177】 業務運営の効率性・機動性を高めるため、教務、財務、労務、知的財産等の専門的知識・技能を必要とする部署に、学内外の専門家を導入する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 財務経営状況の点検、分析、企画などを行うため、学外専門家（民間金融機関）を常勤の財務調査役として採用した。 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理及び活用のため、民間企業で研究室長や知的財産部長などの経験のある人材をマネージャーやコーディネータとして採用した。 また、特許事務所の弁理士を客員教授として採用した。 その他、顧問、病院長補佐など学外専門家の参画を得て、業務運営の効率性・機動性を高めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学外の専門家を専門的な知識・技能を必要とする部署に採用し、業務運営の効率性・機動性を高めていく。
<p>【178】 4)- 平成19年度を目標として、総合情報センターを設置し、全学の情報化を推進した。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>		<ul style="list-style-type: none"> 17年4月1日に「総合情報メディアセンター」を設置し、全学の情報化を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、総合情報メディアセンターにおいて、全学の情報化の推進並びに情報関連の機能を強化していく。

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
教育研究組織の見直しに関する目標

中期目標
学部・大学院組織の見直しを進める。知の細分化から総合化への転換を志向し、全学の有機的融合を図り、総合大学としての質的向上を目指すという理念の下、以下の基本方針を目標に組織の見直しを進める。
科学技術の重点分野、特に、科学技術基本計画4大分野（生命科学、情報、ナノサイエンス、環境）の教育研究に組織的・機動的に対応する。
世界水準の教育研究が可能なよう組織を整備して拠点形成を目指す。
学生の学力の充実と、その適性に沿った進路選択を可能とする教育システムを創設する。
幅広い教養教育と複合型基礎教育の推進を図る。
学部・大学院が円滑に繋がる教育プログラム、教育組織の設定・編成を行う。
研究成果の普及事業や移転事業など、教育研究活動に付随する多彩な活動を広範囲に展開する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【182】 1) 総合大学としての機能を高めるため、他大学との連携・統合理力体制を構築し、新しい知の領域を開拓する。融合型の新学部を設置する。	【182】 1) 4大学（埼玉大学、茨城大学、宇都宮大学、群馬大学）間で引き続き連携協力を推進し、高度研究拠点や先端科学技術者の育成に努める。			<ul style="list-style-type: none"> 中期（年度）計画【180】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 中期（年度）計画【180】の『平成19年度の実施状況概略』参照 	<ul style="list-style-type: none"> 中期（年度）計画【180】の『平成20～21年度の実施予定』参照 		
【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。	【183】 2) 大学院組織の改組・再編を図り、大学院中心大学への移行を図る。工学研究科の改組・再編を行う。医学系研究科に生命医科学専攻（修士課程）を設置する。教職大学院の設置について検討を行う。			<ul style="list-style-type: none"> 工学研究科及び工学部を改組・再編し、19年4月1日から学生の受入れを開始することとした。 医学系研究科に生命医科学専攻（修士課程）を設置し、19年4月1日から学生の受入れを開始することとした。 工学研究科及び工学部を改組・再編し、大学院重点化を図った。19年4月1日から学生の受入れを開始した。 医学系研究科に生命医科学専攻（修士課程）を設置し、19年4月1日から学生の受入れを開始した。 教育学研究科に教職大学院として、専門職学位課程教職リーダー専攻を設置し、20年4月1日から学生の受入れを開始することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 大学院組織の改組等を検討し、大学院中心大学への移行を図る。 		
【184】 3) 世界的水準の生命科学研究を推進する。研究科・組織を調整し、世界水準の生命科学研究を推進し、重点分野の学際研究並びに遺伝子研究において成果を上げた。生体調節研究所では、生体調節シグナル研究の世界的研究拠点を形成するため、「代				<ul style="list-style-type: none"> 医学系研究科では、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所、放射線医学総合研究所及び理化学研究所との共同研究を推進し、重点分野の学際研究並びに遺伝子研究において成果を上げた。 生体調節研究所では、生体調節シグナル研究の世界的研究拠点を形成するため、「代 	<ul style="list-style-type: none"> 医学系研究科では、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所、放射線医学総合研究所との共同研究を推進し、重点分野の学際研究並びに遺伝子研究の世界的研究拠点を形成を目指す。 		

	<p>【184】 3) ポストゲノム研究の重要な柱である代謝シグナル研究を推進し、新技術の医療応用を図るため「代謝シグナル研究展開センター」を設置する。</p>	<p>謝シグナル研究展開センター」を19年4月1日に設置することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 生体調節研究所に、生体調節シグナル研究の世界的研究拠点を形成するため、「代謝シグナル研究展開センター」を19年4月1日に設置した。 また、本研究は、秋田大学と連携して申請を行い、平成19年度グローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」として採択された。 	<ul style="list-style-type: none"> 生体調節研究所において、秋田大学との連携による、グローバルCOE「生体調節シグナル研究」の統合的研究や、理学部との共同研究を進め、世界的な水準での生命科学研究の拠点形成を目指す。
<p>【185】 4) 生命医学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成を図るため、大学院医学系研究科に生命医学専攻（修士課程）を設置し、19年4月1日から学生の受入れを開始することとした。</p>	<p>【185】 4) 生命医学系研究者及び医療分野での高度専門職業人の育成のため、大学院医学系研究科に生命医学専攻（修士課程）を設置する。学位の種類は、修士（生命医学）とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 医学系研究科に生命医学専攻（修士課程）を設置し、19年4月1日から学生の受入れを開始した。学位の種類は、修士（生命医学）とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 医学を基盤とした生命医学領域の研究者、教育者、高度専門職業人の人材育成を行っていく。
<p>【186】 5) 教育と学生支援を効果的に実施し、大学教育の質を向上させるため、平成17年度に「学生センター」を統合的に設置する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育・学生支援機構を18年4月1日に設置し、学生に対する教育や就職支援などの業務を一元化し、教職員が一体となって取り組む体制を構築した。 大学教育・学生支援機構により、学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務に教職員が一体となって取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、体制と業務の見直しを行い、その機能をより充実・学生教育・学業支援・受験生への対応など、より一層の業務の円滑かつ機動的な運営を目指す。
<p>【187】 6) 教育研究に直結する施設等の財政基盤を強化し、向上させる。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 大学教育・学生支援機構を設置し、学生に対する教育や就職支援などの学生支援業務を向上させた。 産学連携・先端研究推進機構を設置し、研究サービス機能を向上させた。 群馬大学TLOの設置に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を一体化し、産学連携活動や共同研究のサービス機能をさらに向上させるとともに、財政基盤の強化を図る体制として、「研究・産学連携戦略推進機構」を19年12月に設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「研究・産学連携戦略推進機構」において、知的財産戦略をより推進し、産学連携活動や共同研究のサービス機能をさらに向上させるとともに、財政基盤の強化を図っていく。
<p>【188】 7) 高等教育研究機関との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携し、大学院連携講座（医学系研究科）を開設した。 放射線総合医学研究所と重粒子線がん治療の研究と人材育成に関する包括協定を締結し、重粒子線医学研究センターを設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、高等教育研究機関等との連携による教育研究組織の見直しを図っていく。

		<ul style="list-style-type: none"> た。日本原子力研究開発機構、産業技術総合研究所との連携による大学院連携講座(工学研究科)において、共同研究を推進した。 	
	<p>【188】 5) 高等教育研究機関等との連携を密にし、教育研究組織の見直しを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 秋田大学と連携し、19年度に採択されたグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」の円滑な運営及び実施を図るため、「生体調節シグナル研究連携解析ステーション」を設置した。 理学化学研究所と連携し、ゲイ素科学に関する教育研究活動を強化するための包括協定を締結するとともに、「ゲイ素科学国際教育研究センター」を設置した。 	
<p>【189】 8) 産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みを構築する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 産学連携・先端研究推進機構を設置し、産学連携や地域貢献に関する業務を組織的、効率的に行った。 群馬大学TLOの設置に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を一体化し、産学連携活動や研究・知的財産戦略をより推進するための体制として「研究・産学連携戦略推進機構」を19年12月に設置した。 群馬大学TLOは、文部科学大臣及び経済産業大臣から、内部TLOとしての承認を受けた。 工学部では、地域貢献諮問委員会の産学連携諮問部会や産学官推進戦略室などで、産学官連携や地域貢献について弾力的に対応できるシステムを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、産学官連携や地域貢献に関する業務については、その特性に応じた弾力的な運営を可能とする仕組みの構築を行っている。
<p>【190】 9) 複数大学が共同して効果的・効率的運営が期待されるものにつき、連携協力してその方向で教育研究組織の見直しを図る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 4大学(埼玉、茨城、宇都宮、本学)間で、高度研究拠点化や、創造豊かな技術者の育成を進めることを目的に協定を締結した。 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムについて、20年度からの実施に向けて、ITスペシャリスト人材育成のプロジェクトの試行開始を行った。 秋田大学と連携し、19年度に採択されたグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」の円滑な運営及び実施を図るため、「生体調節シグナル研究連携解析ステーション」を設置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムについて、20年度から人間創生情報学コースを、21年度から社会創生情報学コースを開始する。各コースとも4大学間の遠隔講義方式を利用して実施する予定である。 秋田大学との連携を強化し、生体調節シグナルの国際的教育研究拠点を構築する。
		<p>ウェイト小計</p>	

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
人事の適正化に関する目標

中期目標
1) 教職員の多様な活動をより効率よく適正に行う人事システムを確立し、成果・業績に対する公正かつ客観的な評価システムを導入し、それに基づく給与・昇給等へのインセンティブを付与する。
2) 教職員の多様な職務内容を、適切かつ効率よく行うための体制を構築する。
3) 多様な教職員からなる多様な価値観を共有できる将来に拓かれた職場の形成を目指す。
4) 適正かつ効率的な人事管理体制を確立する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【191】 1)- 平成19年度～20年度を以て教職員の人事評価を適正に行うため、全学的な人事評価制度を導入する。	【191】 1)- 教職員評価の試行結果を踏まえ、全学的な人事評価制度を導入する。			<ul style="list-style-type: none"> 教職員中期（年度）計画【174】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 事務系職員 <ul style="list-style-type: none"> a 「教職員評価・人事制度検討部会」の下に、「事務系職員評価システム検討WG」を設置し、「試行基準」等を検討し策定した。 b 18年度に管理職以上の事務職員を対象に、試行評価を実施した。 c 人事評価制度の導入に向けて、試行評価時の問題点の解消並びに評価基準等の策定を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度に、職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）並びに附属学校教員を対象に実施する。 人事評価の結果を踏まえたインセンティブを、教員については20年度、その他の職員については、21年度に導入する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 全学的な人事評価制度を導入した。 教職員中期（年度）計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』参照 事務系、技術系、医療系及び看護系職員について評価を実施した。 			
【192】 上記人事評価制度を活用するために、能力、職責並びに業績をバランスよく反映したインセンティブ・システムを給与・昇給制度等に導入する。	【192】 - 人事評価結果を、給与制度等に反映させることを検討する。			<ul style="list-style-type: none"> 教職員評価・人事制度検討部会において、試行評価の結果を踏まえ、インセンティブ・システムの検討を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 教員については、20年度、その他の職員については、21年度に、人事評価の結果を反映させたインセンティブ・システムを給与制度等に導入する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 教職員評価・人事制度検討部会において、人事評価の結果を踏まえた検討を行い、インセンティブ・システムを導入することとした。 			
【193】 人事評価の透明性・納得性の向上のために、公開制度や自己申告制度を導入する。				<ul style="list-style-type: none"> 試行評価において、教員は自己点検書、事務職員は自己評価シートによる自己申告制度を導入した。 事務系職員評価においては、評価者と被評価者との面談を実施した。 評価結果の一部をホームページ並びに関連会議等、学内外に公開した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、評価結果の公開制度や自己申告制度を実施していく。 		

	<p>【193】 - 人事評価の透明性・公平性の向上のために、自己評価に対する評価結果を本人に開示する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員評価においては、本評価結果における評価者に対する意見申立て、意見申立者に対する意見聴取の機会を設け、人事評価の透明性・公平性の向上を図った。 ・ その他の職員の評価においては、評価結果を本人に通知し、面談を行った。 	
<p>【194】 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、人事評価委員会が対応し、処理する。</p>	<p>【194】 - 人事評価に対する疑義が生じた場合の対応組織を設置する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員評価・人事制度検討部会において、人事評価委員会（仮称）の検討を開始した。 ・ 本評価結果における評価者に対する意見申立て、意見申立者に対する意見聴取の機会を設けることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価に対する苦情・異議申し立てに対しては、教職員評価不服審査委員会が対応し、処理を行う。
<p>【195】 人事評価の統一的運用を図るために、評価者（人事評価に従事する者）に対する定期的な研修を実施する。</p>	<p>【195】 - 人事評価の統一的運用を図るために、評価者に対する研修を実施するとともに、ガイドラインを作成し、配布する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 試行評価において、評価者に対する研修の実施並びに評価基準等のガイドラインの作成により評価を統一的に実施した。 ・ 人事評価に際して、評価者に対する研修を実施するとともに、ガイドラインを作成し、配布した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、評価者に対する研修を実施するとともに、ガイドラインを配布する。
<p>【196】 2)- 職員の職務内容の適切な分担を可能とするための人事制度の構築を定期的に行うとともに、職場の流動化を図るため、企業型業務型裁量労働制の導入を検討する。</p>	<p>【196】 2)- 職員の職務内容の適切な分担を可能とするための職員研修を行うとともに、職場の流動化を図るとともに、企業業務型裁量労働制の導入について、引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国際交流に対応した「英会話研修」、情報化に対応した「事務情報化研修」及び法人会計業務に対応した「財務関係実務研修」を実施した。 ・ 企画業務型裁量労働制については、教職員評価・人事制度検討部会において検討した。 ・ これまでに実施した研修のほか、人事労務系の人材育成等目的とした「人事労務実務研修」を実施した。 ・ 企画業務型裁量労働制の導入について、教職員評価・人事制度検討部会において検討した結果、現行の本学業務体系にはそぐわないため、導入を見送ることとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、職員研修を定期的に行う。
<p>【197】 教職員の多様な活動を可能とするため、専門業務型裁量労働制の導入を検討する。</p>	<p>【197】 - 教職員の多様な活動を可能とするため、専門業務型裁量労働制の導入について、引き続き検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員評価・人事制度検討部会において、専門業務型裁量労働制に関する意向調査を実施した。 ・ その結果を踏まえ、導入に関するより具体的な検討を引き続き行った。 ・ 専門業務型裁量労働制の導入について、教職員評価・人事制度検討部会において検討した結果、本学の業務実態はフレックスタイムや変形労働時間制等により対応が可能であるため、敢えて導入しないこととした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ フレックスタイムや変形労働時間制等により対応する。

<p>【198】 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すため、兼職・兼業の許可制の導入を検討する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に促すため、無報酬兼業の適用範囲の拡大や自己申告・許可制に係る申請手続きの簡略化並びに許可基準の明確化などの兼業規則の改正を行った。 ・ 改正後の兼業規則により、関連業務等が効率化され、教職員による産学官連携や地域社会への貢献活動が活性化された。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の産学官連携や地域社会への貢献を積極的に行う。
<p>【199】 一部職員においては、ワークシェアリングや時間差出勤等、多様な勤務形態を導入する。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属病院の一部職員において、ワークシェアリングを導入した。 ・ 教員において、フレックスタイムを導入するとともに、1ヶ月単位の変形労働時間制を導入した。 ・ 教職員の勤務形態に対応した、交代制勤務や時間差出勤を導入した。 ・ 引き続き、一部職員において、ワークシェアリングや時間差出勤などの多様な勤務形態を適用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、一部職員において、ワークシェアリングや時間差出勤など多様な勤務形態を導入する。
<p>【200】 新たに採用する教員には、全部局で任期制を導入することを検討する。導入に際しては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方を検討する。</p>	<p>【200】 - 新たに採用する助教に対しては、任期制を導入する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の採用に当たっては、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項を規定した「国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則」に基づく任期制を導入している。 ・ 「国立大学法人群馬大学教員の任期に関する規則」を改正し、新たに採用する助教については、全て任期制を導入することとした。 ・ 平成19年4月1日以降に採用する助教については、全て任期制とした。19年度においては、47名の助教を含む50名の任期付教員を採用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、適用範囲、任期、再任基準その他の重要事項について、各部局の特性に相応しい在り方の検討を行う。
<p>【201】 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。</p>	<p>【201】 - 教員選考の客観性・透明性を高めるために、原則として公募制を採用し、選考基準を公表する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員の採用は、全学原則として、公募制を採用した。 ・ 選考基準を明確にするため、「国立大学法人群馬大学教員の選考基準に関する規則」をホームページ上に公表した。 ・ 引き続き、教員の採用は、全学公募制を採用し、選考基準をホームページ上に公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、教員の採用は、全学公募制を採用し、選考基準の公表を行う。
<p>【202】 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<p>【202】 - 他の国立大学法人等と連携し、積極的に一定期間の教職員の相互人事交流の円滑化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他の国立大学法人と連携し、積極的に一定期間の相互人事交流を実施した。 ・ 引き続き、転出（退職）27名、転入（採用）23名の人事交流を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、他の国立大学法人等と連携し、積極的に相互人事交流の円滑化を図っていく。

<p>【203】 競争的資金の活用による多様な人材の採用制度を整備する。</p>	<p>競争的資金の活用による多様な人材の採用制度を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金の活用による多様な人材の採用制度を整備し、19年度から施行することとした。 競争的資金の活用による多様な人材の採用制度を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、競争的資金の活用による多様な人材の採用制度を整備する。
<p>【204】 産学官連携推進を視野におき、民間研究者の受け入れを容易にする制度を整備する。</p>	<p>産学官連携推進を視野におき、民間研究者の受け入れを容易にする制度を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内に事業所又は研究所を所有する民間企業と包括協定を締結し、共同研究・受託研究の推進、研究者の交流等を行った。 県内に事業所又は研究所を所有する民間企業と包括協定を締結する制度により、包括協定5件を締結し、客員教授、客員准教授として、民間研究者を5名受入れた。 民間研究者を「群馬大学共同研究取扱い規程」により、共同研究の共同研究員として、19年度に9名を受入れている。 民間研究者の受け入れを容易にするため、民間企業に在職する従業員を在職したまま本学の教職員として採用ができるよう就業規則を改正し、20年度からの受け入れを可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、産学連携推進を視野におき、民間研究者を受入れる。
<p>【205】 3)- 外国人教員の積極的な採用を図るためのシステムの整備を行い、待遇改善を実施するとともに、宿泊設備の整備の推進に努める。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外国人教員の積極的な採用を図ることを目的に外国人教師枠を廃止し、一般の教員として採用する制度を整備した。 宿泊施設については、宿舎に入居できることとした。 上記制度により、外国人教員1名が、一般の教員と同等の業績審査により、講師から准教授に昇任した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、外国人教員の待遇改善を図っていく。
<p>【206】 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員人事を積極的に推進する。</p>	<p>【206】 3) 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員の人的交流を積極的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流協定を締結している外国の大学等との教職員の派遣、受入れを積極的に行い、教育研究の交流を図った。 引き続き、国際交流協定を締結している外国の大学に教職員78名を派遣、また、研究者34名の受入れを行い、教育研究の交流を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国際交流協定を締結している外国の大学と教育研究の交流を図る。
<p>【207】 男女雇用機会均等法の趣旨にのっとり、採用基準と勤務条件の改善を推進するため、その阻害要因となる本学における施設及び制度の改善を図る。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 現行制度においても、年齢、性別にとられない採用基準及び勤務条件の改善を行っている。 現行制度の点検及び男女雇用機会均等法の趣旨を推進する上での阻害要因・背景についての調査を目的に、「男女共同参画に関する教職員アンケート調査」を実施し、その結果に基づく検討を行った。 勤務条件改善の一環として、附属病院内 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、男女雇用機会均等法の趣旨を推進していく。

<p>る。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<p>に保育所を設置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 附属病院においては、女性医師支援プログラムを策定し、女性医師の再就職を促進した。 ・ 育児休業制度の改善について検討し、規則の整備を行い、20年度から施行することとした。 	
<p>【208】 4)- 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証による試験によるが、必要に応じて国際化・情報化・地域連携等の社会ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。</p>	<p>【208】 4)- 一般事務職員の新規採用については、原則として能力の実証による試験によるが、必要に応じて国際化・情報化・地域連携等の社会ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 財務経営状況の点検・分析・企画、動物実験のサポート及び講義用スライドや研究用写真の作成に、専門的知識・資格等を有する者をそれぞれ選考により採用した。 ・ 医療事務において、専門的知識・資格(メディカルクラーク)を有する非常勤職員1名を選考により採用した。 ・ また、附属病院におけるがん診療連携拠点病院(腫瘍センター)の整備を図るため、専門的知識・資格(社会福祉士)を有する者1名を選考により採用した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、必要に応じて、社会的ニーズに的確に対応できる専門的知識・技能を有する人材を選考の上採用する。
<p>【209】 事務職員採用後の研修については、課題解決能力、業務処理能力、業務実践的研修等実践的研修を有する人材を養成する。</p>	<p>【209】 - 事務職員の課題解決能力、業務処理能力等を修得させるため、実践的な研修を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研修については、中期(年度)計画【196】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 ・ また、本学の現状、課題等の認識を深め、今後の業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目「群馬大学への誘い～本学のミッションを伝える」を聴講させた。 ・ 本学の現状、課題等の認識を深め、今後業務に役立たせることを目的に、新規採用事務職員に対し、学長、理事、部局長等が講師を担当する教養教育科目「群馬大学・学・教育と研究と地域社会と」を聴講させるとともに、レポート作成を課し、職員自身の業務遂行上の目標を明確化させた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、実践的な研修を行い、課題解決能力、業務処理能力等を修得させる。
<p>【210】 国の機関、他の国立大学法人等との人的交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。</p>	<p>【210】 - 国の機関、他の国立大学法人等との事務職員間の人的交流を積極的に行い、組織の活性化を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期(年度)計画【202】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 ・ 中期(年度)計画【202】の『平成19年度の実施状況概略』参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、組織の活性化を推進する。
<p>【211】 運営費交付金、事業収入等に基づく人件費の運用を、教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に規定した。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 学内の運用定員を定め、人件費を執行した。 ・ 18年度については、「運営交付金の減額(効率化係数 1%)の対処方策について」に基づく人件費削減計画を踏まえ、確実な 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、概ね1%の人件費の削減に向けて、運営費交付金、事業収入等に基づく、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図っていく。

<p>において合理的に定めるものとする。</p>	<p>【211】 - 運営費交付金、事業収入等に基づき、適正かつ効率的な人員管理、人件費の運用を図る。教職員の定年、定期昇給その他勤務条件については、就業規則において合理的に定める。</p>	<p>定員削減を実施し、中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与構造の見直しを行うとともに定年等退職者の能力を活用するために「再雇用制度」を整備した。 		
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「運営交付金の減額（効率化係数1%）の対処方策について」に基づく人件費削減計画を踏まえ、确实な定員削減を実施し、中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。 ・ 再雇用制度の活用等、給与構造の見直しを行い、人件費の削減を行った。 		
			<p>ウェイト小計</p>	

(1) 業務運営・財務内容等の状況
業務運営の改善及び効率化
事務等の効率化・合理化に関する目標

中期目標

(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する目標
1) 事務組織・職員配置の再編、合理化を進め、事務処理の効率化・合理化の推進を図る。また、群馬大学としての安全体制・責任体制を明確にした管理・運用のシステムを構築する。
2) 各種事務の集中化・電算化を推進し、事務処理の簡素化及び迅速化を図る。
3) アドミッション・オフィス入試対応の広報活動の強化、学生・留学生支援体制の充実、就職支援体制の強化を図る。
4) 事務職員の専門性の向上を図る。
(2) 複数大学による共同業務処理に関する目標
大学間共同業務処理の推進を図る。
(3) 業務のアウトソーシング(外部委託)等に関する目標
事務組織の機能・編成の見直しによる業務の省略化とアウトソーシングの積極的活用を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)		ウェット	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>【212】</p> <p>1)- 大学の将来計画を念頭に置き、平成16年度に事務組織の機能・編成の見直し、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化する体制を弾力的に対応できる体制を整備する。</p>	<p>(1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策</p> <p>【212】</p> <p>1)- 引き続き事務組織の機能について、さらなる見直しを行い、重複する業務の簡略化等、組織を取りまく変化する体制を整備する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 17年度に、外部資金の獲得や産学連携事業の推進、IT教育の充実や国際交流の発展など、法人化後の大学の一層の活性化を図るために、事務組織の再編を行った。 「事務改善・合理化協議会」において、上記の効果を検証する一方、同協議会でまとめた事務処理の改善事項の実施を促進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、事務改善・合理化協議会により事務組織の機能及び事務改善合理化方策等について検討を行う。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 20年1月に組織を取り巻く変化に弾力的に対応するため、事務局及び学部の事務組織にグループ制を導入した。 			
<p>【213】</p> <p>人的財源を確保し、新規プロジェクト等にな重点的に配備する。新たなニーズに対応するための人的財源を捻出する体制を整備する。</p>	<p>【213】</p> <p>- 人的資源を確保し、新規プロジェクト等に重点的に配備するなど、新たなニーズに対応するための人的資源を捻出する体制を整備する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金による人員増が可能となるよう「教職員任免規則」の整備を行い、19年度から施行することとした。 「学長裁量枠」から、新規プロジェクトに対し教職員を配置した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学長裁量枠により人的資源を確保し、新規プロジェクト等に必要に応じて重点的に配備する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 競争的資金の間接経費等の資金を活用した任期付教職員156名を採用した。 障害者の積極的・計画的雇用を推進することを目的に障害者雇用推進室を設置するとともに、具体的な雇用の場として荒牧キャンパスの構内及び学生関連施設等の清 			

		<p>掃・整備業務を担うために環境整備隊を19年4月に組織し、学長裁量枠から障害者6名を含む11名(うち1名は兼任)を配置した。</p>	
<p>【214】 法人化後の諸課題を解決するため、機動的な大学運営の構築を図る。</p>	<p>(平成17年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金の獲得や産学連携推進事業の推進を図り、産学連携推進課の機能を円滑にするため、3地区に、産学連携の窓口となる係を設置した。 教育研究及び事務の効率化、横断的な管理・運用を図ることを目的に昭和地区事務部の一元化を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、再編後の事務組織の運営状況の検証を行っていく。
<p>【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理(平成16年度)、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用、整備等を積極的に進めるため、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を構築する。</p>	<p>【215】 2) 大学全体の基幹ネットワーク環境の整備、事務の情報化、学生情報機器利用環境の整備、キャンパス間ネットワークを活用した事務文書の管理、情報発信及び情報交換、ナレッジ・マネージメント(知識の共有による効率的な管理運営)の活用、整備等を積極的に進め、事務情報処理の簡素化・効率化・迅速化を図る体制を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> キャンパス間ネットワークを活用した「文書管理システム」「学内共用の会議室・公用車の予約システム」及び「汎用システムサポート」を利用し、事務処理の効率化を図った。 グループウェアを活用した「全学掲示板の公開」「ISO関連掲示板」「入札予定管理」を行った。 Webホスティングシステム及び運用ルールを整備し、サービスを開始した。 本学の情報化基本方針の策定をはじめ、情報化に関する重要事項を協議するため、情報化推進委員会を廃止し、「情報化推進室」を設置した。 学術情報基盤整備を推進するために、「学術情報基盤整備計画」並びにその計画に基づく「情報化基本方針」を策定した。 業務運営の効率化・合理化を図るため、業務・システム最適化計画を策定した。その内容について、ホームページにより公表した。 	<ul style="list-style-type: none"> 業務・システム最適化計画に則り、「総合情報処理センター電子計算機システム」を20年度に更新する。
<p>【216】 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<p>【216】 3) 事務職員の専門性の向上及び企画立案機能を強化するための制度(学内・学外・民間研修等)を導入し、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事務系職員の専門性、企画立案能力の向上等の効果を企図した学外研修へ積極的に参加させ、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図った。 引き続き、学外研修へ積極的に参加させ、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学外研修へ積極的に参加させ、組織運営の効率化・合理化に向けた意識改革を図っていく。
<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 【217】 複数大学によるテレビ会議システム等の設置を検討し、共同業務処理の導入を</p>		<ul style="list-style-type: none"> 埼玉大学と共同調達した財務会計システムについて、業務上発生する問題点等の検討を行うため、テレビ会議システムを利用した会議を開催した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に協力してこの制度を活用し、事務系

<p>図る。</p>	<p>(2) 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策 【217】 複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に協力してこの制度を活用し、事務系職員採用に係る業務の効率化を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に参画し、この制度を活用した事務系職員採用に係る業務の効率化を図った。 ・ 引き続き、複数大学の共同業務による国立大学法人等職員採用試験に協力してこの制度を活用し、事務系職員採用に係る業務の効率化を図った。 	<p>職員採用に係る業務の効率化を図っていく。</p>
<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【218】 定型的な業務及び特に教務事務一元化を図り、事務系業務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	<p>(3) 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策 【218】 定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築するとともに、アウトソーシングの推進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教務事務システムの一元化について検討した。 ・ アウトソーシングについては、担当部署の処理業務の軽減と外部委託による費用対効果を勘案して、医学部附属病院において、病棟補助業務などを実施した。 ・ 学籍管理の全学一元化のためのシステムを構築した。 ・ 職員の負担を軽減し、業務の効率化を図るため、事務改善・合理化協議会において、各部局の業務を点検・検証した結果、下記事項について、アウトソーシングを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> a 学籍や成績等の教務関係データ入力・集計業務 b 授業評価や教員評価等の評価データ集計業務 c 滅菌や手術間清掃等の附属病院業務 ・ 特に、教員評価データ（約500万件以上）の集計業務を外注化した結果、集計処理の期間短縮化が図れ、中期計画どおりに本評価を実施することができ、20年度においては、評価に基づくインセンティブ付与が可能となったなど、業務を円滑に遂行することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学部の履修登録・成績管理システムのデータの共通化を進める。 ・ これまでのアウトソーシングの取組を引き続き実施するとともに、下記の業務を外注する予定である。 <ul style="list-style-type: none"> a 大学情報データベースの集計業務 b 職員評価（事務系職員約800名）のデータ処理 c 住民税の人事給与システムへの入力・確認業務 d 市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書の仕分け作業
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕

⋮

(1) 業務運営の改善及び効率化に関する特記事項等

法人化後4年度目となる19年度においては、16～18年度に整備した体制等が機動的かつ戦略的に機能したかを観点に点検・評価を行うとともに、学長のリーダーシップの下、次に掲げる業務運営の改善及び効率化を図った。

戦略的な法人経営体制の確立と効果的運用が図られているか。**【平成16～18事業年度】****1. 企画立案体制の整備****(1) 役員懇談会の設置**

法人運営の機動性・効率性を高めるために16年度に設置した「役員懇談会」を原則毎週開催し、学長のリーダーシップの下、法人運営上の諸課題に対して迅速かつ適切な意思決定を行った。また、監事の出席を求め、透明性・公正性を保った。

(2) 大学運営会議の設置並びに全学委員会の再編

17年度に13の主要全学委員会を整理統合して、学長、理事、部局長を構成員とする「大学運営会議」を設置し、各部局の活動との総合調整や業務運営の効率化を図った。役員懇談会と同様に、監事の出席を求め、透明性・公正性を保っている。また、全学委員会を各理事の下に再編(70から58に減)し、教員の負担軽減を図った。

(3) 「室方式」への切替

16～18年度にかけて、法人運営の重要事項(大学評価、危機管理、広報戦略、研究戦略、知的財産戦略、地域連携推進、施設・環境推進、国際交流企画)について、合議制の委員会から担当理事を室長とする「室方式」へ順次移行させ、理事のリーダーシップが発揮しやすく、かつ、教員と事務系職員が一体となって取り組む体制を整備した。

2. 学長補佐体制の強化**(1) 理事業務分担の見直し**

16年度に法人運営の主たる業務毎に最適任者の理事を配置し、大学を巡る環境の変化に対応して、18年度に役割分担等の見直しを行った。

(2) 副学長及び学長特別補佐体制

学長補佐体制の強化を図るため、「企画・総務」、「研究・国際交流」、「総務・財務」、「財務企画」、「全学共通科目に関する事項」を担当する副学長5名、大学運営に全般にわたり学長に助言を行う学長特別補佐4名を設置した。

(3) 顧問の設置

学長の諮問に応じて教育、研究及び経営に関する諸課題等について助言を行う顧問2名を設置した。

【平成19事業年度】**1. 企画立案体制の整備**

役員懇談会並びに大学運営会議において、引き続き戦略的・効果的運営を図るとともに、集中的審議の慣行、審議事項の精選、審議事項及び資料の事前配付等に努め、より効率的な運営を行った。

2. 学長補佐体制の強化**(1) 「研究・産学連携戦略推進機構」の設置**

「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を統合した「研究・産学連携戦略推進機構」の機構長、副機構長に最適任者の理事をそれぞれ配置するなど、学長補佐体制のさらなる強化を図った。

(2) 「情報化推進室」の設置

情報化推進室の設置に伴う、CIO、CIO補佐に最適任者の理事をそれぞれ配置するなど、学長補佐体制のさらなる強化を図った。

法人としての総合的な観点から戦略的運用が図られているか。**【平成16～18事業年度】****1. 学長裁量経費**

中期計画及び年度計画に基づき、全学的な視点からの戦略的施策や教育研究プロジェクト等を推進する経費として、学長裁量経費を措置し、学長のリーダーシップの下、総合的な観点から戦略的・効果的な資源配分を行った。

2. 学長裁量人数枠

第10次定員削減計画を法人化後も計画どおり行ったものとして設けた「学長裁量枠」を確保し、「重粒子線照射施設設置」、「教養教育重点化」、「財務経営状況の点検・分析」、「情報基盤整備」、「国際交流事業」等のプロジェクトに対し、計15名(17年度3名、18年度12名)を重点的に配置した。

【平成19事業年度】**1. 学長裁量経費**

学長裁量経費を340百万円措置し、次のとおり配分した。

(1) 教育研究改革・改善プロジェクト経費[90百万円]

学部の枠を越えた全学的視点に立った教育研究プロジェクト経費
教育研究国際化の推進経費
「特色ある大学教育改革の支援」、「21世紀COEプログラム」、概算要求事項「特別教育研究経費」等への申請・支援経費
若手研究者及び指導的研究者の研究活性化の推進経費
若手研究者支援のための経費財源
「平成19年度 国立大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、20年度科学研究費補助金への応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額し、その経費を若手研究者支援のための経費財源の一部とした。

- (2) **教育研究環境重点整備費** [170百万円]
教育研究及び学生支援に必要な共同利用設備、施設の整備等、教育研究環境の改善に要する経費
- (3) **大学改革等推進経費** [10百万円]
大学改革等を推進する上で必要な評価システムの構築等経費
- (4) **社会貢献重点経費** [30百万円]
学外の機関及び自治体等と連携した共同事業等の社会貢献に要する経費
- (5) **部局長裁量経費** [40百万円]
学部等の戦略的な資源配分を支援するための経費
「部局長裁量経費」について
部局長裁量経費については、既定の部局長裁量経費（50百万）の配分と合算し、90百万円を措置した。また、間接経費の一部 213百万円（対前年度98百万円増）についても、部局長の裁量により執行できることとした。

2. 学長裁量人数枠

引き続き「学長裁量枠」を確保し、重粒子線照射施設の稼働に向け、重粒子線医学研究センターに専任教員2名を、本学の運営上特に重要な業務及び特定プロジェクトの推進のため、特任教授4名を新たに配分した。

法人内における資源配分に対する中間評価・事後評価の実施、必要に応じた資源配分の修正が行われているか。

【平成16～18事業年度】

1. 法人全体の資源配分に対する評価

法人全体の資源配分については、月次、四半期毎及び年度終了後の予算の執行状況を把握、分析、評価し、役員会及び経営協議会における審議により、当該年度途中での修正や次年度の予算配分に反映させた。

2. 学長裁量経費の資源配分に対する評価

学長裁量経費の資源配分については、事業の進捗状況の調査により、必要に応じた修正を行い、さらに、事業完了後に報告書の提出を求め、役員会、財務企画諮問会議において、事業成果の把握を行い、次年度の配分に反映させた。

【平成19事業年度】

1. 法人全体の資源配分に対する評価

引き続き、上記の手法により、必要に応じた資源配分の修正及び次年度の予算配分に反映させた。

2. 学長裁量経費の資源配分に対する評価

また、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」については、当該経費を管理する担当部署（室）毎に評価するシステムを整備して、次年度の配分に反映させた。

業務運営の効率化を図っているか。

【平成16～18事業年度】

事務組織の再編・合理化等

外部資金の獲得や産学連携事業の推進、情報基盤の整備やIT教育の充実、国際交流の発展等を戦略的に支援し、事務組織の一層の活性化を図るため、組織の再編により「研究推進部」を設置した。また、事務改善・合理化協議会でまとめた事務処理の改善事項の実施状況を毎年度調査し、その着実な実行を促すことによって業務改善を進めた。

【平成19事業年度】

事務組織の再編・合理化等

「グループ制」の導入

引き続き、事務改善・合理化協議会を中心に既存組織の機能の点検、事務処理の改善の着実な実施に取組むとともに、人件費抑制や組織を取り巻く環境の変化に弾力的に対応するため、事務局及び学部の事務組織にグループ制を導入した。

収容定員を適切に充足した教育活動が行われているか。

【平成16～18事業年度】

収容定員の平均充足状況

課程毎の収容定員の平均充足状況は、学士課程112.9%、修士課程126.9%、博士課程111.9%であり、収容定員を適切に充足した教育活動を行った。

【平成19事業年度】

収容定員の充足状況

課程毎の収容定員の平均充足状況は、学士課程111.8%、修士課程115.0%、博士課程116.8%であり、収容定員を適切に充足した教育活動を行った。

外部有識者の積極的活用を行っているか。

【平成16～18事業年度】

1. 学外専門家の登用

民間手法を取り入れた財務経営状況の点検、分析、企画などの業務を担当する「財務調査役（常勤）」を民間金融機関から採用した。また、知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理及び活用のため、民間企業で研究室長や知的財産部長などの経験のある人材をマネージャーやコーディネータとして、さらに、特許事務所の弁理士を客員教授として採用した。その他、顧問、病院長補佐などの学外専門家の参画を得て、業務運営の効率性・機動性を高めた。

2. 経営協議会の審議状況と運営への活用

16年度7回、17年度4回、18年度5回開催し、審議過程における外部委員などの意見を積極的に大学運営に反映させた。会議の運営については、役員会等関連会議等との日程調整や審議事項の整理などを早期に行い、法人の意思決定に先だって経営協議会で十分に審議できるよう、さらに、議題の他、会議資料を事前配付して、委員が提言しやすくするなどの措置により、審議の実質化を図った。また、法人経営の重要事項である概算要求については、経営協議会委員による学内ヒアリングを実施して外部委員からの意見を取り入れた。

【平成19事業年度】

1. 学外専門家の登用

本学の重点プロジェクトである重粒子線治療の普及に係る事業推進のため、証券会社に豊富な経験を持つ者を理事（学長特命事項）に登用した。さらに、本学管理運営上の課題について、同証券会社の公共・公益法人サポート部から助言を得た。また、引き続き、業務運営の効率性・機動性を高めるため、学外の専門家を財務調査役、知的財産関連のマネージャーやコーディネータ、顧問、病院長補佐及び客員教授等に採用した。

2. 経営協議会の審議状況と運営への活用

5回の会議及び概算要求ヒアリングを開催し、引き続き上記運営のもと外部委員からの意見を大学運営に反映させた。
 （反映事項）
 「業務運営」、「大学経営」、「学生の休・退学等」、「概算要求」について
 （詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料3 - 3参照。）

監査機能の充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

1. 監査室の機能強化

監事の下に事務局から独立した第三者機関として設置した監査室（専任の監査室長、専門職員で構成）において、監事監査を円滑に遂行させるため、監事に同行して状況調査を行うとともに、監事の指摘事項に係る法人の改善状況の把握に努めた。

2. 監事監査及び内部監査の実施状況

監事監査は、各部署における事業計画について、「中期目標・中期計画(P)」、「当該年度計画(P1)」、「当該年度成果(D1)」、「翌年度計画(P2)」として位置付け、「それぞれ段階でのチェック：内部監査(C)」と「必要に応じた見直し(A)」の運営手順（工程、プロセス）等のPDCAシステムが適宜機能しているかを観点に実施された。また、年間を通じたフロー方式による日常監査として、学内主要会議や定例的な業務について、逐次問題点をチェックし提言を行うとともに、「群馬大学監事監査実施基準」に基づく監査計画を年度当初に策定し、第1期として実地監査と決算監査を、第2期として第1期の監査結果を踏まえた実地監査を実施し、監査結果を報告書としてまとめ、学長あてに提出することによって、法人業務の改善に資した。特に17、18年度は、リスクマネジメントの観点から、重点的に監査を実施した。なお、会計監査人の会計監査及び「群馬大学内

部会計監査規程」及び「群馬大学内部会計監査計画」に基づく会計監査の結果は、監事に逐次報告するシステムとなっており、各監査の連携・調整が図られた。

3. 監事の提言に基づく主な改善事項

- (1) 学生に対するカウンセリング体制の充実
- (2) 教育学部附属学校の教員給与の改善
- (3) 社会情報学部における推薦入学志願者減少対策
- (4) 全教職員が情報を共有できるシステムの構築

【平成19事業年度】

監事監査の実施状況

大学・学部の将来構想を重点事項とした監事監査が実施され、校舎の老朽化や地域連携による医師養成等について提言が行われた。提言に基づく具体的な改善事項の詳細については、「各法人共通の資料・データ」の添付資料4 - 2を参照。

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等が行われているか。

【平成16～18事業年度】

教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直しについては、学長、理事のトップダウンや各部署からのボトムアップの両面による問題提起に対して、毎年度、役員懇談会の重点審議事項として定め、全学的な視点から集中的に検討する機会を確保した。

組織編成・見直し等を行った教育研究組織

- ・ 重粒子線医学研究センターの設置（17年度）
- ・ 総合情報メディアセンターの設置（17年度）
- ・ 社会情報学部の改組（18年度）
- ・ 大学教育・学生支援機構の設置（18年度）
- ・ 大学院教育学研究科修士課程障害児教育専攻の設置（18年度）

【平成19事業年度】

引き続き、上記の体制で迅速な意思決定を図り、教育研究組織の柔軟かつ機動的な編成・見直し等について検討を行った。

組織編成・見直し等を行った教育研究組織

- ・ 大学院医学系研究科修士課程生命医科学専攻の設置（19年度）
- ・ 工学部・工学研究科の改組・再編（19年度）
- ・ 生体調節研究所代謝シグナル研究展開センターの設置（19年度）
- ・ 研究・知的財産戦略本部と産学連携・先端研究推進機構を一体化した研究・産学連携戦略推進機構の設置（19年度）
- ・ 大学院教育学研究科修士課程教科教育実践専攻及び専門職学位課程教職リーダー専攻（教職大学院）の設置（20年度予定）

法人全体としての学術研究活動推進のための戦略的取組が行われているか。

【平成16～18事業年度】

1. 学術研究推進戦略の策定

本学の学術研究に関する基本方針・戦略(人材・組織、研究資金、研究基盤)を定めた「学術研究推進戦略」を18年6月に策定して、学術研究を推進するとともに、研究設備等の基盤整備を研究戦略室が中心となって、マスタープランに従って計画的に行った。

2. 研究グループ形成の促進

研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、中期計画で定めた重点8領域を中心に、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的にプロジェクト型研究を推進した。その結果、グローバルCOEに向けての拠点形成が行われた。

【平成19事業年度】

1. 学術研究推進戦略の策定

18年度の実績を踏まえて、「学術研究推進戦略」の内容の見直しを図り、19年6月に改正を行った。

2. 研究グループ形成の促進

引き続き、研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、中期計画で定めた重点8領域を中心に、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進した。この結果、20年3月には、ケイ素科学国際教育研究センターを設立した。

従前の業務実績の評価について運営に活用しているか。

国立大学法人評価委員会による評価で課題とされた事項については、役員会等の諸会議で周知徹底を図り、改善に向けた早急な取組に着手するとともに、ホームページに評価結果を掲載し、大学構成員の意識の共有を図っている。また、確実な改善を図るため、「大学評価室」及び「部局評価委員会」等による改善状況の点検・評価を年2回実施している。

評価で課題とされた事項について、次のように改善を行い、法人運営に活用した。

【平成16～18事業年度】

1. 経営協議会の運営について

「教職員報酬規則及び役員報酬については、経営協議会において審議すべき事項であるが、法人としての意思決定前に審議されていないことから、会議の運営の見直しが求められる。」との指摘を踏まえ、18年度から、経営協議会で審議する事項について、役員会等諸会議の開催日程と調整をしつつ、法人意思決定前に経営協議会で十分に審議する体制を整えた。

2. 内部監査の実施体制

「内部監査の実施体制については、監査室長が秘書課長をもって充てられているが、監査対象との独立性、実効性が求められる。」との指摘を踏まえ、18年度から、監査室長及び専門職員を専任とし、監査の独立性、実効性を担保し、監査機能の充実を図った。

3. 監査機能の充実

「監事監査における指摘事項を具体的に大学運営に反映させるなど、監査機能の充実が求められる。」との指摘を踏まえ、18年度から、監事監査結果による改善事項に対して、前述の監査機能の充実が図られているか。のとり対処した。

【平成19事業年度】

教務事務の横断的な管理・運用体制の構築

「定型的な業務及び特に教務事務システム等の構築・一元化を図り、教育研究・事務の横断的な管理・運用体制を構築することについては、定型的な業務等の一元化や効率的な事務処理を行うための諸方策を引き続き検討することとしている状況であり、教育研究・事務の管理・運用体制の構築にまで至っていない。」との指摘を踏まえ、学籍管理の全学一元化のための教務事務システムを構築した。

業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標

中期目標
 大型外部資金源として、21世紀COEプログラム、各省庁又は財団による提案公募型研究（例えば、科学技術振興事業団による戦略的創造研究推進事業など）、地域振興プロジェクト等に積極的に応募する。科学研究費補助金についても積極的に応募し、採択件数、採択配分額の増加を目指す。さらに、受託研究、奨学寄付金の増加に努力するとともに、財団助成への応募を促進し、研究費の増加を図る。
 先端科学分野におけるベンチャー事業、産学官連携による大型プロジェクト、学内諸施設開放、大学出版事業、公開講座の充実、附属病院経営等の幅広い自己収入の増加策を講じる。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【219】 1) 大型外部資金を応募しやすい体制を整え、部局内活動を促進し、産学官連携による研究費の増加を図る。	【219】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に部局内又は部局間にまたがる研究グループ活動を促進し、さらに、産学官連携のプロジェクト研究等に大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図る。			<ul style="list-style-type: none"> 研究・知的財産戦略本部の研究戦略室において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築した。 これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、2つの拠点計画が21世紀COEプログラムとして採択された。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図っていく。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「研究・知的財産戦略本部」の研究戦略室において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築し、収入の増加を図った。 中期計画で定めた重点8領域の内、1つの拠点計画がグローバルCOEプログラムとして採択された。 (19年度採択件数) グローバルCOE 1件 がんプロフェッショナル養成プラン GP 1件 GP 6件 			
【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習会を開催し、申請書の提出と審査の支援体制を整える。				<ul style="list-style-type: none"> 詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個々に配付した。 各キャンパスにおいて、説明会を実施した。 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」「申請期限」及び「各種団体の研究助成の募集情報」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。 公的外部資金情報のメール配信や、JST等の担当者を招聘しての説明会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種外部資金獲得へ向けて積極的な支援を行っていく。 		

	<p>【220】 2) 科学研究費補助金等の申請に関する講習情報の提供と併せて、各種外部資金獲得への積極的な支援体制を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、各種外部資金獲得へ向けて上記に掲げる積極的な支援を行った。 科学研究費補助金申請件数が下記のとおり増加した。 19年度(A) 20年度(B) 増減(B-A) 全学新規 692件 744件 52件 1人当新規 0.95件 1.00件 0.05件 	
<p>【221】 3) 地域共同研究センターの研検各、地域の活動を強化し、方法等を業図の増加を図る。また、ホームページの更新等、企業との適切な組み合わせを図る。</p>	<p>【221】 3) 共同研究イノベーションセンターの広報活動を強化し、受託研究費の増加を図る。また、ホームページの更新等、企業との適切な組み合わせを図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 広報誌やホームページを通じて、随時各種事業を広報した。 群馬産学官連携推進会議の開催や県等の自治体が開催の展示会に参画し、積極的な広報を実施した。 教員が発表した研究シーズや新聞に毎週定期的に掲載されているシーズを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かりやすいシーズ集として冊子化を行い、地域企業等に積極的にPRした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、受託研究費等の増加を図るため、広報活動を強化していく。
<p>【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のため、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルを平成19年度までに作成する。</p>	<p>【222】 4) 先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援のために、共同研究スペース等、学内施設を開放し、起業家育成を図る。ベンチャー事業育成に資するための地域・学生向けの起業塾を開催するとともに、テキスト・マニュアルを作成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、共同研究イノベーションセンターニュース(3,000部発行)やホームページを通じて、随時各種事業を紹介している。また群馬産学官連携推進会議の開催や群馬県等の自治体が開催の展示会に参画するなど積極的な広報活動を行った。 教員が発表した研究シーズを基に研究要約と図表を盛り込んだ分かりやすいシーズ集を作成し、各種展示会、フォーラム等で紹介した。 上記の結果、受託研究受入金額が18年度の実績を約30,000千円上回った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、先端科学分野でのベンチャー事業立ち上げ支援を行う。
<p>【223】 5) 地域共同研究センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産</p>		<ul style="list-style-type: none"> インキュベーションセンターにおいて、大学における実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち3社が起業化した。 ベンチャー事業運営の一環であるセミナー「起業塾」を実施し、ベンチャー事業の立ち上げを支援している。 ベンチャー事業育成に資するためのマニュアルについて、起業塾のテキストを再編集するなどの作成準備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「産学連携・先端研究推進本部」のインキュベーションセンターにおいて、大学における実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち、19年度は新たに1社が事業を立ち上げ、通算で4社が起業化した。 「起業塾」を実施し、ベンチャー事業の立ち上げを支援した。 テキスト・起業化マニュアルを作成した。
		<ul style="list-style-type: none"> 産学連携を組織的、効率的に行うことを目的に、学内諸施設を整備統合した「産学連携・先端研究推進機構」を設置し、ベンチャー企業が利用しやすい条件を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構「産学連携・先端研究推進本部」の共同研究イノベーション

<p>業の創出とともに、自己収入の増加を図る。そのための再編成を図り、ベンチャー企業にやさしい条件を整備する。</p>	<p>【223】 5) 共同研究イノベーションセンターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出とともに、自己収入の増加を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 起業塾の開催とインキュベーションセンター内から、ベンチャー事業の立ち上げを支援した。 ・ 企業等の技術者を対象に高度技術研修を実施した。 ・ 群馬大学TLOの設置に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を有機的に統合した「研究・産学連携戦略推進機構」を設置し、ベンチャー企業がより利用しやすい条件を整備した。 ・ 引き続き、起業塾及び高度技術研修を実施するとともに、「研究・産学連携戦略推進機構」が保有する分析装置を開放し、民間機関等から「依頼分析」を受ける制度を開始し、自己収入の増加を図った。 	<p>センターその他の学内諸施設をベンチャー企業に開放し、新産業の創出を図るとともに、民間機関等から「依頼分析」を受託するなど、自己収入の増加を図っていく。</p>
<p>【224】 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<p>【224】 6) 公開講座や技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公開講座について、各種広報活動を行い、受講者の増加を図った。 ・ 品質工学等の高度技術者研修など技術研修の充実を図り、自己収入の増加に努めた。 ・ 公開講座のホームページ公開（本学及び群馬県）、公共の機関紙等への掲載、ちらし・ポスターの作成、マスコミ等を通じた広報等、各種広報活動を行い、各キャンパスにおいて公開講座を実施し、自己収入の増加に努めた。 (実施講座等) 33講座 (受講者計) 800名 ・ 企業等の技術者を対象に高度技術研修(材料局所分析)を実施(10月31日、11月7日)し、自己収入の増加に努めた。 (定員) 10名 (受講者数) 14名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、公開講座や高度技術研修の充実、研修施設の有効活用等により、自己収入の増加に努めていく。
<p>【225】 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<p>【225】 7) 附属病院の経営改革を行い、効率的な運営を通じて、病院収入の増加に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営ワーキンググループ5班(増収対策検討班、人件費・委託経費節約対策検討班、医療経費等節減方策見直し検討班、病院評価項目及び方法等の検討班、診療科等取組方法・計画等検証及び効率化方策検討班)を中心に、様々な角度からの検討・改善を行い、病院収入の増加に努めた。 ・ 経営ワーキンググループに対して、具体的な数値目標(増収・節約ともに)を提示して、年度の後半に進捗状況の確認を実施している。 ・ 看護師を確保し勤務体制を見直すことで、7:1看護体制とした。 ・ 民間企業と契約して医療材料の購入契約方法を見直してコスト削減を行った。 ・ 上記の結果、診療報酬改正による増収がない年度に、目標稼働額を7:1看護体制の実施と中央診療棟開院を軸として、対前年稼働額1,691,358千円増、対前年比10.3%増とした。20年3月末現在で、対前年稼働 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院運営会議を中心に経営方針を毎年度定め、着実に実行し、検証できる力を備えた経営ワーキンググループ活動を再構築する。 ・ 病院経営を安定化させるために必要な医療スタッフを確保し、病院収入を確保する。 ・ 引き続き、民間企業と契約して医療材料の契約方法の見直しを行い、コスト削減を図っていく。

		額1,547,703千円増、対目標稼働額99.2%の達成率となり、ほぼ目標稼働額を達成できた。		
		ウェイト小計		

業務運営・財務内容等の状況
 (2) 財務内容の改善
 経費の抑制に関する目標

1) 管理的経費の使用状況を公開し、その評価点検により効率化を図りながら全体の管理的経費を抑制する。
 2) 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された総人件費改革の実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行う。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由(計画の実施状況等)		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20~21年度の実施予定	中期	年度
【226】 1)- 平成16年度から電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うための組織の設置を検討し、省エネ、省コスト対策、プリメンテナスに関わる対策を練る。	【226】 1)- 電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき導入した光熱水費等の受益者負担制度により、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。			<ul style="list-style-type: none"> 群馬大学環境方針に沿って、施設・環境推進室(各地区)において策定した「エネルギー削減に向けての行動計画」に基づき、省エネ対策等を推進した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、電気・ガス等のエネルギー使用の管理を行うため、「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき導入した光熱水費等の受益者負担制度により、エネルギー使用の合理化・計画的維持管理を推進する。 荒牧地区の暖房等の省エネを進め、ボイラ運転を中止する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 「国立大学法人群馬大学エネルギー管理内規」に基づき、団地別・部局別の毎月光熱費と使用量を大学運営会議に報告するとともに、HPに公表することにより部局毎の負担額を明確にし、エネルギー使用の合理化を促進した。 施設・環境推進室に環境専門部会を設置し、環境問題の検討及び省エネ対策を協議した。 暖房等の省エネを図るため、老朽ボイラから個別空調化を進めており、学内予算を重点的に配分し桐生地区ではボイラ運転を中止した。また、荒牧地区でもボイラを廃止するため個別空調化を推進した。 昭和地区ではトランスを省エネ型に更新するとともに、ポンプのインバーター化を推進した。 			
【227】 全学の各施設について、利用状況を評価するシステムを整備し、その有効利用を図る。	【227】 - 施設情報管理システムを運用し、その有効利用を図る。			<ul style="list-style-type: none"> 施設情報管理システムを構築し、施設実態調査図面の有効利用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、施設情報管理システムを運用し、その有効利用を図っていく。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 施設情報管理システムを活用し、施設実態調査図を全学に公表して、施設の維持管理用資料作成業務の効率化を図った。また、共用研究スペース(プロジェクトスペース35室)の利用形態を公表し、空室管理を行うなど施設の有効活用を推進した。 			
【228】 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。				<ul style="list-style-type: none"> 役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行った。 退職教員等の欠員ポストはすべて学長裁量枠とし、役員会において当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上で効果的な運用を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況について評価・検証を行い、人件費抑制と効率的配分を図っていく。 		

	<p>【228】 - 人的資源の効果的運用について評価方式を導入し、人件費抑制と効率的配分を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、役員会において17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、当該部局等の業務運営改革等の状況を評価・検証した上で、その可否を判断し、必要により一定期間の人的凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的運用を図った。 		
<p>【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。</p>	<p>【229】 2) 総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 役員会決定「運営交付金の削減(効率化1%)への対処方策について」等の方策により定める人員削減計画等を実施し、中期計画に掲げた毎年1%減を達成した。 引き続き、役員会決定「運営交付金の削減(効率化1%)への対処方策について」等の方策により定める人員削減計画等を実施し、中期計画に掲げた毎年1%減を達成した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、総人件費改革の実行計画を踏まえ、概ね1%の人件費の削減を図っていく。 	
		<p>ウェイト小計</p>		

(2) 業務運営・財務内容等の状況
 財務内容の改善
 資産の運用管理の改善に関する目標

中期目標
 施設、土地等の資産について、効果的・効率的に使用する体制を整備し、財源の確保に努める。また、知的財産を適切に管理し、その有効活用を図る。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中 期	年 度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中 期	年 度
【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。	【230】 1) プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。施設・環境推進室の下で効率的な施設利用を図り、計画的な維持保全に努める。			<ul style="list-style-type: none"> 「施設の有効活用に関する内規」を一部改正し、共同利用型の共用研究スペースを確保することとした。 専有面積に応じて施設使用料を負担する共用研究スペースの「スペース課金制度」の積極的な適用を図り、施設の維持保全のために安定した財源確保に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、プロジェクト研究等の共用研究スペースの有効利用を促進する等、効果的かつ効率的な施設利用を図るとともに、施設の維持保全のために安定した財源確保に努める。 共用研究スペース課金に基づき徴収した財源について、施設の維持保全のために活用する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 「群馬大学の施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、全学の共用研究スペースにつき、使用者の使用状況自己点検を実施させ、点検報告に応じて確認調査を行い改善通知を発して有効活用を図った。 施設・環境推進室において、教育研究環境重点経費を確保し安定した財源確保に努め、施設の維持保全を推進した。また、共用研究スペース課金により徴収した財源について、施設維持管理の具体的な使途の検討を開始した。 			
【231】 2) 平成16年度に知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。	【231】 2) 知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を充実し、積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図る。			<ul style="list-style-type: none"> 「研究・知的財産戦略本部」の本学本部及び埼玉大学分室において、「知的財産ポリシー」等に基づき、組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用のための体制を整備した。 説明会・セミナー等の開催やホームページによる積極的な情報発信を行い、その有効な運用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、研究・産学連携戦略推進機構を中心に、知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用を促進するなど、技術移転件数増加に努める。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 群馬大学TLOの設置に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を有機的に統合した「研究・産学連携戦略推進機構」を設置し、知的財産の組織的かつ戦略的な創出、取得、管理並びに活用を促進することとし、新技術説明会・セミナー等の開催やホームページによる積極的な情報発信を行い、その有効な運用 			

<p>【232】 3) 平成16年度に学見 地から定める施設管理の方針を構築し、 戦略的課題にもとづく施設整備の具体的な 策を講ずる。</p>	<p>【232】 3) 施設計画、管理に関する課題に ついては、全学的見地から「国立大 学法人群馬大学施設整備戦略」に基 づく長期戦略のもとに具体的対 策を講ずる。</p>	<p>図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・環境委員会において、「群馬大学 における施設管理運営に関する規程」をシ ステムを構築した。 「群馬大学施設の有効活用に関する内規」 により使用調査を行い、調査結果に基づ く改善策等を使用者に促した。 施設・環境推進室において、「群馬大学 施設整備推進戦略」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設計画、管理等に関する学的 見地から施設整備の推進戦略の改善 を図るとともに、老朽化施設の改善 等、具体的な対策を講ずる。
<p>【233】 4) 高度化・多様な教育 研究の進展に資する施設使用面積の 確保を図るとともに、競争原理を 導入する。</p>	<p>【233】 4) スペース課金システムの適用範囲 の拡大を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設・環境推進室において、競争的 に基づき貸与している共用研究ス ペースに対し、専有面積に応じて施設 使用料を徴収する「スペース課金制 度」を導入するとともに、積極的な 適用を図った。 スペース課金システムの適用範囲の 拡大を図った。 共用研究スペースの一部(2,367㎡) に対し、施設使用料として、年額 3,000円/㎡を徴収した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「国立大学法人群馬大学 施設整備推進戦略」等に基づ き、改修整備の際、施設 使用面積並びに諸室の配分 及び配置の見直しを行い、研究 に対する共用研究ス ペースを確保し、競争原理 に基づいて重点的に貸与 する。 共用研究スペースの拡大 を推進する。
<p>【234】 5) 自己点検・評価の一環 として、施設への改善策を 提言する。実験室等の管理 状況を確認し、有効活用 を図る。</p>	<p>【234】 5) 施設等への立ち入り調査を 実施し、改善策を提言する。 講義室等については、Web 上で使用申し込みを行う など一括管理を行い、有効 活用を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「施設の有効活用に関する内規」 に基づき、全学的共用研究 スペースについて、使用 状況の調査、改善状況の 確認調査を実施し、改善 策を提言した。 桐生地区の講義室等の管理 について、Web上で使用 申込等の一括管理を行い、 施設の有効活用を図った。 中期(年度)計画【230】の『 平成19年度の実施状況概 略』参照 建築基準法第12条に基づ き、施設の使用状況の確 認のために点検調査を行 い、調査結果を特定行政 庁へ報告した。 施設情報管理システムを 利用し、講義室等の管理 について、Web上で使用 申込等の一括管理を行い、 施設の有効活用を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 自己点検・評価の一環 として、施設への改善策 を提言し施設の有効活 用を推進する。 「群馬大学における施設 の管理運営に関する規 程」及び「施設の有効活 用に関する内規」に基づ き、利用状況を再配 分を行う。
		ウェイト小計	
		ウェイト総計	

〔ウェイト付けの理由〕

(2) 財務内容の改善に関する特記事項等

財務内容の改善・充実が図られているか。

【平成16～18事業年度】

1. 経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の策定

16年度から、年度計画を最大限に尊重し、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、4半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針として予算配分方針を策定した。18年度には、総人件費改革・効率化を踏まえた人員管理計画に基づく人件費所要額の計上、教育研究基盤経費と運営経費の見直し、部局長裁量経費の措置等、法人化のメリットを活かすとともに、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費の削減に向けた取組

(1) 光熱水料の節減に向けた取組

16年5月に策定の「群馬大学環境方針」に沿って、各地区において策定した「エネルギー削減に向けての行動計画」に基づき、次のとおり省エネルギーの推進を図った。

16年度から引き続き、4半期毎のエネルギー使用量を役員会等の学内会議やホームページに公表し、併せて、省エネルギーの協力要請を行い、教職員の意識改革を図った。

毎年度、エネルギー使用量がピークを迎える時期に、省エネパトロールを行いエネルギー削減に向けての行動計画の実施状況を点検し、エネルギー使用の合理化を図った。

16年度に制度化した受益者負担制度に基づき、具体の負担費用を各部署に示し、エネルギー使用の合理化を図った。

荒牧地区では、環境ISO(19年1月20日取得)の基準を維持し、省エネを管理目標とし、2%のエネルギーを削減した。

昭和地区では、第一種、桐生地区では、第二種エネルギー管理指定工場の管理標準を策定した。

(2) 経費節減に向けた効果的な予算配分

「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率2%を設定し、経費の削減を図った。

3. 自己収入の増加に向けた取組

(1) 外部資金獲得への取組

大型外部資金を導入しやすい体制の構築

研究・知的財産戦略本部の「研究戦略室」において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、効率的なプロジェクト型研究の推進を通して、大型外部資金を導入しやすい体制を構築した。

これまで、中期計画で定めた重点8領域の内、「生体情報の受容伝達と機能発現」(14年度採択)と「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」(16年度採択)の2つの拠点計画が21世紀COEプログラムとして採択され、それぞれが中間評価でA評価を得た。また、前者については、19年

度の事後評価においても、期待どおりの成果があったとの評価を受けた。

科学研究費補助金取得への取組

ア 16年度から引き続き、詳細な科学研究費補助金の公募関係資料を作成し、教員個人に配付するとともに、各キャンパスにおいて説明会を実施した。

イ 手続きの利便性を考慮し、「科学研究費補助金の電子システム」及び「提出期限」をホームページに掲載し、書式等のダウンロードを可能とした。

ウ 申請率を向上させるため、「平成18年度 国立大学法人群馬大学法人群馬大学の予算配分方針」に基づき、19年度科学研究費補助金の応募を行わなかった研究者の研究費について、配分単価の20%を減額した。この措置により申請件数が5%増加した。なお、配分減によって生じた経費は若手研究者のための経費財源の一部とした。

エ 若手研究者(40歳以下で科学研究費補助金不採択者)が行う研究で、今後の発展が期待できる研究を対象に、学長裁量経費「若手研究者等の研究活性化の推進経費」を設け、採択された教員には、次年度科学研究費補助金への積極的な応募を義務付けた。

その他の外部資金取得への取組

ア 他省庁、外部団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに、要項の写しを毎月取りまとめ、部局に送付し周知を図った。

イ これまでの申請状況を踏まえ、関係部局等にきめ細かな情報提供を行った。

ウ 国の機関の助成公募担当者を招き、募集要項等についての説明会を開催した。

エ 学長裁量経費「部局長裁量経費」の他、受託研究等の間接経費の一部(17年度76百万円、18年度115百万円)についても部局長の裁量により執行できることとし、外部資金獲得の促進を図った。

(2) 知的財産活用への取組

15年度に文部科学省の「大学知的財産本部整備事業」に採択され、研究・知的財産戦略本部が設置された。この活動により、学内の知的財産活動が活性化され、特許出願が急増し、共同研究金額も順調に増加した。この事業は19年度に終了するので、19年12月に群馬大学TL0を設置し、文部科学省、経済産業省から内部TL0としての承認を受け、今後5年間にわたる財政支援を受けることになった。

群馬大学研究・知的財産本部の「知的財産戦略室」の技術マネージメントグループの活動により、18年度の特許実施許諾契約を3件締結するとともに、特許の権利譲渡契約を3件締結し、ロイヤリティー収入を得た。

新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との研究を奨励することによって、共同研究の増加、特許の共同出願に伴う実施料及び共同出願特許の独占料付与による収入増を図った。その結果、事業化が期待できる共同研究契約が17年度2件、18年度5件成立した。

4. 附属病院での取組

16年度から、経営ワーキンググループ5班（増収対策検討班、人件費・委託経費節約対策検討班、医療経費等見直し検討班、病院評価項目及び方法等の検討班、診療科等取組方法・計画等検証及び効率化策検討班において、様々な角度から検討・改善を行った。

主な改善の取組として、診療報酬請求漏れ防止のための病棟医事クラークの配置、管理会計システムの稼働、診療情報管理士が診療分析システムの活用により、疾患毎の収支を分析して診療科が自己分析を行えるようにしたこと、外注業務を随意契約から一般競争に変更したこと（年間60百万円のコスト削減）、病床を10床増床したこと等が挙げられ、病院関係教職員が一体となって増収やコスト削減に取り組んだ結果、稼働額は、16年度15,391百万円(対前年度429百万円増)、17年度16,604百万円、18年度16,384百万円となり、16、18年度の診療報酬マイナス改定及び19年1月～5月の中央診療棟（手術部等）の移転作業の影響を差し引いても、極めて堅調な収入の伸びとなった。

また、病床稼働率は16年度87.15%、17年度90%、18年度87.96%、平均在院日数にあっては、16年度18.73日、17年度17.77日、18年度17.30日と順調に推移した。

【平成19事業年度】

1. 経費の効率的な使用を図るための予算配分方針の策定

引き続き、年度計画を最大限に尊重し、予算、収支計画及び資金計画を連動させ、四半期毎の収入目標額を設定し、収入予算と支出予算を一体的に運用することを配分の基本方針として予算配分方針を策定し、事業内容との整合性を確保した予算配分を行った。

2. 経費の削減に向けた取組

(1) 光熱水料の節減に向けた取組

引き続き省エネに関する取組を推進し、経費の削減に取り組んだ。

また、暖房等の省エネ及び業務委託費削減を図るため、予算を重点的に配分して老朽ボイラから個別空調化を進め、桐生地区においてボイラ運転を中止し、荒牧地区でもボイラを廃止するため、個別空調化を進めた。また、昭和地区では、トランスを省エネ型へ更新するとともに、ポンプのインバータ化を進めた。

(2) 経費節減に向けた効果的な予算配分

引き続き、「群馬大学の予算の配分方針」に基づき、一般管理経費、光熱水料等経費、業務委託・保守等経費については、前年度積算額に対して、節約率 2% を設定し、経費の削減を図った。

3. 自己収入の増加に向けた取組

(1) 外部資金獲得への取組

大型外部資金を導入しやすい体制の構築

引き続き、「研究戦略室」において、部局内又は部局間にまたがる研究グループの形成を促進し、「生体情報の受容伝達と機能発現」において形成された研究拠点を更に発展させ、秋田大学との大学連携による教育研究拠点計画「生体調節シグナルの統合的研究」がグローバル COEに採択された。

科学研究費補助金取得への取組

引き続き、科学研究費補助金獲得へ向けた取組を行った結果、20年度申請件数が938件（対前年度48件増）となった。

その他の外部資金取得への取組

学長裁量経費「部局長裁量経費」を前年度と同額の40百万円措置した他、受託研究等の間接経費の一部213百万円（対前年度98百万円増）についても部局長の裁量により執行できることとし、外部資金獲得の促進を図った。

(2) 知的財産活用への取組

群馬大学研究・知的財産本部の「知的財産戦略室」の技術マネージメントグループ及び19年12月に設置した群馬大学TL0により、1件の特許実施許諾契約を締結するとともに、1件の特許譲渡契約を締結し、ロイヤリティー収入を得た。

新技術説明会等を開催し、本学の持つ特許をベースとした企業との研究を奨励することによって、共同研究の増加、特許の共同出願に伴う実施料及び共同出願特許の独占料付与による収入増を図った。その結果、事業化が期待できる共同研究契約が4件成立した。

4. 附属病院での取組

引き続き、経営ワーキンググループ5班で様々な角度から検討・改善を行った結果、7：1看護体制の実施と中央診療棟開院を軸として、対前年稼働額1,547,703千円増・対前年比9.4%増・対目標稼働額99.2%の達成率となり、ほぼ目標稼働額を達成できた。

15年度実績稼働額と19年度実績稼働額を比較すると16年度及び18年度の診療報酬マイナス改定にもかかわらず、2,970,466千円の増収とした。

また、病床稼働率は88.04%、平均在院日数は、16.67日となった。

人件費等の必要額を見通した財政計画の策定や適切な人員管理計画の策定等を通じて、人件費削減に向けた取組が行われているか

【平成16～18事業年度】

16、17年度に全学のカリキュラムの見直しを行い、非常勤講師手当の抑制(11%)を図った。

17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化 1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、18年度について、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。

また、役員会において、17年度に策定した向こう5年間の人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の欠員ポストはすべて学長裁量枠とし、役員会において当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上で再配分するなどの効果的な運用を図った。

【平成19事業年度】

引き続き、17年度に役員会決定した「運営費交付金の削減（効率化 1%）への対処方策について」の諸方策に定める人員削減計画の実施と教職員の欠員補充への慎重な対応により、19年度について、総人件費改革（18～22年度の間に5%の人件費削減）に基づき中期計画に掲げた人件費1%減を達成した。

また、役員会において、引き続き人員削減計画の厳密な管理を行うとともに、退職教員の後任補充についても、当該部局等の業務運営・教育改革等の状況を厳格に評価・検証した上でその可否を判断し、必要により一定期間の人事凍結等の措置を講ずるなど人件費の効果的な運用を図った。

(3) 業務運営・財務内容等の状況
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
評価の充実に係る目標

中期目標 自己点検・評価、外部評価を厳正に実施し、評価結果を公表し大学としての社会に対する説明責任を果たすとともに、第三者評価結果を大学運営の改善に役立てるよう努める。また、学内の評価組織のあり方を検討し、効果的な自己点検・評価が行われる制度を確立する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【235】 1) 各部署毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を積極的に受ける。また、そのために効率的なシステムの整備を行う。	【235】 1) 各部署毎に自己点検・評価を定期的に実施するとともに、外部評価・第三者評価を受ける。			<ul style="list-style-type: none"> 大学評価室を中心に、各部署毎に「中期目標・中期計画」及び「年度計画」の自己点検・評価を実施した。 18年度に、教職員評価について、教職員評価・人事制度検討部会において、試行評価を実施した。 17年度から、工学部において、包括的な外部評価システムとして「地域貢献諮問委員会」による外部評価を実施した。 21年度に認証評価を受審することが決定した。 第三者評価として、JABEEによる教育プログラム審査、ISO14001取得のための環境教育・研究・貢献活動に係る審査を受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、大学評価室を中心に、各部署毎に「中期目標・中期計画」及び「年度計画」の自己点検・評価を実施する。 引き続き、教職員評価・人事制度検討部会を中心に、教職員以外の職員について、人事評価を実施する。 引き続き、「地域貢献諮問委員会」による外部評価を実施する。 20年度に病院機能評価、JABEEの評価を受審する。 21年度に認証評価を受審する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、下記の評価を実施した。 ア 自己点検評価として、大学評価室を中心に、各部署毎に「中期目標・中期計画」及び「年度計画」の自己点検・評価を、教職員評価・人事制度検討部会を中心に、人事評価を実施した。 イ 外部評価として、工学部の「地域貢献諮問委員会」による評価を実施した。 ウ 第三者評価として、JABEEによる審査（2専攻）並びにISO14001の継続審査を受審した。 			
【236】 2) 平成16年度から教育に 関する授業評価を一層充実に 実施し、授業方法改善研究部 の活動を積極的に推進する ことにより、授業結果が確実に 改善に反映するよう努める。				<ul style="list-style-type: none"> 16年度から実施している学生の自主性を尊重した授業評価により、教員個々に対する学生の意見を含む評価結果のフィードバック、授業方法改善関連委員会などにおける評価結果の組織的検証、評価結果に基づく学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会の実施や低評価を受けたための改善計画の提出及び改善過程の検証などを行い、評価結果を確実に授業改善に反映させた。 18年度に全学的なベストティーチャー表 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、学生主体の授業評価を実施し、評価結果を確実に授業改善に反映させる。 引き続きベストティーチャー制度を実施し、FDの充実に努める。 		

	<p>【236】 2) 教育に関する授業評価を一層充実させるため、大学評価室や教育方法企画部会の活動を積極的に推進し、評価結果が確実に授業の改善に反映するよう努める。</p>	<p>彰制度を導入し、被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教養教育科目 大学教育センターにおいて、外国語科目の授業評価を実施し、結果を担当教員にフィードバックするとともに、関連委員会において検証を行い、授業改善を行った。 実施科目数 214科目 アンケート実施枚数 6,227枚 ・ 専門教育科目(大学院科目も含む) 16年度から引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価を実施し、評価結果を確実に授業改善に反映させた。 実施科目数 1,307科目 アンケート実施枚数 31,333枚 ・ ベストティーチャー賞 全学的なベストティーチャー表彰制度により、授業評価結果等に基づき選考した。被表彰者による公開授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行った。 	
<p>【237】 3) 平成18年度～19年度を目標に教育研究業績、社会貢献活動等につき、各教員についても適正な評価を行う。</p>	<p>【237】 3) 教育、研究、社会貢献、管理運営につき、全教員について評価を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期(年度)計画【174】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 ・ 中期(年度)計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』参照 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価結果に基づく研究費等の全学的視点からの戦略的資源配分並びに給与・昇給制度への反映などを行う。
<p>【238】 4) 各界各層の学外有識者等から多様な意見・指摘等を建設的に取り入れていくよう努める。</p>	<p>【238】 4) 自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間企業、卒業生等に対するアンケートの実施や学外有識者による外部評価を実施し、その結果を本学の運営改善に積極的に反映させた。 ・ 自己点検評価に対し、卒業生等が就労している学校・企業等、卒業生等へのアンケートを実施し、その結果を本学の運営改善に積極的に反映させた。 ・ 工学部においては、自治体・産業界・教育機関・報道機関から選出した委員から構成する「地域貢献諮問委員会」において、多様な意見等を建設的に取り入れた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、自己点検評価に対し、各界各層の学外有識者等に意見を求め、積極的に改善に生かしていく。
		<p>ウェイト小計</p>	

(3) 業務運営・財務内容等の状況
自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供
情報公開等の推進に関する目標

中期目標 本学における教育研究組織及び運営等に関する情報を積極的かつ効果的に学内外に発信し、広く双方向的情報機能を備えたシステムを開発し発展させるとともに、情報提供に当たっては、利用者の立場に立った分かりやすい内容及び方法について工夫する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウェイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
【239】 1) 利用者の立場に立った分かりやすい大学情報を積極的かつ適切に提供するため、新たな広報紙の発行(年2回)を検討する。				<ul style="list-style-type: none"> 本学の情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY(グッディ)」を年2回発刊した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、定期的(年2回)に「GU'DAY(グッディ)」を発刊し、大学情報を積極的かつ適切に提供していく。 		
	【239】 1) 広報戦略室の下、大学情報を積極的かつ適切に提供するため、定期的に広報紙を発行する。			<ul style="list-style-type: none"> 「GU'DAY(グッディ)」を年2回発刊し、大学情報を積極的かつ適切に提供した。 			
【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。				<ul style="list-style-type: none"> ホームページ上に情報公開案内を掲載し、法人文書管理システムへのアクセスを可能とした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務めていく。 		
	【240】 2) 組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務める。			<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、ホームページ上に情報公開案内を掲載し、組織的に情報公開に対する意識の高揚を図るとともに、積極的に情報公開に務めた。 			
【241】 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信システムを、総合メディアセンター(仮称)等と連携・支援の下に拡大して提供していく。平成16年度から学内研究等から学外へのアクセスを通じて、本学研究情報を公開する。				<ul style="list-style-type: none"> 機関リポジトリを構築し、研究情報を公開した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、総合情報メディアセンターを中心に機関リポジトリの登録コンテンツ並びに電子ジャーナルの拡充を図っていく。 		
	【241】 3) ホームページ、電子ジャーナル等、高度情報社会に対応した情報発信・受信システムを、総合情報メディアセンターを中心に拡充する。また、機関リポジトリへの学術論文や電子化資料の登録を推進し、本学の学術研究情報を公開する。			<ul style="list-style-type: none"> 総合情報メディアセンターを中心に機関リポジトリの登録コンテンツ並びに電子ジャーナルの拡充を図った。 本システムに登録されているデータを基に、教員評価の基礎データなどに利用した。 			
【242】 4) 平成16年度から記者、開業、地域住民、一般市民、企業各層の声を的確に反映させる双方向のシステムを開発し、発展させていく。				<ul style="list-style-type: none"> 企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者の定期的に行い、地域社会各層の声を的確に反映させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、企業懇談会、企業人事担当者・高等学校進路指導教員との懇談会、報道関係者の定期的に行い、地域社会各層の声を的確に反映させた。 		

	<p>【242】 4) 企業関係者、マスコミ関係者等との懇談会を開催し、地域社会各層の声を本学の諸活動に適切に反映させる。</p>	<p>・ 引き続き、企業懇談会、企業人事担当者・高等学進路指導教員との懇談会、委員会の運営と地域社会への貢献活動の推進を定期的に行い、地域社会の声を的確に反映させた。</p>	<p>行い、地域社会各層の声を的確に反映させていく。</p>	
		<p>ウェイト小計</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>ウェイト総計</p>		

〔ウェイト付けの理由〕

⋮

(3) 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する特記事項等

自己点検・評価

【平成16～18事業年度】

「大学評価室」並びに各部署の「部局評価委員会」を中心に、教育研究の質の向上、業務運営の改善に資することを目的として、「中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の点検・評価」及び「学生による授業評価」を年2回実施した。それらの結果は、次年度の年度計画の策定や授業の改善に反映させた。

また、教員評価・人事制度検討部会の下に設置した「教員評価システム検討WG」及び「事務系職員評価システム検討WG」において、「教員評価指針」や「人事評価実施要項」等を策定し、18年度に教員評価（試行）及び事務職員評価（試行）を実施した。

【平成19事業年度】

引き続き、「大学評価室」並びに各部署の「部局評価委員会」を中心に、「中期目標・中期計画及び年度計画における実施状況の点検・評価」及び「学生による授業評価」を年2回実施し、次年度の年度計画の策定や授業の改善に反映させた。

また、18年度の教員評価（試行）及び事務職員評価（試行）の結果を踏まえ、「教員評価実施専門部会（教員評価システム検討WGから組織変更）」及び「職員評価実施専門部会（事務系職員評価システム検討WGから組織変更）」において、教員評価及び職員（事務系、技術系、医療系及び看護系職員）評価を実施した。

1. 学生による授業評価

【平成16～18事業年度】

(1) 教養教育科目並びに専門教育科目

教養教育科目については、16年度に「学修原論」、17、18年度に「総合科目」を新たに加えて授業評価を実施し、教員の各科目毎の細分化した集計を行うとともに、各学生の自由記述欄の取りまとめを行い、その結果を教員個々にフィードバックする措置を講じた。

また、専門教育科目については、16年度から学生の自主性を尊重した授業評価を各部署において実施し、その評価結果に基づいて、学生代表と教員による授業方法改善のための懇談会やFDなどを行った。

(2) 全学的なベストティーチャー表彰制度の導入

18年度に全学的なベストティーチャー表彰制度を導入し、授業評価結果等に基づき各部署（教養教育を含む）から選考された、被表彰者による公開模擬授業の実施並びに被表彰者に対する教育研究資金の配分を行うこととした。

【平成19事業年度】

(1) 教養教育科目並びに専門教育科目

教養教育科目の授業評価科目を「英語」、「英語以外の外国語」に変更し、専門教育科目は前年度と同様に授業評価を実施して、授業改善に反映させた。

(2) 全学的なベストティーチャー表彰の実施

全学的なベストティーチャー表彰制度により、各部署（教養教育を含む）から選考された受賞者11名の中から選抜された最優秀賞候補者5名による公開模擬授業を開催し、最優秀賞及び優秀賞を決定し、受賞者に教育研究資金の配分を行った。さらに受賞者は、それぞれ選抜された学部において、公開模擬授業を行うとともに、教員相互による授業研究会に参加して、教育技法の検討を行った。

2. 教員評価

【平成16～18事業年度】

「教員評価システム検討WG」において、17年度に策定した「評価指針」等に基づき、18年度に全部局の教員を対象に教員評価（試行）を実施し、評価結果の一部は、大学評価ホームページを通じて学内外に公表した。

また、19年度の本評価実施に向けて、試行結果の問題点を「教員評価システム検討WG」並びに「部局評価委員会」を中心に綿密に検討し、問題点の解消を図り、本評価基準等の調整を行うとともに、「大学情報データベース」を構築し、これを教員評価に利用することとした。さらに、評価結果を給与制度に反映させることについて、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。

【平成19事業年度】

「教員評価実施専門部会（教員評価システム検討WGから組織変更）」において、18年度の試行評価を踏まえ、教育、研究、社会貢献、管理運営の4領域について、教員評価を実施（実施教員：539名、実施率：100%）し、評価結果の一部を大学評価ホームページを通じて学内外に公表した。

また、教職員評価・人事制度検討部会において、評価結果に基づく、戦略的な資源配分（研究費支援）や給与制度に反映させるシステムを策定した。さらに、特に評価の低い教員については改善計画の提出を求め、当該部局長が指導及び助言などの改善指示を行った。

3. 教員以外の職員評価

【平成16～18事業年度】

「事務系職員評価システム検討WG」において、18年度に策定した「試行基準」等に基づき、管理職員以上の事務職員を対象に事務職員人事評価（試行）を実施した。

また、19年度の評価の実施に向けて、試行評価の問題点の解消並びに評価基準等の策定に着手し、併せて、評価結果を給与制度に反映させることについて、教職員評価・人事制度検討部会において検討を開始した。

【平成19事業年度】

「職員評価実施専門部会」において、評価を実施した。

また、20年度から、評価結果を給与（昇給、昇格、勤勉手当等）人材育成及び人事管理等に活用することとした。

情報公開の促進が図られているか。

【平成16～18事業年度】

16年度に組織的かつ機動的な全学的広報体制を確立するために設置した「広報戦略室」を中心に、広報誌、ホームページ等による積極的な情報発信を行った。

1. 広報誌

- (1) 16年度から引き続き、本学の教育研究活動に関する情報を積極的かつ適切に提供するため、利用者の立場に立った分かりやすい情報誌「GU'DAY（グッディ）」を年2回発刊した。
- (2) 日経BPムック「変革する大学シリーズ」群馬大学2007-2008を出版し、本学の教育・研究・社会貢献活動の全貌を学外に紹介した。
- (3) 中学生以上の読者を対象にした研究紹介並びに地域社会への情報発信を目的に、上毛新聞に毎週定期的に連載された研究室での研究とその成果を再編集し、「群馬大学から新時代への視点」として発刊した。
- (4) 教員が発表した研究シーズや群馬経済新聞社に毎週定期的に掲載されていたシーズを再編集し、研究要約と図表を盛り込んだ分かりやすいシーズ集として冊子化を行い、地域企業等に積極的なPRを実施した。

2. ホームページ

各学部における教育研究活動に関する情報、地域連携、産学連携、研究・知的財産、公開講座、就職情報（学生・企業）入試情報、附属病院、21世紀COEなどの先端研究、特色ある教育の取組などの情報を積極的かつ適正に発信した。

また、機関リポジトリ（研究成果等を網羅的に収集・蓄積し社会に提供するシステム）を構築し、ウェブサイトを通じて、研究情報を積極的に発信した。

【平成19事業年度】

引き続き、「広報戦略室」を中心に、広報誌、ホームページ等による積極的な情報発信を行った。

1. 広報誌

- (1) 引き続き、情報誌「GU'DAY（グッディ）」を年2回発刊した。
- (2) 本学の地域連携活動の代表例として、学長裁量経費の地域貢献重点経費18年度公募により採択された事業の概要を掲載した「平成18年度群馬大学地域貢献事業概要」を作成し、本学の取組を地域に広く紹介した。
- (3) 本学、茨城、宇都宮、埼玉の4大学が所有する「知」を広く社会に紹介するための研究シーズ集「4U：フォーユーVol.1」を群馬大学TLOが編集し、発刊した。

2. ホームページ

引き続き、ホームページの情報を更新するとともに、グローバルCOE、重粒子線医学研究センター（重粒子線照射治療施設）の情報を追加するなど内容の充実を図った。

また、本学の学生、教育活動、学生支援、国際交流、研究（外部資金・産学連携、教職員などの情報を数値化した「数字でみる群馬大学」やこれまでの本学における評価への取組とこれから受審する中期目標期間中の業務実績評価及び認証評価に関する情報を網羅した「大学評価ホームページ」を公開した。

さらに、機関リポジトリについては、学内研究者の研究成果の収集に努め、登録コンテンツの充実を図った。

(4) 業務運営・財務内容等の状況
その他業務運営に関する重要事項
施設設備の整備・活用等に関する目標

中期目標 施設設備は、学内諸計画の実現に重要な基盤である。そのために、施設設備の整備・活用を検討する委員会の下に、その利用状況等を点検し、共用研究スペースの設置、教育研究スペース及び機能の適正化、地域連携活動スペースの確保等、施設の整備・活用に関する長期的構想を策定することにより、効率的かつ計画的な施設設備の管理を行う。情報処理に関しては、キャンパス間ネットワークの強化構築を行う。施設の点検・保守・修繕等を効果的に実施し、施設を長期にわたり活用するとともに、施設の安全性・信頼性を確保し、教育研究活動の支障となる施設の不備を改善する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>【243】 1) 教育内容・方法の進展への方策として、平成17年度の施設機能の向上や、各種規模の講義室の整備を行い、その結果に基づいた整備充実を図るとともに、講義室の共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。</p>	<p>(1) 施設等の整備に関する具体的方策 【243】 1) 「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに、共用化も進める。また、学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図る。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 16年度に実施した「学校施設維持管理点検調査」の結果及び「施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図るとともに共有化を進めた。 学生自らが主体的に学習を行うスペースの充実も図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「施設整備推進戦略」等に基づき、計画的に講義室の充実、共有化を進める。また、学習スペースの拡充を図る。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」等に基づき、講義室等の整備充実を図った。（工学部5・6号館・講義棟、教育学部A・B棟、教養教育GB棟） 講義室の共有化については、全体集約化計画に基づき、工学部5号館で実施した。 学生用スペースについては、教育学部A棟に整備した。 			
<p>【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的な研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。</p>	<p>【244】 2) 産学官連携等の共同研究や学際的な研究など、教育研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」等に基づき、学内人材育成及び将来のCOE形成を目的とした若手研究グループへの研究支援のため、若手研究用の研究スペースを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「施設整備推進戦略」等に基づき、産学官連携等の共同研究や学際的な研究の活性化が見込まれる組織等について、適正な評価に基づき重点的、計画的に整備を行う。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」等に基づき、教育研究の活性化を目的に、工学部5号館、6号館、教育学部A・B棟に共用研究スペース、工学部6号館に若手研究者育成スペースなどを重点的に整備した。 			
<p>【245】 3) 昭和45年以前の老朽施設を主に計画的に改修整備を行い、引き続き昭和46年から56年迄に建築された老朽施設を重点的かつ計画的に改修整備を進め、耐震性の向上による安全性の確保と、必要な機能保全を図り、教育研究の進展に対応した</p>	<p>【245】 3) 施設・環境推進室における実態調査を踏まえ、改修整備計画に基づき、</p>			<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」等に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進した。 その他の改修整備については、「営繕費による整備方針」「教育研究環境重点整備費による整備方針」に基づき行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「施設整備推進戦略」等に基づき、老朽及び耐震補強を必要とする施設の再生整備を推進する。 その他の改修整備については、「営繕費による整備方針」「教育研究環境重点整備費による整備方針」を必要に応じて見直し、方 		
				<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」等に基づき、教育学部校舎と工学部5号館の改修整備を実施した。 			

<p>施設水準の確保に努める。</p>	<p>整備を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> その他、改修整備については、「学費特設改修費に費する整備方針」に基づき、中央診療棟、重粒子線照射施設、国際交流会館、学生支援施設等の改修を行った。 	<p>針に基づき整備する。</p>
<p>【246】 4) 高度先進医療を実践する目的を達成するため、診療体制の整備を進め、中央診療棟の臨床研修センターの整備を進め、重粒子線治療施設を整備する。</p>	<p>【246】 4) 先進医療を実践する診療体制を推進するために、中央診療棟の整備を進め、重粒子線照射施設の建設を進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中央診療棟について、18年8月に建物を竣工した。 重粒子線照射施設について、19年2月に建物を着工した。 重粒子線照射施設について、20年10月の竣工に向けて、計画どおり建設を進めた。 中央診療棟について、19年4月から順次、診療を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 重粒子線照射施設については、20年10月の竣工後、治療装置の搬入・据付・試験を21年3月に完了し、21年度から照射を開始する。 臨床研修センターを、人的に改組し、事務部門等に併設し、病跡地改修計画の中で整備する。
<p>【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。</p>	<p>【247】 5) 国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国際交流・学生支援施設の点検・評価を行い、群馬県若者就職支援センターと連携し、学キャリアサポート室をテレビ電話で接続した「ネットカウンセリング群馬大学」の設置や、国際交流会館の一部設備の補修等、整備・充実を図った。 学生支援施設等の施設調査を行い、「学生支援施設等要修繕一覧表」を策定した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、国際交流・学生支援施設の整備充実に努める。 「学生支援施設等要修繕一覧表」に基づき、改修を行う。 工学部会館の機能改善改修を行う。
<p>【248】 6) 教育研究活動の基盤を支援するエネルギー供給・IT設備等の整備を進め、良質な環境を確保する。</p>	<p>【248】 6) エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備は、施設・環境推進室及び総合情報メディアセンターにおいて現状調査を行い、計画的に更新・改修を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「設備実態調査」の結果に基づき、整備方針・改修計画を策定し、エネルギー供給・IT設備等のインフラ設備の計画的な更新・改修を行った。 「施設整備推進戦略」及び「施設管理実地計画」に基づき、エネルギー供給設備・高圧受電設備の更新、中央機械室の冷熱源設備・ポンプ等の更新、附属幼稚園・小学校・特別支援学校の給水設備改修及び附属中学校の高圧受電設備の容量増を実施した。 IT設備については、太田キャンパスにキャンパス間ネットワークを整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 「施設整備推進戦略」及び「施設管理実地計画」に基づき、荒牧地区の空調設備の改修を計画的に進め、暖房用ボイラを廃止し、中央方式から個別方式への転換を図るなど、良質な環境を確保するため計画的に更新・改修を進める。 附属中学校の排水の公共下水への接続整備を行う。 IT関連基盤整備については、キャンパス間ネットワークの高速化を図る。
<p>【249】 7) 豊かな環境の下で、多様な利用者が安全かつ快適に過ごせるよう、大学とキャンパスを整備するとともに、知的拠点としての空間形成に努める。</p>	<p>【249】 7) キャンパスの環境の点検・評価を</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「施設・設備の整備活用に関する第一期基本計画」に基づき、キャンパス環境の点検評価を実施した。 上記結果等に基づき、「荒牧キャンパスの環境整備計画」を策定し、18年度は、中央モール整備及びキャンパスセラピーコースの遊歩道を整備した。 「施設整備推進戦略「荒牧キャンパス環境整備計画」」に基づき、中央モール及び 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「施設整備推進戦略」等に基づき、学生の利用、残された自然環境の活用、地域との交流に配慮した屋外環境整備を進め、知的拠点としての空間形成に努めていく。

	<p>行い、整備目標を設定し、計画的に整備を行う。</p>	<p>遊歩道の整備を行うとともに、キャンパスの地域解放を実施した。 ・ 正門周り改修整備計画を策定した。</p>	
<p>【250】 8) PFI（民間資金等の活用による公共施設等の整備）方式による民間施設や地方自治体施設等、学外施設（リゾソノオフィス）の活用について検討を行う。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>・ PFI方式による整備の検討を行った。 ・ リゾソノオフィスである本学東京オフィスを産学連携、学生募集・入試活動、教育研究に活用し、大学広報等の拠点として活用した。 ・ 自己財源により保育所を整備した。 ・ 工学研究科及び工学部の改組・再編により新設した生産システム専攻及び同学科用の校舎として、太田市が実施する「ものづくり教育研究施設」整備事業による施設を借用することとした。</p>	<p>・ 太田市が実施する「ものづくり教育研究施設」整備事業による施設を本格的に活用する。 ・ 引き続き、重粒子線照射施設の整備を群馬県との共同事業として推進する。</p>
	<p>【250】 8) 民間施設や地方自治体施設等、学外施設を活用する。</p>	<p>・ 工学研究科及び工学部の改組・再編により新設した生産システム専攻及び同学科用の校舎として、太田市の施設を借用して開校した。 ・ 重粒子線照射施設の整備は、群馬県との共同事業として推進した。</p>	
<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 平成17年度を途内全学的視野に立って、内外の施設利用者選定・評価システムを確立し、施設利用、研究の推進と支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>・ 施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、先行的な配分を行った。</p>	<p>・ 引き続き、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、先行的な配分を行った。</p>
	<p>(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策 【251】 1) 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、施設利用、研究の推進とその支援を視野に入れた施設運営に努める。</p>	<p>・ 施設・環境推進室において「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、研究推進のために次の施設運営に努めた。 ア 使用期限が終了した既存の桐生地区総合研究棟の共用研究スペースの利用者を再公募した。 イ 共用研究スペースの利用状況について、使用者の自己点検に基づく、利用状況の点検調査を行った。 ウ 共用研究スペースについては、新たに工学部5号館に216㎡確保し、利用者を公募した。</p>	<p>・ 引き続き、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、先行的な配分を行った。</p>
<p>【252】 2) 建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。</p>	<p>（対角線）</p>	<p>・ 「施設管理実施計画」に基づき、定期的な点検を実施し、計画的な維持管理を行った。 ・ 引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行った。 ・ 建築基準法第12条に基づき建物及び付随</p>	<p>・ 引き続き、「施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築・維持・改修等に至る迄の全経費を考慮した適正な維持管理を行う。</p>

<p>【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、平成16年度から教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用方法を検討する。</p>	<p>【253】 3) 建物の新增改築、改修等に当たっては、「群馬大学に関する規程」に基づき、共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。</p>	<p>する設備の安全確認を行い、必要に応じて改善を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設・環境推進室において、18年度までに6,681m²の共用研究スペースを確保した。 18年度に「施設の有効活用に関する内規」を一部改正し、共同利用型の共用研究スペースを確保することとし、施設の有効活用の促進を図った。 <ul style="list-style-type: none"> 施設・環境推進室において、共用研究スペースの使用状況の自己点検報告書の提出のペース、報告書を参考にした点検調査を行う等の施設管理を行った。 施設・環境推進室において、共用研究スペースに関する規程に基づき、新たに工学部5号館に共用研究スペースを216m²、6号館に429m²確保し、6号館に若手研究者用の共用研究スペースを662m²、教育学部に共同利用型の共用研究スペースを351m²確保した。(合計8,339m²) 工学部6号館の若手研究者の共用研究スペースについて、施設・環境推進室桐生分室で策定した「若手研究者の共用研究スペースの運用に関する申し合わせ」に基づき、運用を開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、教育研究活動プロジェクトに資する共用研究スペースを確保し、これを全学的な組織の下に管理運用を行う。
<p>【254】 4) 平成16年度から既設設備の老朽化状況等の調査を定期的に実施し、改善計画を策定する。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	<p>【254】 4) 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、必要に応じて整備を行う。また、調査及び予防的措置のための財源の確保に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 16年度に実施した「学校施設維持管理点検調査」に基づき、「既存設備の老朽化した施設等の改善計画」を策定し、営繕費・教育研究環境重点整備費により老朽施設の改修を実施した。 「学長と学生との懇談会」での学生の視点から据えた構内設備等への要望に対応するため、教育研究環境重点整備費の増額を図った。 18年度に設備等の整備方針を策定し、教育研究環境重点整備費(設備)の確保はもとより、目的積立金の活用など、財源の工夫を推進した。 <ul style="list-style-type: none"> 既設設備の老朽化した施設等の改善計画に基づき、教育学部A・B・G棟、工学部5・6号館・講義棟の全面改修及び附属幼・小・特別支援学校の厨房・給水設備等の改修を行った。 設備等の整備方針の改定を行った。 改定した整備方針に基づき既存設備の保有状況を調査し、更新計画の見直しを行うとともに、財源の確保に努め、計画的な設備の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備推進戦略に基づき、教育学部E・F棟、上アセンター等の改修を行う。
<p>【255】 5) 建物の維持管理・運営は、施設整備委員会において協議する。また、施設利</p>		<ul style="list-style-type: none"> 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、施設・環境推進室において協議を行い、施設の公正かつ効率的運用 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有

<p>用の占有化、固定化を避け、公正かつ効率的運用が図られるよう措置する。</p>		<p>を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設使用料を負担する「スペース課金制度」や共同利用型の共用研究スペースを確保するための内規の改正等検討し、施設の有効活用を推進した。 	<p>効活用に関する内規」に基づき、施設・環境推進室にて公正かつ効率的運用を推進する。</p>
	<p>【255】 5) 建物の維持管理・運営は、「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」に基づき、公正かつ効率的運用を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬大学における施設の管理運営に関する規程」及び「施設の有効活用に関する内規」に基づき、施設・環境推進室会議において、工学部5号館に共用研究スペースを216㎡、6号館に429㎡確保し、6号館に若手研究者用の共用研究スペースを662㎡、教育学部に共同利用型の共用研究スペースを351㎡確保した。(合計8,339㎡) 確保した共用研究スペースについて、利用者を公募し、また、既存の桐生地区総合研究棟の共用研究スペースの利用者を再公募した。 共用研究スペースの利用状況について、使用者に自己点検に基づく、利用状況の点検調査を行った。 	
<p>【256】 6) 建物の増改築等に際しては、バリアフリーシステムに配慮する。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。</p>	<p>【256】 6) 建物の増改築等に際しては、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき整備を行う。既設建物についての環境的配慮、バリアフリー対策が必要とされる場合は、優先的に増改築等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 16年度に実施した「学校施設維持管理点検調査」の結果に基づき、「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」を策定し、整備を行った。 「ユニバーサルデザインに配慮した整備方針」に基づき、教育学部A・B・C棟、工学部5・6号館・講義棟の改修によりスロープ、身障者トイレ、自動扉等を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備推進戦略に基づき、教育学部E・F棟、大学会館、総合情報メディアセンターのスロープ、身障者トイレ、自動扉、エレベータ等の整備を行う。
		<p>ウェイト小計</p>	

(4) 業務運営・財務内容等の状況
その他業務運営に関する重要事項
安全管理に関する目標

中期目標
学内外における安全管理、危機管理の普及・促進を図るために、教職員並びに学生に対する安全教育を充実する。事故災害や環境汚染の未然防止、毒物・薬物あるいは特定化学物質等の安全な保管や取り扱い、情報化社会における安全意識の高揚などを行うために、環境保全・安全管理体制を強化し、もって教育研究に資する。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況		判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト	
		中期	年度	平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	中期	年度
<p>(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策【257】</p> <p>1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全委員会（仮称）を設置し、各施設の定期並びに臨時の安全点検を実施する。</p>	<p>(1) 労働安全衛生法を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策【257】</p> <p>1) 火災、地震、風水害等の非常事態発生時における安全の確保に向けて、防災環境安全に関する委員会を中心に、各施設の安全点検を実施する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、防災環境安全や防災対策に関する委員会において、定期（毎月）及び臨時の安全点検を実施した。 			
<p>【258】</p> <p>2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を整備し、その対策を図る。特に、患者の搬送に関する連携システムを構築する。</p>	<p>【258】</p> <p>2) 附属病院は、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を整備、維持する。</p>			<ul style="list-style-type: none"> 群馬県主催の「総合防災訓練」及び内閣府主催の「広域医療搬送実働訓練」に参加し、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備するなど、その対策を図った。 附属病院屋上ヘリポートを活用した緊急患者搬送について、地域医療機関との連携及び救急部による患者情報の管理などのシステムを構築した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、附属病院は、DMAT派遣チーム要員を増加させるために、定期的にDMAT要員養成研修会に教職員を派遣するなど、東京・関東地域の広域災害発生時に備えた高レベルの救急救命体制を整備、維持する。 		
				<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「総合防災訓練」及び「広域医療搬送実働訓練」に参加し、東京・関東地域の広域災害発生時に備え、高レベルの救急救命体制を整備するなど、その対策を図った。 病院屋上ヘリポートを活用した緊急患者のヘリコプター搬送を実施した。（搬送患者数 8名） 19年7月の新潟県中越沖地震においてDMATチーム（機動力のあるトレーニングを受けた災害派遣医療チーム）を派遣した。 			

<p>【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウィルス等に対応可能な体制を確立する。</p>	<p>【259】 3) 感染制御部を充実させて、国際感染症、ウィルス等に対応可能な体制を確立する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染制御部に部長、副部長、助手2名、看護師長、臨床検査技師を配置し、感染対策マニュアルに基づき、感染対策活動を行った。 ・ 感染制御部、感染対策委員会、医療安全管理室、看護部によって、病院感染対策講演会を行い、感染対策について研修した。 ・ 19年11月、「群馬大学医学部附属病院感染対策の指針」を策定し、感染対策の体制を確立した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「群馬大学医学部附属病院感染対策の指針」に基づき、感染対策を行っていく。 ・ 定期的に感染対策マニュアルの改定を行い、新しい国際感染症対策に対応する。 ・ 感染制御部の設備と感染制御システムの充実を図る。
<p>【260】 4) 平成16年度から防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。</p>	<p>【260】 4) 防災マニュアルを活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災避難訓練を定期に実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。 ・ 引き続き、防災マニュアルに基づき、学生及び教職員を対象として、防災訓練を実施し、防災に関する指導、注意喚起を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、防災マニュアル等を活用し、教職員の指導、注意の喚起、防災非難訓練を定期に実施する。 ・ 救命講習会などを実施し、防災に対する教職員の意識向上を図る。
<p>【261】 5) 平成16年度から県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<p>【261】 5) 県・市町村等関係機関への通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応について確認を常時実施した。 ・ 引き続き、群馬県、消防署等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応についての確認を常時実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、群馬県、消防等との関係機関連絡網を整備し、通報連絡の円滑化を図り、防災マニュアルへの対応について確認を常時実施する。
<p>【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、定直を見直し、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<p>【262】 6) 化学薬品の保管管理、取り扱い、処理等に関する全学的規定を見直し、安全管理を一層充実させ、環境保全を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「危機管理対応方針」に基づく「薬品管理における危機管理マニュアル」を策定し、危機管理体制の整備を行い、安全対策及び環境保全を図った。 ・ 「内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行った。 ・ 各部局の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、職員の安全対策、職場環境の改善に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、「内部会計監査規程」に基づく内部監査に併せて実地監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全衛生委員会が毎月巡視を行い、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行うなど、安全対策を一層充実させ、環境保全を図る。
<p>【263】 7) 核燃料物質、RI、放射線医療器具については、放射線安全委員会を充実させて、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの作成及び確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>【263】 7) 施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線障害予防委員会において、定期点検調査を実施した。 ・ 「放射線業務従事者心得」に基づき、定期的な教育訓練の実施及び講習会(年2回)の開講並びに健康診断を実施した。 ・ 引き続き、放射線障害予防委員会における定期点検調査を実施や、「放射線業務従事者心得」に基づき、定期的な教育訓練の 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、施設・設備の保管管理状況等の定期点検、使用者に対する予防マニュアルの確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。

<p>る。</p>	<p>アルの確認、定期的な教育訓練、健康診断を実施する。</p>	<p>実施及び講習会(年2回)の開催並びに健康診断を実施した。</p>	
<p>【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を年に1度必ず行う。また、安全管理者、衛生管理者及び安全衛生推進者を定め、定期的な防災安全を図る。</p>	<p>【264】 8) 毒物の管理に関し、保管庫の管理状況及び使用状況の確認を行い、防災安全を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「危機管理対応方針」に基づく「薬品管理における危機管理マニュアル」を策定し、危機管理体制の整備を行い、防災安全を図った。 「内部会計監査規程」に基づく内部監査を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、「内部会計監査規程」に基づく内部監査を実施し、管理及び使用状況の確認を行うとともに、安全管理者等に対し、安全管理に対する指導等を行うとともに、安全管理に対する指導等を行うとともに、安全管理に対する指導等を行うとともに、安全管理に対する指導等を行う。
<p>【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。</p>	<p>【265】 9) 各施設の耐震診断を行い、耐震改修の計画的な実施に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 全ての建物について耐震診断を行った。 耐震改修については、計画的に実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設整備推進戦略に基づき、教育学部E棟、工学部A・B・F棟、工学部5・6号館、講義棟、看護師宿舎 計7棟の耐震補強を実施する。
<p>【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p>	<p>【266】 10) 盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 夜間・休日における建物は施錠し、カードリーダーによる入室管理を行った。また、不正な出入り防止のための24時間稼働の監視カメラの設置や、警備員による巡回警備の実施等、学内安全対策の整備を行った。 各部署の安全衛生委員会が毎月巡視を行い、安全対策、職場環境の改善に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、盗難、事故等の防止のための学内安全体制の整備を行っていく。
<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 平成16年度に実験・実習中の事故に対する安全衛生法を踏まえたマニュアルを作成し、その活用により、学生への安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的な安全防止講習会を実施する。</p>	<p>(2) 学生等の安全確保に関する具体的方策 【267】 1) 安全管理・事故防止に関するマニュアル等により、学生の実験・実習中における安全・事故防止教育を徹底する。また、定期的な安全防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学生に対し、実験実習における安全ハンドブック、防災安全手帳等を配付し、全体ガイダンス及び実験・実習時において、安全・事故防止等の安全対策を講じた。 安全衛生講習会を定期的に実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、安全管理・事故防止に関するマニュアル・実習中における安全・事故防止教育を徹底するとともに、定期的な安全防止講習会を実施する。

<p>【268】 2) 保健管理センターの充実・強化を図り、健康維持のための定期的な健康診断の実施、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン等の実施）を徹底する。</p>	<p>管理・事故防止講習会を実施する。</p>	<p>施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 18年度に保健管理センターを改組して、「健康支援総合センター」を設置し、充実・強化を図った。 医学部1年に抗体価測定及びワクチン接種(B型肝炎)を実施した。 センターにおいて、実験・実習時における感染防止対策に関する個別相談を一括して行う体制を整備した。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、健康支援総合センターにおいて定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン等）を実施する。また、学常時学生の健康相談及び学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、専門職によるカウンセリング機能を充実させる。
<p>【269】 3) 平成16年度から情報化推進委員会を中心として、情報化社会における情報と安全管理と情報セキュリティを推進する。</p>	<p>【268】 2) 健康支援総合センターにおいて定期的な健康診断、実験・実習時における感染予防対策（肝炎ワクチン、ツベルクリン反応等）を実施する。また、学常時学生の健康相談に必ず体制を強化する。学生の精神的悩みや対人関係などの相談に対応するため、専門職によるカウンセリング機能を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 荒牧・昭和各キャンパスに週1日(8時間)ずつ学外カウンセラーを新たに配置した。 全教職員に対してガイドブック「教職員による学生・メンタルヘルス(No.4)」を配付した。 精神障害を有する学生への対応について、社会情報学部と工学部の教員に対して講演を行った。 精神相談用の案内板を設置した。 教育学部の教育実習予定学生に対し、麻疹ウイルス抗体検査及びワクチン接種事業の立ち上げを、医学部新入生へのB型肝炎ワクチン接種を行った。 感染性結核への対応のマニュアルの改訂を群馬県との協力により行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「群馬大学情報セキュリティポリシー」を普及し、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策の徹底を図る。
<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況に関する定期的な評価を実施する。</p>	<p>【269】 3) 総合情報メディアセンター及び情報推進委員会を中心として、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 総合情報メディアセンターにおいて、「情報セキュリティポリシー」改正の検討を行うなど、情報管理・安全に対する対策を行った。 情報管理・安全対策の強化を図るため、委員会の組織を見直し、情報化推進室を設置した。 情報化推進室において、「群馬大学情報セキュリティポリシー」の改正を行い、情報ネットワーク及びコンピュータシステムに関する危機管理対策を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、危機管理対応マニュアル等に基き、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的な点検・評価を実施する。

	<p>【270】 4) 安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、危機管理対応マニュアル等に基づき、各事業場の安全衛生委員会を中心に、安全管理・事故防止対策の実施状況を定期的に点検・評価を実施した。 	
<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 平成16年度から省エネルギー・廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	<p>(3) 環境保全に関する具体的方策 【271】 1) 省エネルギー・廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 学内ホームページに各団地の毎月のエネルギー使用量を掲載し、省エネルギーの推進を図った。 全学的な廃棄物の分別収集を行い、資源の再利用を実施した。 環境配慮促進法に基づく、「環境報告書」を作成し、配付した。 CO₂の排出量についても定期的に公表することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、省エネルギー・廃棄物の減量化・再資源化の対策を積極的に推進する。また、温室効果ガス排出抑制等のための実施計画を実施するとともに、施設整備における温室効果ガス排出抑制等の指針を運用し、温室効果ガスの排出を抑制する。
<p>【272】 2) ISO14001の認証取得を目指す。</p>	<p>(平成18年度計画実施済事項)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 18年度に、ISO14001の認証を取得した。 19年12月に継続審査を受審し、継続が認証された。 	<ul style="list-style-type: none"> 認証について取得効果を確認し、継続認証に向けて更なる環境保全に関する活動を推進する。
		<p>ウェイト小計</p> <hr/> <p>ウェイト総計</p>	

〔ウェイト付けの理由〕

⋮

(4) その他業務運営に関する重要事項に関する特記事項等

施設マネジメント等が適切に行われているか。**【平成16～18事業年度】****1. 施設設備の整備・運用**

16年度に「群馬大学の施設設備活用に関する第1期基本計画」を策定し、その方針に基づいて、施設・設備の整備・運用を行った。また、文部科学省において「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」が策定されたことを受けて、18年度に上記基本計画の見直しを行うとともに、新たに「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」を策定し、この方針に沿って、整備の基本方針・内容、システム改革等に関し、具体的な目標を設定し、施設の整備・運用を進めた。

2. 施設の有効活用

16年度に「群馬大学施設の有効活用に関する内規」を制定し、17年度に桐生地区（工学部）4号館の改修整備において、20%の共用研究スペースを確保し、公募により配分を決定した。18年度は、改修整備した教養教育GA棟において、棟全体を共同利用スペース（5,219㎡）として位置づけ、施設の有効活用の推進を図った。また、既に7棟において確保した共用研究スペース（6,681㎡）については、定期的に実地調査を実施し、使用状況の改善を勧告した。

なお、競争的研究スペース（2,451㎡）において、「スペース課金制度」を導入した。

3. 施設の維持管理

「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、定期的な点検を実施し、営繕・修繕計画を立て、施設の維持管理・改善に取り組んだ。

4. 新たな手法による施設整備

国の施設整備費による整備以外の新たな整備手法により、17年度に昭和地区に学生の自習室を中心とした福利施設として、個人の寄附による「石井ホール（700㎡）」を整備、また、附属病院の慢性的な駐車場不足を解消するため、駐車場整理業務委託の枠組みの中で、財団法人同愛会に立体駐車場（鉄骨3階建て8,095㎡、収容台数：434台）の建設・運営を依頼、同駐車場は大学に寄附された。18年度は、医学部及び附属病院の教職員等の職場環境の改善の一環として、自己財源により、「保育所」を整備した。

5. 環境保全対策

16年度に策定した「群馬大学の環境方針」に基づき、毎年、四半期毎の各地区エネルギー使用量を諸会議で資料配付、さらに、学内のホームページに掲載し、省エネルギーの推進や省エネ行動計画の実施の徹底を図るとともに、

温室効果ガスの削減のためにCO₂の排出量についても定期的に公表し、環境保全に積極的に取り組んだ。

なお、17年度における本学の地球環境保全に関する取組を「環境報告書2006」として公表した。

また、18年度に荒牧地区において、「ISO14001」の認証を取得し、環境マネジメントシステムの継続的な改善に取り組み、さらに、「第一種エネルギー管理指定工場」である昭和地区、「第二種エネルギー管理指定工場」である桐生地区においては、新たにエネルギー管理標準を策定し、運用を開始した。

【平成19事業年度】**1. 施設設備の整備・運用**

引き続き、「国立大学法人群馬大学施設整備推進戦略」に基づき、講義室等の整備拡充、教育研究の活性化や若手研究者用スペースの整備、老朽及び耐震補強を必要とする建物の再生整備など重点的に整備充実を図った。

2. 施設の有効活用

引き続き、「群馬大学施設の有効活用に関する内規」に基づき、新たに工学部5号館に共用研究スペース（216㎡）、同6号館に若手研究者用スペース（662㎡）、教育学部に共同利用型の共用研究スペース（351㎡）を確保し、利用者の公募を行った。

また、施設・環境推進室において、利用者が提出した共用研究スペースの使用状況の自己点検報告書に基づく点検調査を行う等の施設有効管理を行った。

3. 施設の維持管理

引き続き、「群馬大学施設管理実施計画」に基づき、建物等の新築、維持・改修等に至る全経費を考慮した適正な維持管理を行った。

4. 新たな手法による施設整備

太田市がものづくり教育研究施設として整備した「テクノプラザ太田（延べ7,200㎡）」の一部を本学工学研究科及び工学部の生産システム専攻及び同学科の教育研究施設として借用した。

5. 環境保全対策

引き続き、省エネルギー、CO₂の排出量の削減に係る取組を行うとともに、本学における「温室効果ガス排出抑制等のための実施計画」を策定し、実現に向けて学内に協力要請を行った。

なお、18年度における本学の地球環境保全に関する取組を「環境報告書2007」として公表した。また、「ISO14001」の継続審査を受審し、継続が認証された。

危機管理への対応策が適切にとられているか。

【平成16～18事業年度】

1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備

17年度に「国立大学法人群馬大学危機管理規則」を制定し、同規則に基づき、学長の下に「危機管理室」を設置するとともに、各部署にも「危機管理室」を設置し、危機事象に迅速に連携して対応できる組織を整備した。

また、文部科学省の学校施設の防犯対策に関する点検・改善マニュアル作成支援事業の一環として、群馬大学教育学部附属小学校を対象に、防犯システムと運用が一体となった施設の点検・改善マニュアルの報告書を作成し、ホームページに掲載して公表するとともに、その取組を実践した。

18年度には、「国立大学法人群馬大学危機管理方針」を制定し、同方針に基づき、次の事象毎に対応する全学マニュアルを策定した。

- (1) 地震、風水害等への対応マニュアル
- (2) 知的財産危機管理対応マニュアル
- (3) 学生の安全に係る危機事象への対応マニュアル
- (4) 国内外での教職員の重大な犯罪被害への対応マニュアル
- (5) 国際交流・留学生に係る危機事象への対応マニュアル
- (6) 教職員の不祥事への対応マニュアル
- (7) 教職員の事故への対応マニュアル
- (8) 不法侵入に対する対応マニュアル
- (9) 薬品管理における危機管理マニュアル
- (10) 情報ネットワーク・コンピュータシステム関連マニュアル
- (11) 大規模な施設設備の損傷への対応マニュアル
- (12) 感染症対応マニュアル（附属小学校、中学校、幼稚園）
- (13) 食中毒対応マニュアル（附属小学校、中学校、幼稚園）
- (14) 附属養護学校危機管理対応マニュアル

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

18年度に「群馬大学科学者行動規範」及び「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を策定し、研究者の研究活動（研究成果の発表の過程を含む。）における「捏造」（存在しないデータ、研究成果を作成すること）、「改ざん」（研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行いデータ・研究成果等を真性でないものに加工すること）、「盗用」（他者のアイデア、研究手法、データ、研究成果、論文等を当該他者の了解を得ることなく又は適切な表示をすることなく流用すること）及び「研究資金の不正使用」（法令及び本学が定める会計規則等に違反し、研究資金を使用目的以外のものに支出し、又は取引等の実態がないにもかかわらず不正に支出すること等）などの不正行為を行った場合における措置等を規定した。

また、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、「群馬大学研究行動規範委員会」を19年4月1日に設置した。

【平成19事業年度】

1. 災害、事件・事故、薬品管理等に関する危機管理マニュアルの策定を含む全学的・総合的な危機管理体制の整備

学生に対して安全ハンドブックや防災手帳を配付してガイダンスを行うなどの安全対策、「内部会計監査規程」に基づく薬品管理等の実地監査、建物の耐震補強、24時間対応の監視カメラの設置、医学部学生に対するB型肝炎抗体検査とワクチン接種、情報管理・安全対策強化に伴う「情報セキュリティーポリシー」改正、各事業所の安全衛生委員会による定期的な点検・評価など、各危機管理対応マニュアルで規定する予防対策、事前対策等の実施に努めた。

2. 研究費の不正使用防止のための体制・ルール等の整備

「群馬大学科学者行動規範」及び「群馬大学における研究活動上の不正行為への措置等に関する規程」を4月1日付で制定し、その趣旨を全研究者に周知するとともに、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、群馬大学行動規範委員会を設置し、併せて、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための不正行為申立窓口を設置した。

また、全ての研究費の運営及び管理を適正に行うため、研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するコンプライアンス室の設置や研究費の使用等に関する相談窓口を各キャンパスに設置した。

このような、群馬大学における一連の研究活動上の不正行為防止に関する取組を、ホームページに掲載し、学内外に公表した。

従前の業務実績の評価について運営に活用しているか。

【平成16～18事業年度】

17年度の国立大学法人評価委員会による評価で課題とされた「災害、事件・事故、薬品等に関する全学的なマニュアルが策定されていないことから、早急な対応が求められる。なお、危機管理に関しては、全学的・総合的な体制の確立が期待される。」との指摘を踏まえ、18年度に災害、事故、事件、薬品管理等に関する全学的な対応マニュアルを策定するとともに、「国立大学法人群馬大学危機管理規則」に基づき、危機管理室の設置等の体制を整備した。

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 教育の成果に関する目標

中期目標
 () 学士課程
 豊かな知性と感性、教養、創造性を持ち信頼される人格を備えた人材を育成する。全学共通の教養教育においては、幅広く深い教養を涵養するとともに、プレゼンテーション能力、外国語によるコミュニケーション能力、データ処理能力などの向上を図る。専門教育では、幅広い学識、専門分野における基礎知識、柔軟な実践的能力と問題解決能力、変動する社会へ対応する能力を養成する。
 () 大学院課程
 高い倫理観、豊かな学識及び学際的な研究能力を持ち、新しい科学・技術の創造と、社会、地域の発展に貢献できる人材を育成する。専門領域の学問体系の基礎から最先端までの知識・技能を持たせ、自立して研究活動を展開するための基本的能力、実践力、応用力を修得させる。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 () 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。さらに、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育を強化する。</p>	<p>(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置 () 学士課程 教養教育の成果に関する具体的目標の設定 【1】 1) 人文・社会・自然科学の各分野及び分野横断的科目を履修させることにより、学問的な視野を広げる。また、技術開発、環境保全などに関わる社会問題への関心や洞察力を涵養する教養教育とともに、ボランティア活動などの実践的教育をさらに充実させる。</p>	<p>1. 18年度に全学共通教育として重点的に取り組む課題6テーマを「教育改善推進テーマ」として設定しているが、19年度は新たに1テーマ「物理教育」を加え、教育の一層の改善、充実を図った。 2. いわゆる「ゆとり教育世代」の学生の学力測定のため、「力学基礎概念把握度調査」を実施し、ゆとり教育の影響以上に、学生の日常生活体験の不足が影響を及ぼしている実態が明確になったことから、関係教員にその結果を周知するとともに、教育改善に資するため報告会を2回実施した。 3. 18年度に引き続き、ISO14001認証取得に対応して、教養教育の8科目を環境教育科目に認定し、教育内容の充実及び必要な実験設備の整備を行い、学生の環境意識の一層の向上を図った。また、今年度もゴミ・空缶を拾いながらのウォークラリーを実施し、学生に環境意識とボランティア精神を育てる取組を行った。 4. 「多文化共生」及び「地域貢献」など社会的にニーズの高い課題に関する授業を3つの段階に構造化したうえで、18年度までの関連科目を分類・整理し、新規の授業を開講するなど一層の充実を図った。</p>
<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。その検証には、国際的な語学能力検定試験(TOEICなど)を利用する。</p>	<p>【2】 2) 外国語を読み・書き・聞き・話す能力を身に付け、世界各国の事情を学び、国際化に対応できる人材を養成する。教育成果の検証には、国際的な語学能力検定試験(TOEICなど)を利用する。 学生の学力に応じた習熟度別クラス編成による授業を導</p>	<p>1. 外国語科目(英語)において、学力別クラス編成を導入し、学力に応じた習熟度別教育による効果を組織的に検証した。 2. 総合情報メディアセンター主催によるe-ラーニングシステム(英語)の説明会を実施し、TOEIC演習授業等で積極的に活用できる環境を整え、学生の利用を促した。 3. 外国人教員による「自律学習」をキーワードとしたユニークな教育方法として、英字新聞を教材に授業の内容を学生と協議して進める授業を展開し、学生の意欲向上及び自主的学習を促す上で効果を上げている。 4. 語学能力検定試験の受験者数については、TOEICが194名、ドイツ語技能検定</p>

	入する。	試験が59名、フランス語技能検定試験は約100名であった。
【3】 3) 実践的な情報処理教育の充実を図り、IT活用によるデータシート、ホームページ、レポート等の作成を通して、プレゼンテーションのための諸技能を修得させる。	【3】 3) 情報の検索、レポートの作成、意見の発表など、学生の学習に必要な実践的情報処理教育の充実を図る。また、インターネットを利用する際のマナーと自己防衛の方法も学ばせる。	1. 実践的情報処理教育の充実を図るとともに、情報処理入門の講義として情報倫理教育を全1年生必修とし、インターネット使用上のマナーや自己防衛の方法を学習させた。 2. 一定程度の情報処理技術を身に付けている学生を対象に、新たに情報処理中級コースを設定し、習熟度に対応した教育体制を整えた。
【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。	【4】 4) 少人数ゼミにより、学習方法・学問的方法論の基礎を学び、討論形式の演習・講義をさらに充実し、高いコミュニケーション能力を修得させるとともに、チームワーク学習の意義を体得させる。	1. 少人数ゼミ方式による学修原論(教養教育科目)において、文献を読み、その結果をレポートにまとめ、発表討論することを重視した授業5科目を新設した。 2. 30名程度の中規模講義についても、少人数チーム編成による討議の時間を設定し、学生相互の討論能力及びチームワーク学習の向上を図った。 3. 医師に必要な生命・医療倫理観を形成するため、教養教育段階で実例を提示した講義・演習を設定し、低学年で高い教育効果を上げた。 4. 少人数制のチーム医療実習を行い、医療におけるチームワークの重要性、その中で各医療従事者が果たすべき役割を、体験を通じて学習する教育を推進した。また、日本語研究の専門家によるコミュニケーション能力の向上を目的とした講義を実施した。
学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない横断的な判断能力を育成する。	学部教育の成果に関する具体的目標の設定 【5】 1) 専門分野における学問体系の基礎を理解するとともに、広い視野に立ち主体的に課題を探究できる能力、学問分野にとらわれない柔軟かつ総合的な判断能力を育成する。	1. 学部での学習と学校現場での体験、授業実践に関する基礎学習、教育実習とが相互連関的に展開する往還型新カリキュラムを実施した。 2. コミュニケーションのとり方、患者との接し方、医療の仕組み、各職種の役割など、医療人としての基礎的な知識をテーマにした共通講義を専門分野の講師を招聘して開講した。 3. 保健学科では、PBL等の講義・演習を積極的に導入し、広い視野に立った主体的な問題解決能力の涵養に努めた。また、他専攻の専門科目を当該専攻の選択科目に認定し、専門領域にとらわれない柔軟な知識と技術の獲得を支援した。 4. 科学技術論を開講し、様々な分野の第一線で活躍している先輩の体験談を聞くことにより、技術者として必要な基礎学問を認識し、社会の要求である広い視野に基づく課題探究能力、柔軟な判断能力を育成した。
【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。	【6】 2) 専門分野における諸活動及び社会貢献の基礎となる技能と知識を養う。	1. 体験的科目や教育実践インターンシップの他に、多文化共生インターンシップや健康づくり・地域づくりの観点からの体験学習を単位化し、実践的指導力と専門的知識を確実に身に付けさせる教育を実施した。 2. 学生が専門的知識・技能を生かした社会貢献のあり方を体験的に学習する場を提供している。「多文化地域での教職インターンシップ」に教育学部生20名、「多文化共生インターンシップ」に教育学部6名、社会情報学部2名、医学部10名の学生が参加した。 3. 学部案内を学生の制作チームに作成させ、社会情報学の学習成果を社会に発信する機会を提供した。

		<p>4. 医学・バイオ特許講座を開設し、知的財産・医学分野の特許についての基礎知識や知的財産の取得法及び社会への還元法について学習させた。</p> <p>5. 分野別科目の中に「篤志による献体の意義」、「寄生虫や国際感染症における国際貢献」、「法医学の実際」など社会貢献について学習する場を設けた。</p> <p>6. 患者の気持ちに配慮した病名告知の指導及び「医療の質と安全」の講義において元患者との対話集会を実施するなど、実習や講義では学べないことを感得させた。</p> <p>7. 国際保健医療研修、国際・地域ボランティア研修を単位化して、社会活動の基礎となる技能と知識を養った。</p> <p>8. 技術者原論を開講し、専門分野における活動、社会貢献の基礎となる技術者倫理、工学倫理、先端技術、環境保護等の技術者教育を行った。</p>
<p>【7】</p> <p>3) 大学院教育との交流を促進し、早期に先端的専門研究に対する関心を喚起する。</p>	<p>【7】</p> <p>3) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的専門研究に対する関心を喚起する。</p>	<p>学部学生に対して、大学院授業一時公開、大学院との連携授業、シンポジウム、各種セミナー、大学院修士論文発表会等への参加を促し、先端的専門研究に対する関心を早期から喚起した。</p>
<p>【8】</p> <p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>専門職業人として、産業・社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年から職業意識向上のための指導を強化する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>	<p>【8】</p> <p>卒業後の進路等に関する具体的目標の設定</p> <p>専門職業人として、社会で活躍できる人材を育成する。国家資格などの取得について、具体的目標を設定する。就職については、低学年からインターシップの推進や職業意識向上のための指導を強化する。キャリア・デザイン科目を低学年から実施する。また、大学院進学を促進するための指導体制を充実する。</p>	<p>1. 18年度に引き続き、キャリア教育の趣旨に沿う16科目をキャリアデザイン科目に設定し、学生の社会人基礎力の向上を図った。また、キャリア教育充実のため、教養から専門課程にわたる系統的なキャリア教育システムの構築を図った。</p> <p>2. キャリアデザイン科目の中から、インターンシップ科目を指定し、大学教育センターの支援下で全学的なキャリア教育の充実を図った。また、教養教育科目において、キャリアデザイン科目を5科目新設し、コミュニケーション能力、リテラシー能力等の向上を図った。</p> <p>3. 多文化地域で「共生マインド」をもって活躍できる人材を育成するため、「多文化共生インターンシップ」を実施した。さらに、複数年度に異なる機関へ就業体験する「多文化地域での就業体験 ～ 」を開設し、経験に応じた指導の充実を図った。</p> <p>4. 卒業研究の履修における個人指導を通して、大学院への進学を促進した。</p> <p>5. 教員就職率60%と本学卒業者の群馬県教員採用者における占有率50%を目標として設定した。</p> <p>6. 医学部医学科では、附属病院における早期体験実習、老人福祉施設等におけるチームワーク実習等を通して、医療人の社会的役割を理解するシステムを推進した。臨床実習では、19年度学生支援GP「チューター制度を活用した臨床実習支援」により、クリニカルクラークシップを徹底し、6年一貫のきめ細かい学生の視点に立脚した支援を行っている。</p>
<p>【9】</p> <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を組織的に検証し、改善策を立案する。</p>	<p>【9】</p> <p>教育の成果・効果の検証に関する具体的方策</p> <p>1) 学生による授業評価を定期的に行い、その結果を大学評価室並びに大学教育・学生支援機構</p>	<p>1. 授業評価については、中期（年度）計画【236】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p> <p>2. 教員の意欲向上と大学教育の活性化を図ることを目的に、教養教育、各学部</p>

	<p>及び各学部等で組織的に検証し、改善に資する。 教育実践に顕著な成果を挙げた教員にベストティーチャー賞を授与し、受賞者による公開模範授業等を通してFDの充実を図る。</p>	<p>の専門教育からベストティーチャー優秀賞候補者11名を選考し、その中から選抜された最優秀候補者5名による公開模擬授業を実施して、最優秀賞・優秀賞受賞者を決定した。また、各学部毎に受賞者による模擬授業を行い、教育方法の改善に努めた。</p>
<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>	<p>【10】 2) 課題探究型少人数学習において、課題解決のための調査、結果のまとめ、レポートの作成、発表などの過程で教員と学生の対話を通して教育成果を検証する。</p>	<p>課題探究型少人数ゼミ形式の学修原論の中で5科目をキャリアデザイン科目に指定し、そこでは、学生との対話、課題探求に向けた調査、結果レポートの作成や発表、相互討論などをより多く取り入れ、「学修原論」の趣旨をこれまで以上に実現する措置をとった。また、専門書読解の準備として、本を読ませてレポートにまとめ、発表・討論する学生主体の学習形態を強化し、併せて教育の成果を検証した。</p>
<p>【11】 3) TOEIC、TOEFL、JABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>	<p>【11】 3) TOEIC、TOEFL、ドイツ語検定及びJABEE等の国際的な教育規格により教育成果を検証する。</p>	<p>1. TOEIC演習授業、模擬テスト及び説明会を実施し、TOEICの積極的な受験を促し、習熟度評価に活用した。受験者数については、中期(年度)計画【2】の『計画の進捗状況 4.』を参照。 2. 工学部では教養教育において、JABEEによる講義内容、試験問題等の検討を行い、教育の改善を行った。</p>
<p>() 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 【12】 課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。</p>	<p>() 大学院課程 大学院教育の成果に関する具体的目標の設定 【12】 修士課程では、高度専門職業人としての深い知識の習得と専門的技術の体得を目標とする。 博士課程では、課題を把握し、問題を設定し、実験等によりデータを取得し、その結果に論理的考察を加え、新しい知の創造ができる能力を養成する。さらに、その成果を国内外の研究会や学会、あるいは、専門学術誌などに公表できる能力を養成する。</p>	<p>【教育学研究科】 18年度に単位化した教育実践インターンシップ、学校現場や教育関連機関における研究体験等を通して、専門性と実践的指導力の向上を図った。 【社会情報学研究科】 カリキュラムに、行政管理分析や経営管理分析科目群等の6科目群を組み込み、実践的教育に努めている。また、研究計画の策定から修士論文作成まで個別にきめ細かく指導し、かつ、中間発表会の回数を増やすなど、質の高い論文作成能力の向上を図った。 【医学系研究科生命医科学専攻】 19年度から学生を受入れ、生命倫理、社会環境医学などの講義の他、基礎医学英語、統計・情報処理などの実習、演習を実施し、高度専門職業人の養成に向けて着実に教育を履行した。 【医学系研究科医科学専攻】 「生命倫理公開セミナー」、「研究成果考察セミナー」、「研究発表討論セミナー」などを通して、倫理観の涵養、論理的・科学的なプレゼンテーションの能力や討論能力の向上を図っている。また、「医学基礎技術実習」を通じて、医科学研究や生命科学研究の基礎を修得させるとともに、「英語論文の書き方セミナー」において、研究論文を作成する能力を開発している。 共同研究の現状と研究発表を実施し、相互評価により優れた活動を顕彰するとともに、インパクトファクター3.0以上の高い学術雑誌への掲載を3年次終了の要件とし、さらに、優秀な学生を表彰してインセンティブを与えている。また、優秀な学生の海外における発表等に対して経費の助成を行った。</p>

		<p>【医学系研究科保健学専攻】 学年当初において、指導教員の個別指導により、研究目標・方法を設定し、研究計画書を作成させている。研究においては、十分なデータに基づく考察を重ねさせ、その過程で国内外の必要な文献を詳読させている。また、研究分野の専門学会や研究会への入会と研究発表を経験させることにより、新しい知の創造ができる能力を育成した。</p> <p>【工学研究科】 研究教育、ゼミ等を通じて、少人数制あるいはマン・ツー・マンの指導体制による教育を実践し、さらに、主査・副主査制による複数教員指導体制により、より広い視野を身に付けさせる教育を行った。 また、学会等での研究発表を推奨し、論理的に議論を展開できる能力を養成するとともに、博士後期課程では、専門雑誌での成果公表を義務づけ、新しい知の創造に貢献できる能力の養成を行った。</p>
<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定</p> <p>【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究型能力を活かせるように指導する。</p>	<p>修了後の進路等に関する具体的な目標の設定</p> <p>【13】 教育・研究者を目指す者は、国内外の教育・研究機関で研究・教育職、あるいは特別研究員などの地位を得て自立的に活動できるように、また、民間企業・行政などを目指す者は、大学院で修得した課題探究・問題解決能力を活かせるように指導する。</p>	<p>1. 「情報関係の特論」、「専門外国語」及びMOTプログラムの一環である「産業分析スキル」、「ビジネスプラン策定スキル」などの実践的な科目を開講し、現代の「高度専門職業人」に必要な情報技術とコミュニケーション能力、実践的な技能を養成した。</p> <p>2. 医学系研究科では、学術振興会特別研究員、研究機関のポストドクター等として、研究を継続できるよう各修士生毎に研究指導者を配置し、21世紀COEプログラムに参画している大学院生には、研究費支援に加えて生活費支援も行った。</p> <p>3. TAやRAを活用し、教育研究の現場を体験させるとともに、自己の研究目的以外の幅広い知識・技術を身に付けられるよう、関係機関での研鑽を勧めている。また、学外研修を一定の基準の下に単位認定した。</p> <p>4. 学外の研究機関・企業に学生を派遣し、研究者としての視野を広げる特別実習を実施した。また、派遣型高度人材育成協同プラン（長期派遣型人材育成インターンシップ）を工学研究科で実施し、高度専門職業人としての人材育成を進めている。</p>
<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策</p> <p>【14】 セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>	<p>教育の成果・効果の検証に関する具体的な方策</p> <p>【14】 セミナー、研究会、学会などに積極的に参加させ、学術交流及び外国人研究者との交流を通して、教育成果を検証する。また、原著論文の専門学術誌上での公表、国内外で開催される専門学会での発表、各種受賞、表彰等の成果を評価する。</p>	<p>1. 学会での発表、各種受賞、表彰状況を調査して教育効果を検証し、特に顕著な研究成果をあげた学生に対しては、優秀賞等を授与し顕彰した。</p> <p>2. 医学系研究科では、19年度「大学院教育改革支援プログラム」により、国際学会において第1著者として発表する15名の大学院生に渡航旅費を支援した。また、支援を受けた学生は学会発表の概要をワークショップ等で行うこととしている。</p> <p>3. 医学系研究科では、研究内容、プレゼンテーションの要領、質疑応答の内容、業績などを基に、「大学院教育改革支援プログラム」における「研究活動活性化プログラム」により、34名の優秀な大学院生を選考し、1件60万円程度の研究助成を行った。</p>

(1) 教育研究等の質の向上の状況
 教育に関する目標
 教育内容等に関する目標

中期目標

() 学士課程
 明確な勉強意欲と豊かな倫理観を持つとともに、基礎的学力を備えた学生を選抜することをアドミッション・ポリシーとするが、高校教育のプロセスに対応した柔軟な入学選抜にも配慮する。さらに、社会人、留学生などにも広く門戸を開く。教養教育では、幅広く深い教養、総合的判断力、自然との共生を基盤にした豊かな人間性を育てるカリキュラムを、専門教育では、専門分野の最新の知識及び技術を修得する基礎的能力や課題解決能力を養成するためのカリキュラムを設計する。教育方法では、講義と実験・実習・ゼミなどを適切に組み合わせることにより、学習意欲の向上とその成果の定着を図る。実験・実習・ゼミでは少人数教育を実施し、課題探求・問題解決型学修を導入するとともに、コミュニケーション能力などの向上を図る。成績評価においては、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

() 大学院課程
 アドミッション・ポリシーは、専門領域における基礎知識と将来指導的役割を担うための資質・能力・意欲・倫理観を持つ人材を選抜すること、及び多様な学修歴を持つ受験者の資質・能力を適切に評価し、社会人や留学生を積極的に受け入れることである。教育課程では、高い倫理観に立脚し、専門的知識及び技術を修得した高度専門職業人、並びに創造的能力を備えた研究者を育成する。教育方法は、体系性をもった多様な科目の修得を義務づけるとともに、国内外の諸機関との連携により視野を広げる教育を実施する。成績評価は、客観性のあるものにし、それが学生や社会に信頼され、学習意欲を引き出すものとなるように評価方法を改革する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>() 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】</p> <p>1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化させる。</p>	<p>(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>() 学士課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学選抜を実現するための具体的方策</p> <p>【15】</p> <p>1) 大学説明会、オープンキャンパス、高等学校大学連携授業、進路指導教諭との懇談会等を積極的に実施し、各高校にアドミッション・ポリシーを広報する。同時に、大学ホームページや各種大学受験案内などに入試情報を掲載し、広報活動を活性化させる。各種イベントへの参加、高校訪問、広報誌の活用等による宣伝活動を積極的に行う。</p>	<p>1. 全学合同の大学説明会(8月3日、4日)を実施し、1,372名の参加者を得た。また、新たに高崎、桐生市内で募集要項の配付及び進学相談会を実施し、650名の参加者を得た。さらに、県内外の進路指導担当教諭を対象とした「群馬大学の説明・見学会」を開催し、41校41名の参加者があった。これらの機会に本学のアドミッション・ポリシーを広報した。</p> <p>2. 模擬授業、出前授業、大学見学会及び進学相談会の実施を学生受入センターに集約して、迅速かつ効率的な運用を図った。</p> <p>3. 各学部において、オープンキャンパスの実施、高校訪問(模擬授業含む)、進路指導教諭との懇談会、各種イベントへの参加等を通じて、教育研究活動の現状や入試等についての広報を展開した。</p> <p>4. 受験案内、入試情報、大学説明会の計画等をホームページに掲載するとともに、大学入試センターが運営するハートシステムに入試情報を掲載するなど、受験生への便宜を図った。また、日経BP企画発行の「変革する大学」シリーズの群馬大学版を発行し、大学の最新の情報や取組みを広報した。</p>
<p>【16】</p> <p>2) 入学選抜方法研究委員会において、入学者の追跡調査を行って実態を把握し、改善策を選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>【16】</p> <p>2) 入学者の追跡調査を行い、実態を把握するとともに、選抜方法の改善に役立てる。</p>	<p>入学選抜方法研究委員会において、入試状況、各種アンケート及び入学後の成績等の追跡調査を行い、20年3月に報告書を発行し、次年度以降の選抜方法の改善に資することとした。</p>
<p>【17】</p> <p>3) 社会人、私費留学生、帰国子女特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入</p>	<p>【17】</p> <p>3) 社会人、私費留学生、帰国生特別選抜を引き続き実施する。また、国費留学生も広く受け入</p>	<p>1. 社会人、私費留学生、帰国生特別選抜を引き続き実施し、募集人員の明確化、選抜の申し合わせの改訂を実施するなど、積極的に受け入れを行った。</p> <p>2. 留学フェア(東京、大阪)、海外留学フェア(台湾、韓国、ベトナム)に教</p>

<p>け入れる。</p>	<p>れる。</p>	<p>職員を派遣し、本学の紹介、留学勧誘など積極的な広報活動を行った。また、台湾の情報誌に本学の広報記事を掲載した。 3. ハノイ工科大学とのツィニングプログラムの利用により、4名の留学生を入学させた。</p>
<p>【18】 4) アドミッション・ポリシーに適合した学生の受け入れを推進するために、アドミッション・オフィス（仮称）の設置を検討する。</p>	<p>【18】 4) 学生受入センターを中心に入学広報、入試調査等を行い、入学者選抜方法の改善に資する。</p>	<p>学生受入センター（運営委員会、同委員会入試部会）において、入試調査等に基づき、群馬大学入学者選抜の改善並びに平成21年度、22年度以降の入学者選抜について検討を行い、方針を決定した。 入試広報については、中期（年度）計画【15】の『計画の進捗状況』参照。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19】 1) 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語など重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報処理能力を含めた幅広い健康状態の育成、自己管理能力の育成、自ら判断する能力の育成、基礎的知識の増進を図る。さらに、学生の学習意欲を高め、産業界等からの講師を招き、トピックス的な内容を充実させる。</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策 【19-1】 1) - 教養教育においては、少人数ゼミ、総合的学習、外国語など重点をおくとともに、専門科目に関連した分野の充実を図る。また、国際的コミュニケーション能力の育成、情報処理能力を含めた幅広い健康状態の育成、自己管理能力の育成、自ら判断する能力の育成、基礎的知識の増進を図る。さらに、学生の学習意欲を高め、産業界等からの講師（ゲスト講師）を招き、トピックス的な内容を持つ特別科目の充実を図る。</p> <p>----- 【19-2】 - 学長、役員等による体系的な教養教育公開講義を実施する。また、単位化授業評価についても実施する。</p>	<p>1. ゼミ方式の学修原論については、少人数クラスの編成を徹底し、学生の主体的活動を重視する授業形態を推進した。 2. 数学と情報処理に中級コース2科目を設け、比較的高いレベルの学力を持つ学生のニーズに応えた。 3. 大学教育センター外国語教育部に4名の教員（内3名は外国人教員）を配置し上級英語科目等を通じて、コミュニケーション英語能力の一層の向上を図った。 4. 健康科目を全学必修科目に設定し、基礎的健康知識の増進を図った。 5. トピックス的な内容を持つ特定の科目については、広く学外から講師（ゲスト講師）を招き、学生の学習意欲を高めている。</p> <p>学長、理事、学部長等による連続講義「群馬大学・学 - 教育と研究と地域と - 」を教養教育の正規の履修科目に設定し、本学の特徴、勉学の意義、地域への貢献などについて体系的な講義を行い、本学で学ぶ自覚と責任を持たせた。また、各授業毎に20分間の学生によるグループ討議と発表を取り入れ、学生の自律的な学習を促した。また、大学教育センターにおいて、教養教育に関する授業評価アンケートを実施し、その結果を講義内容の改善に役立てた。</p>
<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択力リキラムを区分して設定する。また、学参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>	<p>【20】 2) 専門教育では、コア・カリキュラムと選択力リキラムを区分して設定する。また、学参加型少人数教育を充実し、自己能力、問題解決能力を涵養する。卒業年には、卒業研究を課し（医学科を除く）、きめ細かな指導が可能なシステムを充実する。</p>	<p>1. 各学部・専門分野で核となる科目を必修科目群とするとともに、多彩な選択科目を設定して主体的な学習支援を行っている。 2. 実験、実習、演習等において学生参加型少人数教育を充実させ、課題探求能力、問題解決能力の涵養を図った。 3. 卒業研究は、指導学生数を少人数に抑え、きめ細かな指導ができる体制をとっている。また、保健学科においては、卒業研究の充実が図れるよう、3年次後期から卒業研究に着手させている。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策</p>	

<p>【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発表法・分析法・発表法・セミナー作成法など、外国語教育において総合的に活用する。</p>	<p>【21】 1) 少人数ゼミ形式の授業では、課題発表法・分析法・発表法・セミナー作成法など、外国語教育において総合的に活用する。</p>	<p>1. 教養教育において、少人数ゼミとして学修原論を開講し、課題発見法、分析法、発表法、レポートの作成法を修得できるよう指導している。また、専門英語教育において、技術論文、書簡を読む・書く・聞く能力を高める指導を行い、英語のプレゼンテーションにより、コミュニケーション能力を高めている。 2. ゼミ、卒業研究においては、少人数教育を実施し、パワーポイント、DVD、実物投影機などの視聴覚機材を積極的に活用し、情報収集、課題分析、プレゼンテーション、ディスカッション、論文作成などの方法を学ばせている。</p>
<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性が必要な授業（健康科学の実験等）には、補助員を配置する。</p>	<p>【22】 2) スキル養成を目的とする授業（情報処理入門、生物学実験等）には、TAなど教育支援者を重点的に配置する。また、安全性を必要とする授業（健康科学の実験、薬品等の処理を含む実験等）には、補助者を配置する。</p>	<p>1. 情報処理、生物実験などの授業にはTAを重点的に配置している。また、実験、実技等の学生のスキル向上を目的とする物理実験、化学実験、健康科学、情報処理については、補助者を配置し、学生の安全確保と指導の支援を行った。 2. 19年度は、TA41名を配置した。</p>
<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TAを充実させるとともに、履修ガイダンスと学生相談体制を充実する。また、修学上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。</p>	<p>【23】 3) 担任制、オフィスアワー、TA、履修ガイダンス等を充実する。また、修学上及び生活上の問題を抱えた学生の支援体制を強化する。</p>	<p>1. 各学部の特성에応じてクラス担任等を設け、きめ細かな対応がとれる体制を整備している。 2. オフィスアワーについては、全教員が設定し、掲示板やホームページに掲載したシラバスに設定時間を明記するなど学生に周知し、履修等の個別相談に応じている。 3. 学部毎に、各学年、編入生、留学生を対象に履修ガイダンスを実施している。 4. TAについては、実験、実習、情報処理など必要な科目において活用しており、学生の指導において効果を上げている。</p>
<p>【24】 4) 定期的にFDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>	<p>【24】 4) FDを企画し、斬新な教育方法の開発・紹介を行い、教員の教育能力の向上に努める。</p>	<p>1. 中期（年度）計画【9】の『計画の進捗状況』並びに【236】の『平成19年度の実施状況概略』参照。 2. 各学部毎に、定期的な公開授業の実施やワークショップの開催により授業方法の改善に努めた。また、学生による授業評価と教員相互の評価等に基づき、顕彰やインセンティブ付与などを行い、教員の教育能力の向上に努めた。</p>
<p>【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導方法を改善する。各学部等と留学生センターとの連携を緊密にして、留学生チューター制度の充実を図る。</p>	<p>【25】 5) 研究生、科目等履修生、聴講生の指導体制を明確にするとともに、指導方法を改善する。</p>	<p>1. 研究生、科目等履修生、聴講生の窓口となる教員及び事務係を決め、きめ細かな指導ができる体制をとっている。また、事前に受入教員が十分な面談を行い、関連分野の教員と連携を図りつつ、学生のニーズに応じた指導体制を構築した。 2. 留学生チューター制度の充実を図るため、チューター（本学学生）に対して複数回のオリエンテーションを行い、指導法や留学生との接し方等について指導するとともに、逐次、報告書の提出を求め、必要に応じて指導助言を実施した。（チューター数は157名（対前年度55名増））</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26】 1) シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。さらに、試験の配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【26-1】 1)- シラバスでは、成績評価基準や到達基準を明示する。</p>	<p>シラバスにより、授業概要、成績評価基準、成績評価方法、学習効果等を明示した。</p>

	<p>【26-2】 試験の模範解答及び配点、成績評価の根拠などを公表する。</p>	<p>論述試験等の模擬解答や成績評価の根拠が示しにくい科目以外の科目については、試験の模擬解答及び配点・成績評価の根拠などを公表している。</p>
<p>【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力(基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等)も重視した成績評価を実施する。</p>	<p>【27】 2) 教養教育では、個々の知識量だけではなく、総合力(基礎知識、自己学習遂行、調査、発表、文書作成力等)も重視した成績評価を実施する。</p>	<p>教養教育の柱となる学修原論、総合科目、分野別科目については、最終成績評価を試験だけでなく、自己学習能力、発表能力、レポート作成、授業への真摯な取組や姿勢等を勘案して、総合的に判断している。</p>
<p>【28】 3) 教育効果の向上を図るために全学部においてGPA(Grade point average)を導入する。また、GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰制度を確立する。</p>	<p>【28】 3) GPAを利用した成績優秀な学生の顕彰を行う。</p>	<p>全学部において、GPAを採用し、成績の優れた上位5%程度の学生にはS評価を与え、学生の学習意欲を喚起している。また、GPAを利用して各学部から推薦された成績優秀な6名の学生に対して、卒業時に学長表彰を行った。</p>
<p>() 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部教育の課程で、大学院教育の意義を明確にし、大学院進学への関心を喚起する。また、学内者、学外者を対象として、大学院説明会を実施する。</p>	<p>() 大学院課程 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策 【29】 1) 学部学生に大学院講義聴講の機会を与えるなど、大学院教育との交流を早期から促進し、先端的専門研究に対する関心を喚起する。また、学部学生や学外者(社会人含む)を対象として、大学院説明会を実施する。</p>	<p>1. 各学部毎に学部学生や学外者を対象とした大学院説明会を定期的開催し、大学院での修学の意義、研究内容、修了後の進路、経済的な支援及び研究費支援などについて説明を行った。また、社会人に対しては、休日に説明会を実施するなどの便宜を図った。 2. 学部学生に対して、国内外の学会、研究会、シンポジウムへの積極的な参加を促すとともに、大学院発表会、大学院生の研究を見学する機会などを設けるなど、先端的専門研究に対する関心を喚起している。</p>
<p>【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催し、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>	<p>【30】 2) 各種媒体を利用して、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、主要研究設備及び教員の研究内容等を広報する。公開講座、高等学校と大学間連携事業などを企画・主催し、研究科の教育内容、研究活動を広く宣伝し、大学院志望者の増加を図る。</p>	<p>1. 大学ホームページに大学院のページを新たに掲載するなど、ホームページのリニューアルあるいは充実を図り、アドミッション・ポリシー、選抜方法や教育内容、研究室や教員の研究内容等を広報した。 2. 19年度に新たに構築した「大学情報データベース」により教員の研究業績等をホームページに公開した。 3. 工学研究科では、大学院説明会、研究科オープンウィーク、公開授業、高等学校と大学間連携事業等を通じて、研究科の研究内容、研究活動を広報した。また、社会人に対しては、企業懇談会や企業訪問等の際に詳しく説明し、社会人学生の増加に努めた。</p>
<p>【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生には、日本語能力の不足を配慮した受け入れ体制の充実を図る。</p>	<p>【31】 3) 社会人に対しては、経験や実績の評価も取り入れて選抜する。留学生に対しては、その受け入れ体制の充実を図る。</p>	<p>1. 社会人に対しては、実務経験や職場での業績、臨床・研究歴、学会発表などを評価に取り入れて選抜した。 2. 留学生に対しては、英語による問題を別に作成し、面接時においても語学に配慮するなど受入体制の充実を図った。 3. 留学生の立場に立った入試広報、受験のための負担軽減、留学生に対する入試選考の簡素化等を「留学生受入に関するワーキング・グループ」で検討し、国際交流企画室において、「留学生に係る大学院入試についての指針」を策定した。</p>
<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>	<p>教育理念に応じた教育課程を編成するための具体的方策</p>	

<p>【32】 1) 大学院課程で共通に必要なとされる知識・技能を修得し、これを基に、学部の連携性・整合性を高める。また、学部の連携性・整合性を高める。</p>	<p>【32】 1) 大学院課程を充実させ、これを基に、学部の連携性・整合性を高める。</p>	<p>1. 中教審の答申を踏まえ、専門性と実践的指導力を兼ね備えた高度専門職業人としての教育実践研究を推進し、20年度に教育学位課程修士課程及び教育実践研究科を改組する。また、20年度に「先端的医学系大」の取組として、高度な研究を立案推進し、国際的な研究を推進する。また、20年度に「基礎・臨床医学研究者や、倫理観と科学に裏付けられた高度な臨床医の養成を体系的に実施するため、基礎・臨床融合型大講座を推進する」「研究活動活性化プログラム」「国際化向上プログラム」を実施している。</p> <p>2. 医学系研究科博士前期課程に、専門看護師養成コースを設置し、20年度に専門看護師養成課程を開設することとしている。そのために、新たな科目の設置や既存科目の変更等、大幅なカリキュラム改訂及び実習体制の整備を行った。</p> <p>3. 工学部・工学研究科の改組を実施し、学部のカリキュラムと連携性・整合性を持つ大学院カリキュラムの編成を行った。</p>
<p>【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>	<p>【33】 2) 学生参加型少人数授業を取り入れ、その企画・立案・進行・評価などを学生主体で行わせる。</p>	<p>大学院の多くの授業で学生参加型少人数教育を実施し、演習、実習においては、企画、立案、調査、発表、討論などの一連の流れを学生主体で行わせている。また、医学系研究科では、学生主体による「研究成果考察セミナー」などの各種セミナーを学年毎に実施し、教育効果を高めている。</p>
<p>【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。</p>	<p>【34】 3) 学外での教育研究活動の単位化やインターネットなどによる遠隔地からの研究指導の制度化を検討する。</p>	<p>1. 企業などでの実習を対象に、インターンシップ、派遣型高度人材育成協同プランを設けて単位化を実施している。また国内外での一定の条件を満たす活動に対して、学外特別研修として単位を認定している。</p> <p>2. 社会人学生に対する論文指導において、メールを活用した指導を実施している。また、工学研究科の一部の専攻において、e-ラーニングによる科目開設に伴うシステムの整備を進める一方、太田キャンパスの開校や他大学との連携事業に伴うインターネットやテレビ会議システムの導入を20年度に向けて進めている。</p>
<p>【35】 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラム及び留学生センターによる日本語教育を充実させる。社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>	<p>【35-1】 4) 留学生に対しては、留学生のニーズに合わせた教育プログラムを整備する。</p> <p>-----</p> <p>【35-2】 社会人や科目等履修生のために、夜間開講のカリキュラムを充実させる。</p>	<p>1. 留学生の日本語力を事前にチェックした上で、カリキュラムを設計するとともに、留学生個々の属性、能力に応じて多様な組合せの日本語授業を提供した。</p> <p>2. アジア人財資金構想（経済産業省・文部科学省共催）高度専門留学生事業による留学生の受入れに伴い、同コースの日本語教育と既存の日本語教育を再編・融合させることで、多様な留学生のニーズに効果的に対応した。当該事業により5名の在学学生が国費留学生に採用となった。</p> <p>1. 各研究科において、社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施した。</p> <p>2. 医学部保健学科では、大学院教育支援改革プログラム「地域・大学院循環型保健学リーダーの育成」において、社会人を対象とした教育プログラムにより、就労しながら教育研究指導を受けられるカリキュラムを設置した。</p> <p>3. 19年度の工学部・工学研究科改組に伴い、北関東随一の製造業集積地である太田市に新キャンパスを設置し、社会人や地域のニーズに応えた。</p>
<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【36】 1) 履修ガイダンスの充実とともに、学生の修学相談に応じられる。</p>	<p>授業形態、学習指導法等に関する具体的方策 【36】 1) 履修ガイダンスの充実を図り、学生の修学相談に応ずる。</p>	<p>1. 入学時に履修手引きに基づき、履修ガイダンスを実施するとともに、専攻別ガイダンスを実施した。</p>

<p>る体制を整備する。</p>		<p>2. 指導教員、教務委員、関係事務係と、随時、履修に関する相談がとれる体制を整備している。また、在学延長者に対しては、指導教員が定期的に進捗状況を確認している。</p>
<p>【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介します。積極的に利用を支援する。</p>	<p>【37】 2) 教員に対するFDや公開授業などを開催して、斬新な教育方法を紹介します。積極的に利用を支援する。</p>	<p>1. 授業評価により選ばれた講義を公開授業として実施し、授業後の参加教員による授業研究を通して、教育方法の改善に役立てた。 2. FD・公開授業などを開催し、相互評価を行って、教育方法の改善に努めている。</p>
<p>【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。</p>	<p>【38】 3) 国内外の教育研究機関での実習や学外組織とのネットワーク授業を推進する。海外の学生との交流を推進するための支援プログラムを充実する。</p>	<p>1. 医学部医学科では、19年度大学院教育改革支援プログラム「先端的医学系大学院教育の拡充・展開と実践」の「国際化向上プログラム」により、海外の学生・教員との交流が図られている。また、各研究科において、既存の大学間協定等に基づく海外の学生との交流が順調に進展している。 2. 市教育委員会や公的機関と連携した「教育実践インターンシップ」、「多文化共生インターンシップ」や派遣型高度人材育成協同プランによる企業の研究部等への「派遣型インターンシップ」を単位化し、教育研究機関等での実習を奨励している。</p>
<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに各研究科と留学生センターが連携し、実社会人学生に対する夜間開講、遠隔授業を実施する。また、遠隔授業を実施するための環境を整備する。</p>	<p>【39】 4) 研究生、科目等履修生、聴講生のニーズに各研究科と留学生センターが連携し、実社会人学生に対する夜間開講、遠隔授業を実施する。また、遠隔授業を実施するための環境を整備する。社会人学生等に対する教育・研究の充実等を図るため長期履修学生制度を導入する。</p>	<p>1. 19年度から、社会人学生等が一定期間にわたり教育課程を履修し、修了するための長期履修学生制度を導入した。 2. 社会情報学部では、経営管理科目や観光関連科目を学外サテライト教室で開講し、科目等履修生のニーズに応えている。また、研究生、聴講生に対して、指導教員が学業、生活面での相談に応じ、指導面の改善を図った。 3. 社会人や科目等履修生が就業と修学が両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施している。また、SCSを利用した遠隔地授業を導入している。 4. 各研究科と留学生センターが連携し、留学生センター制度の充実を図るため、チューター（本学学生）に対して複数回のオリエンテーションを行い、指導法や留学生との接し方等について指導するとともに、逐次、報告書の提出を求め、必要に応じて指導助言を実施した。（チューター数は157名（対前年度55名増））</p>
<p>【40】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、TAの増員を図る。</p>	<p>【40】 5) ポストドクター、RAなどの教育研究支援者のポストを用意するとともに、必要に応じてTAの増員を図る。</p>	<p>COE、GPなどの競争的資金等を有効に活用して、ポストドクター、RAのポストを確保し、TAは前年度並みの採用を行った。（RA 18年度39名 19年度49名）（TA 18年度450名 19年度434名）</p>
<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通して、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。</p>	<p>適切な成績評価等の実施に関する具体的方策 【41】 1) シラバスに具体的な評価基準を明示し、適正で厳正な評価を実施する。演習は、文献講読・研究発表・討論等を通して、到達度・積極性・意欲等の面から、実験は、目的・方法・実験操作・結果の分析・考察・創造性等の面から多面的に評価する。</p>	<p>1. シラバスに授業の展開、成績評価基準を明示した。 2. 各研究科、専攻の講義・演習・実習の特性に応じて多面的な評価を取り入れ、適正で厳正な評価を実施している。</p>
<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰制度、</p>	<p>【42】 2) 成績優秀な学生の顕彰、成績</p>	<p>1. 研究業績、研究発表、研究者としての将来性や発展性等を選考基準として、</p>

成績評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

評価の根拠の公表などを実施し、教育効果の向上を図る。また、成績優秀者には、修了年限を短縮する制度を積極的に活用する。

優れた成果を上げた学生を顕彰した。
2. 大学院学則、各研究科規程に基づき、成績優秀者等に対して修了年限を短縮する制度を積極的に活用している。

教育研究等の質の向上の状況
 (1) 教育に関する目標
 教育の実施体制等に関する目標

中期目標
 教職員の配置については、公募制・任期制の適用範囲を拡大し、人事の流動を促し、研究・教育の活性化を図る。重点的な人的配置、年齢、性別によらず有能な教職員の登用、外国人教員の適正配置に努める。教員の教育業績評価システムを確立し、人事、任期制教員の再任評価、顕彰制度などに活用する。また、全学共通の教養教育は、全教員の参加体制で実施する。
 教育環境整備については、教育設備の充実、空調設備の整備、障害者等にも配慮した学習環境の整備、老朽化した教室の更新などにより、教育環境を改善する。また、少人数教育用や学生の自己学習のための教育設備を充実する。
 教育の質の改善のために、授業方法改善研究部会を中心としたFD活動を活性化し、公開授業、授業改善活動の充実を図る。さらに、学生による授業評価、シラバスの掲示板機能を利用し、常時学生の教育に対する満足度を計測する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【43】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置 適切な教職員の配置等に関する具体的方策</p> <p>【43】 1) 教員の採用は原則として公募制により選抜する。また、選考基準を公表する。</p>	<p>1. 教員の採用は、原則として公募制により選考している。 2. 公募に際して、選考基準を公表している。また、本学ホームページに教員選考基準に関する規則を掲載している。</p>
<p>【44】 2) 新たに採用する教員に対しては、全部局で任期制の導入を検討する。</p>	<p>【44】 2) 新たに採用する教員に対しては、任期制の導入を検討する。</p>	<p>中期(年度)計画【200】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>【45】 3) 教員の教育研究業績データベースを整備する。平成18年度～19年度を目標に教育、研究、社会貢献、管理運営面の評価システムを構築し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事配置などに反映させる。</p>	<p>【45】 3) 教員の教育研究業績等のデータベースを充実させる。教員評価の試行結果を踏まえ、教育、研究、社会貢献、管理運営面の評価システムを構築し、教員の諸活動の支援と啓発を行うとともに、その評価結果を人事・給与面等について検討を行う。</p>	<p>1. 教員評価及びその評価結果を人事・給与面に反映させることについては、中期(年度)計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』参照。 2. 19年度に教員の教育研究業績を蓄積する「大学情報データベース」を新たに構築し、各キャンパス毎に入力説明会を実施してデータ入力を促し、研究者情報データベースの充実・整備を図った。</p>
<p>【46】 4) 年齢、性別によらず有能な教職員の登用し、適切な人事配置を検討するシステムの構築を図る。</p>	<p>【46】 4) 役員会において計画的な人事管理を行う。</p>	<p>1. 教員の欠員補充については、「欠員教員の後任補充等に係る基本方針」を踏まえ、役員会で大学、個別部局等の全体戦略及び将来計画との関連性を十分に精査し、適切な人事配置を実施している。 2. 教員の採用にあつては、原則として公募制により選考しており、性別、年齢によらず有能な教員を採用している。</p>
<p>【47】 5) 全学共通の教養教育に関して、全学教員の参加による企画・実施・運営組織を置く。</p>	<p>(18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>1. 18年度に設置した大学教育・学生支援機構を円滑に運営し、これまで個別に運営されてきた「大学教育、学生支援、学生受入、健康支援」の連携を強化した。 2. 役員懇談会において、教養教育に関する諸問題を常置の重要審議事項に設定し、教養教育のあり方や方向性及び施策等について改善を図っている。</p>

<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>【48】</p> <p>1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループ教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。</p>	<p>教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策</p> <p>【48】</p> <p>1) 老朽化した講義室の改修、空調の整備、古い学習用調度品の更新を図る。また、小グループ教室、基礎教育と総合的な学習のための中規模講義室を整備する。</p> <p>施設・環境推進室の下、各講義室等の点検・評価を行い、その結果に基づき必要に応じて整備を行う。</p>	<p>1. 施設・環境推進室の講義室等の点検・評価並びに「学長と学生との懇談会」による学生からの要望を踏まえ、少人数学習室の設置、講義室の補修、空調設備、視聴覚機器の整備・充実を行った。</p> <p>2. 建物の改修工事に伴い、各講義室を改修するとともに、多目的スペースや中規模教室の増設及び空調設備の整備を行った。</p>
<p>【49】</p> <p>2) 学生の自己学習を促進するために、図書館の充実を図るとともに、自習室並びにパソコン室を整備する。</p>	<p>【49】</p> <p>2) 学生用図書充実させるとともに、図書館内の学習スペース、情報機器類、ネットワークの環境整備等を行い、学生の学習環境を整える。</p>	<p>1. 学生の自主学習を促進するため、「学生が選ぶ1000冊の本」、「学生が選ぶ図書キャンペーンin工学部」などの取組を行い、学生用図書の充実を図った。</p> <p>2. 医学部医学科では、OSCE、卒前・卒後臨床研修における医療技術向上に向けて、多岐に亘るシミュレーションが行える医学用教材を順次整備している。</p> <p>3. 各キャンパス毎に学生用自習室、パソコン等情報機器の整備・充実を進め、学習環境を整えている。</p>
<p>【50】</p> <p>3) 主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>	<p>【50】</p> <p>3) 教育効果を高めるため、主要な講義室には液晶プロジェクターなどのAV機器を設置する。</p>	<p>学長裁量経費の教育研究環境重点設備費（設備関係）として、18年度と同額の17,000千円を確保し、主な講義室に液晶プロジェクターなどのAV機器を設置し、学習設備の充実を図った。</p>
<p>【51】</p> <p>4) 情報活用のためのリテラシー教育を関係部局が連携して行う体制を整備する。</p>	<p>【51】</p> <p>4) 総合情報メディアセンターと各部局が連携し、情報リテラシー教育等の充実を図る。</p>	<p>1. 総合情報メディアセンターと各部局が連携して、電子ジャーナル、データベースの講習会や文献検索演習の講習会を実施し、情報リテラシー教育の充実を図った。</p> <p>2. 総合情報メディアセンターと医学部が連携し、2年生のチュートリアル教育において、論文作成支援及び医学文献検索実習を行った。</p>
<p>【52】</p> <p>5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された資料を収集して提供する。</p>	<p>【52】</p> <p>5) 図書館は、各教員と連携してシラバスに掲載された図書資料を収集して提供する。</p>	<p>図書館と教員が連携して、シラバスに掲載された図書112冊を収集し、学生の自学・自習に提供した。</p>
<p>【53】</p> <p>6) Web上の情報を共有するため、安全性を強化し、イントラネットやe-learningの基盤を整備する。また、双方向情報システムを整備し、学生の自己学習支援システムの構築を図る。</p>	<p>【53】</p> <p>6) インターネットを活用するため、情報通信基盤の安全性を強化する。また、学生の学習支援システムの構築を図るため、eラーニングや遠隔授業システムの基盤を整備する。</p>	<p>1. 総合情報メディアセンターを中心に、Webアクセス用ウィルスチェックサーバーの設置・更新、セキュリティー情報の広報、ファイアーウォール機器の設置・更新等を行い、情報通信基盤の強化を図った。</p> <p>2. e-ラーニングについては、全学委員会を立ち上げ、関係教職員にアンケートを実施し、それを基に遠隔地授業等の設備の充実を行っている。</p>
<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <p>【54】</p> <p>1) 大学評価委員会及び自己評価専門委員会を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対す</p>	<p>教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策</p> <p>【54】</p> <p>1) 大学評価室を中心に、学生の授業評価、学生による教育に対する満足度調査、卒業生やその</p>	<p>1. 授業評価については、中期（年度）計画【236】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p> <p>2. 各部局毎に、在学生に対する満足度調査、卒業生やその就職先を対象とした</p>

<p>る満足度調査、卒業生やその職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>	<p>職場の意向調査を定期的に実施し、その結果を公表する。また、関係委員会が指摘された問題点に対する改善策を立案し、確実に実行するシステムを構築する。</p>	<p>アンケート調査を実施し、その結果を教授会や関係委員会で評価し、問題点への対応等改善を図った。 3. 工学部では、最近5年間の卒業生(2,600名)を対象に、在学時の教育内容や教育環境及び社会人の立場から見た教育プログラムの改善の必要性等のアンケートを実施・集計し、報告書にまとめ公表した。</p>
<p>【55】 2) 授業方法改善研究部会を中心に、公開授業、授業方法改善活動を活性化し、公開授業では、教員相互間で評価を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>	<p>【55】 2) 教育方法企画部会を中心に、公開授業、授業方法を改善活動を活性化し、公開授業では、教員相互間で授業改善の検討を行うとともに、報告書を作成し公表する。</p>	<p>教育方法企画部会を中心に各学部等において、次の取組を行い、授業改善に役立てた。 1. ベストティーチャー賞優秀賞受賞者11名が、それぞれの選抜された部局(教養教育を含む)において、公開模擬授業を行うとともに、教員相互による授業研究を実施し、教育技法の検討を行った。 2. 教育学部では、全授業を同学部教員に常時公開するとともに、特設一般公開授業を開講し、授業後に研究会を実施した。 3. その他の学部においてもFD公開授業等を実施し、ワークショップ等において教員相互による評価を行い、授業改善活動を活発に進めた。</p>
<p>【56】 3) シラバスの機能を強化し、常時全教員・全科目につき、生がWeb上で授業評価、質問、意見などを提出できるシステムを導入する。このように入力したデータをデータベースとして活用する。</p>	<p>【56】 3) 学生からWeb上で出された質問、意見などの情報を集積して、データベースとして活用する。</p>	<p>1. Web上に、e-ラーニングシステムを利用した情報集積のデータベースである「moodle」のコーナーを設け、講義資料の配信、学生からの質問・意見等を集約し、きめ細かな指導に活用している。 2. キャンパスEOSを活用し、シラバスの機能強化に努めている。また、講義毎のシラバスと講義資料をWeb上にアップロードし、学生支援を行った。</p>
<p>【57】 4) 平成18年度～19年度を目的に、全学的評価システムを確立する。優れた評価の教員を表彰する制度を設ける等、評価結果を研究費等と資源配分に反映させるシステムを策定する。</p>	<p>【57】 4) 教員評価の試行結果を踏まえ、教員の教育研究活動に対する全学的評価システムを構築する。評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについて検討を行う。また、優れた評価の教員を表彰する制度を創設する。</p>	<p>1. 教員の教育研究活動に対する全学的評価システム及び評価結果を研究費等資源配分に反映させるシステムについては、中期(年度)計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』とありである。 2. 18年度に創設した「ベストティーチャー賞」の制度に基づき、教育面で優れた評価の教員を表彰している。 3. 若手教員やポストドクターについて、研究成果の評価に基づき、表彰及び研究費を配分する制度を実施している。</p>
<p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 授業方法改善研究部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを定期的に実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。</p>	<p>教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策 【58】 1) 教育方法企画部会を中心に、教育方法、教材・学習方法に関する検討を積極的に行う。また、FDや教育法に関するワークショップを実施し、教育システムや教育能力の向上を図る。</p>	<p>教育方法企画部会を中心に次のような取組を行った。 1. 各部局においてFD公開授業、教育法ワークショップなどを定期的に開催し、教育方法、教材、学習方法の検討を行った。 2. 教養教育全般に対するアンケートの集計結果を分析して、教育方法、カリキュラム、授業方法、教員の学生への対応などの問題点を絞り込み、積極的に改善に努めた。また、授業方法で問題があると指摘された教員には、個別に改善を求めた。 3. ベストティーチャー賞制度により、全学から優秀者に選考された11名の教員及び各部局から優秀と判断された教員による公開授業を15回実施し、授業方法の改善に努めた。</p>
<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。</p>	<p>【59】 2) 学生との定期的な懇談会を設け、学生の要望を教育方法の改善に生かす。</p>	<p>18年度に引き続き、「学長と学生の懇談会」を実施し、学生と率直な意見交換を行い、教育方法の改善や学生支援の向上を図った。 また、各部局毎に学部長と学生の懇談会や教員と学生代表による懇談会などを定期的に開催し、学生の意見や要望を教育方法等の改善に生かしている。</p>

<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p>【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。</p>	<p>全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策</p> <p>【60】 他大学との共同教育、学内の共同教育を積極的に進める。特に、単位互換に積極的に取り組む。</p>	<p>1. 4大学院連携先進創生情報学教育研究プログラムについて、20年度からの実施に向けて、ITスペシャリスト人材育成プロジェクトの試行開始を行った。19年度は、宇都宮大学開講のITスペシャリストコースについて、3科目の講義を遠隔講義方式で配信した。</p> <p>2. 5大学（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）による教育シンポジウムを本学で開催した。また、五大学連携教育検討委員会を組織し、教育連携に関する会議を開催した。</p> <p>3. 7大学連携（山形大学、茨城大学、東京農工大学、山梨大学、電気通信大学、宇都宮大学、本学）で合同セミナーを開催し、大学院の共同教育を行っている。</p> <p>4. 教育学部と社会情報学部において、高等学校教員免許「情報」、教育学部と工学部において高等学校教員免許「理科」の取得に関する共同教育を実施した。</p>
--	--	---

(1) 教育研究等の質の向上の状況
 教育に関する目標
 学生への支援に関する目標

中期目標 学生への学修支援については、入学生の多様な学力に配慮したきめ細やかな支援体制を構築すること、勉学への意欲、将来への目的意識を育む学習環境を整備し、学生が必要とする情報をいつでも容易に提供できる体制を整備することなどを基本方針とする。
 学生への生活支援については、学生の実態調査を定期的実施し、それに基づき柔軟に対応できる学生支援体制を整備すること、学生生活や各種活動に対して指導や助言等を行う組織を充実させること、就職支援やアルバイトの紹介など経済的側面における支援を強化することなどを旨とする。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】</p> <p>1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置 学修相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策</p> <p>【61】</p> <p>1) 大学入学試験制度や高校カリキュラムの多様化に対応して、学修相談機能及び補講などの導入教育の充実を図る。</p>	<p>1. 各学部に学生相談員を配置し、学生の多様な学修相談に応じている。</p> <p>2. 医学部保健学科では、専門高校・総合学科選抜及び社会人特別選抜で入学した学生を対象に、生物、物理、化学、生理学、解剖学の補講を学年前期にそれぞれ週に1回実施している。</p> <p>3. 工学部では、学力不足分野を補うため、入門的な内容から始める数学や物理の科目を設置するとともに、化学の少人数クラス編成、英語の習熟度別クラス編成など導入教育の充実を図った。</p>
<p>【62】</p> <p>2) 学生支援センターを設置し、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談など、きめ細やかな対応を定期的に学生実態調査を実施し、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>【62】</p> <p>2) 学生支援センターにおいて、履修・厚生補導・課外活動・奨学金・学生寮や留学相談など、きめ細やかな対応を実施し、また、定期的に学生実態調査を行い、支援体制の改善に活用する。</p>	<p>1. 学生支援センターの事務組織にグループ制を導入し、学生の各種の相談等に対して迅速かつ適切な対応がとれる体制とした。</p> <p>2. 学生生活実態調査(5年毎に実施)の20年度実施に向けて、学生生活実態調査WGを立ち上げ、実施骨子、調査票等の検討に着手した。</p> <p>3. 海外留学情報をホームページに掲載し、随時更新に努めている。また、留学生センター交流室に留学情報誌や協定校のパンフレット等を自由に閲覧できるように整備し、さらに、留学希望者からの相談に対して、留学生センター教員及び事務職員が随時対応できる体制をとっている。</p>
<p>【63】</p> <p>3) 低学年において合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深める。平成17年度を目途にオフィスアワーを設定するとともに、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>【63】</p> <p>3) 教職員と学生の交流を深めるため、低学年において合宿研修を実施する。また、オフィスアワー、研究室の開放などを通じて、交流の実効性を高める。</p>	<p>1. 各学部・学科毎に、低学年を対象とした合宿研修を実施し、教職員と学生の交流を深めた。</p> <p>2. シラバスにオフィスアワーを明示し、随時、学生の個別相談に対応している。また、研究室の開放を通じて上級生と交流する場を提供した。</p>
<p>【64】</p> <p>4) クラス担任制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。</p>	<p>【64】</p> <p>4) クラス担任制・チューター制を充実させる。また、教員が、常時学生の相談に応じられる体制を設けるとともに保護者などで構成される後援会及び同窓会との連携を強化する。</p>	<p>1. 学部・学科の特性によって、クラス担任制やチューター制により、常時学生の相談に応じており、メールや電話、学生相談ポストによる相談窓口を設置し、気軽に相談できる体制をとっている。また、学生に係わる重大なトラブルやチューターによる指導の限度を超える事態が発生した場合は、関係委員会と担当事務が連携して、適切な対応がとれる体制を整備している。</p> <p>2. 保護者との連携により、きめ細かな修学指導を行うため、あらかじめ学生の同意を得て、担当教員のコメントを付した成績表を年1回保護者に送付した。</p>
生活相談等に関する具体的方策	生活相談等に関する具体的方策	

<p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係など、相談体制を拡充する。健康センターにおいて機能充実させる。また、セクハラ・ハラスメント防止体制を強化するとともに、障害のある学生への支援体制を創設する。</p>	<p>【65】 1) 修学、精神的悩みや対人関係など、相談体制を拡充する。健康センターにおいて機能充実させる。また、セクハラ・ハラスメント防止体制を強化する。</p>	<p>1. 18年度に引き続き、学生の教員への相談状況の実態把握のため、全教員向けのアンケートに「メンタルヘルス」の項目を加えて実施した。 2. 外部カウンセラー（臨床心理士、精神科医）の各キャンパスへの配置、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスへの対応」の全教職員への配付、「学生相談室・相談対応者マニュアル」、「学生相談Q&A」の担当教職員への配付、メンタルヘルス講演会の実施など学生に対する相談体制の充実を図った。 3. 各部署毎にハラスメント相談員の複数配置、セクハラ・アカハラ・パワハラについて外部カウンセラーに電話・メールで直接相談できるハラスメントホットラインの設置など相談体制を充実し、さらに、学生便覧・ホームページによる注意喚起、教職員対象の講習会の実施などハラスメント防止のための取組を行った。 4. 食事・トイレ介助が必要な学生に対する支援者の雇用、専門的技術を持つ職員及び学生ノートテイクを配するなど、障害のある学生への支援を実施した。 5. 外部専門家を講師に招き、パソコンによるノートテイク講習会や手話通訳講習会を開催し、支援体制の充実を図った。また、精神障害を有する学生への対応として、教員に対して講演会（158名参加）を実施した。</p>
<p>【66】 2) 平成17年度に学生支援の窓口を設置し、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>【66】 2) 学生支援の窓口において、学生のクラブ活動、学生自治会、ボランティア活動、NPOなど多様な形で社会参加するための自主組織に対して積極的に支援を行う。</p>	<p>1. 「地域貢献活動学生協力者養成講座」（19年9月9～11日）を開催し、地域貢献活動の理論的かつ実践的な体験・学習機会の提供を行った。 2. クラブ・サークルの主要等を対象にリーダーシップ研修会を開催し、外部講師の講演や参加者の班別討議を通じて、リーダーとしての自覚と素養を高めた。 3. カルト団体等の勧誘を防止するため、クラブ・サークル等の勧誘時に学生証の提示を義務付け、学生に注意喚起した。 4. 学園祭や体育大会等学生の自主的活動に対して、教職員による指導・助言、施設設備や情報機器・教材の貸与、学長裁量経費による資金補助など積極的な支援を行っている。</p>
<p>【67】 3) 学生面談を行い、修学、健康管理、生活、進路等の相談や助言をする。また、教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを作成し研修を実施する。</p>	<p>【67】 3) 学生支援センター運営委員会学生相談・生活部会において、広く学生生活に関する相談体制を充実させる。教職員の指導力向上のために、学生相談に関する手引きを利用し、研修を実施する。</p>	<p>1. 学生相談における留意点やコンサルティングの手順を定め、研修会を実施した。 2. 欠席状況調査を実施して必要に応じてクラス担任、健康支援総合センター医師、カウンセラー等が個別に面談し、相談・助言を行った。 3. 「学生相談室・相談対応者マニュアル」、「学生相談Q&A」、ガイドブック「教職員による学生のメンタルヘルスへの対応」を活用して、教職員の指導力の向上を図った。</p>
<p>就職支援等に関する具体的方策 【68】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施する。</p>	<p>就職支援等に関する具体的方策 【68-1】 1) 就職ガイダンスや、キャリアカウンセラーによる就職指導を充実し、就職支援部会、キャリアサポート室及び就職指導担当教職員との連携による就職支援体制を強化する。また、キャリアガイダンスを低学年から実施し、職業意識を高める。県と連携し、eメール相談等による就職支援を強化する。</p>	<p>1. 学生支援センター就職支援部会、キャリア・サポート室及び就職指導担当教職員が連携して、一般企業向け就職ガイダンス・就職模擬試験（全25回、参加延人数1,636名）、公務員関係就職ガイダンス（全10回、参加延人数340名）インターンシップ説明会（全6回、参加延人数905名）、職務適性診断テスト・各種セミナー（全17回、参加延人数762名）などを開催し、就職対象学年への就職支援及び低学年における職業意識の向上を図った。 2. 荒牧、桐生キャンパスにキャリアカウンセラーを各1名配置し、面接形式によるカウンセリングを実施した。（利用件数193件） 3. 群馬県若者就職支援センター及び（財）群馬県勤労福祉センターが前橋、高崎、桐生に設置している「ジョブカフェぐんま」との連携により、「e-メール」相談等の利用を促進している。 4. 就職支援企業との連携により、「就職支援ブック-群大生のための就活ノウハウ集-」を作成し、各学部の就職対象学生に配付した。</p>
<p>【69】 2) 平成16年度に県内他大学等と合同の実務者レベル就職研究</p>	<p>【69】 2) 国公立大学が参加する就職指導担当者研修会や全国就職指</p>	<p>1. 全国就職ガイダンス（6月12日）、就職指導支援セミナー（7月13日）、大学と各県企業との就職情報交換会（10月3日、11月13日）にキャリアサポート職</p>

<p>会を設置し、また、経済界との意見交換を図る。さらに、新たな企業の人事等による専門的助言者等を配して、指導体制の強化を図る。</p>	<p>ガイダンス等において、意見交換を図る。さらに、企業の人事担当者等による専門的助言や情報の収集により就職指導体制の強化を図る。</p>	<p>員を派遣し、就職・採用活動状況の分析と情報収集を行い、指導体制の強化を図った。 2. 群馬県内の企業（27社）を訪問し、人事担当者との情報交換を行い、就職活動における指導の向上を図った。</p>
<p>【70】 3) インターンシップを推進し、企業、公的機関、学校、施設等において学生に実務経験を積ませる。平成17年度に教職員による「インターンシップ推進協議会」（仮称）を設置する。</p>	<p>【70】 3) インターンシップを推進するとともに、企業、公的機関、学校、施設等において学生が実務経験を積むことが出来る環境を整える。</p>	<p>1. 本学とインターンシップ受入企業推進開拓事業受託者である（社）群馬県雇用開発協会との連携により、89の官公庁、企業の協力を得て、197名のインターンシップを実施した。実習受入期間中に職員による派遣先の一部（53企業・機関）への訪問により各企業・機関の実情を把握し、今後の指導に活用するとともに、インターンシップ受入れの更なる協力を依頼した。 2. 教育学部では、教育実習修了者を対象とした就職インターンシップを「教育実践インターンシップ」として単位化し、81名の履修登録があった。 3. 工学部では、インターンシップコーディネーター1名を新たに雇用し、受入企業の開拓及びマッチング等の充実を図った。</p>
<p>【71】 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援（模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等）を行う。</p>	<p>【68-2】 4) キャリアサポート室等を中心に、学生の就職活動のための実践的支援（模擬面接の実施、小論文作成技術の訓練等）を行う。</p>	<p>1. 中期（年度）計画【68-1】の『計画の進捗状況』で示したように、58回に及ぶ就職ガイダンス、セミナー、就職模擬試験等を行い、延べ3,643名の参加があった。また、職業選択の支援のため、キャリアカウンセラーによる面接、コンピュータによる職業適性検査を実施し、延べ317名の利用があった。 2. 就職活動のための実践的な支援として、就職ガイダンス基本講座及び特別講座（マナー講座、エントリーシート講座、面接講座、就職活動体験発表、一般企業入社模擬試験、公務員模擬試験、公務員試験対策講座等）を開講した。 3. 教育学部では、教員志望の学生に対して、教員採用試験対策講座を開催し、自己PRや問題解法、集団討論・個人面談対策などの具体的かつ実践的な細かな指導を行った。 4. 最新の就職情報図書、文献、雑誌等（計70冊）を購入し、学生の便宜を図った。 5. アンケート調査での学生の要望を踏まえ、20年度に向けてガイダンス等の改善を図った。</p>
<p>【71】 1) 奨学金制度などの諸制度を熟知させるとともに、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>【71】 1) 説明会やホームページ等を通して奨学金制度などの諸制度を熟知させる。また、TAなど学内補助業務やアルバイトなどの紹介体制を充実させる。</p>	<p>1. 日本学生支援機構の奨学生の募集、採用、継続及び返還に関する説明会を実施、奨学金制度及び授業料等免除の制度に関する概要等を学生便覧や大学ホームページのキャンパスライフのページに掲載して、情報提供を行った。 2. TA、RA、留学生チューター等の学内補助業務は、各学部、研究科において、アルバイトの斡旋については、キャリアサポート室及び各学部の学生担当係で紹介体制を整えた。</p>
<p>【72】 2) 平成16年度から下宿、アパート情報をHPに掲載するなど、下宿の紹介制度などを強化し、学生の経済的安定化を図る。</p>	<p>【72】 2) 下宿、アパート情報をHPに掲載するとともに、下宿の紹介制度などを充実させ、学生の経済的安定化を図る。</p>	<p>1. 16年度から引き続き、大学生協同組合と連携し、本学のホームページと同組合のアパート情報のページをリンクさせ、学生の利便性を高めている。 2. アパート提供者との会議を開催し、学生とのトラブル防止や低廉な家賃額でのアパート提供の要請など、定期的に情報交換を行った。</p>
<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。</p>	<p>【73】 3) 学生に対する福利厚生の実施を図る。</p>	<p>1. 体育館、学生共用施設の防音対策及び学生駐車場の整備を行った。 2. 学長と学生との懇談会で要望が多かった昼食時の食堂の混雑緩和について、弁当販売箇所の増設、食堂利用導線の改善等の措置をとった。 3. 学生から要望が多かった履歴書、ヒザ、各種証明書用の自動撮影機を生協と連携して構内に設置した。</p>

<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】</p> <p>1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を、さらに充実させるとともに、留学生センターと各部署が協力し、留学生支援体制を整えるとともに、コンピューター制度の活用を図る。</p>	<p>社会人・留学生等に対する配慮 【74】</p> <p>1) 社会人学生や留学生のための交流の機会を増やし、学生・教職員との親睦の場を、さらに充実させるとともに、留学生センターと各部署が協力し、留学生支援体制を整えるとともに、コンピューター制度の活用を図る。</p>	<p>1. 諸外国からの優秀な留学生の受入れを推進し、本学の教育研究に資することを目的に、入学料、授業料相当額を奨学金として給付する留学生奨学金制度を創設した。</p> <p>2. 各学部毎に留学生、学生、教職員が相互に交流が図れるように、留学生センターで交流会実施の予算的措置を行い、交流会を実施した。</p> <p>3. 留学生支援の一環として、篤志家の寄付により、FA留学生奨学基金を新設し、3名の留学生に奨学金を支給した。</p> <p>4. 留学生に対してコンピューターを配置し、日本語能力の向上を図るとともに、日常生活上の相談に応じるなど支援を行った。</p> <p>5. 社会人学生と教職員との親睦を図る目的で、懇親会を実施した。</p>
<p>【75】</p> <p>2) 図書館は、社会人や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>【75】</p> <p>2) 図書館は、社会人学生や留学生が必要とする図書や雑誌の充実を図る。外国語版の利用案内やホームページを作成し、留学生の便宜を図る。</p>	<p>1. 16年度から引き続き、留学生センターと協力して、留学生のための図書675冊を各キャンパスの図書館に整備した。また、19年度は留学生自身に図書等の推薦を依頼し、優先的に整備した。</p> <p>2. 外国語版の利用案内及びホームページは整備済みであり、随時更新を行うなどその充実に努めている。</p>
<p>【76】</p> <p>3) 社会人学生の修学を支援する相談窓口を設置する。</p>	<p>【76】</p> <p>3) 社会人学生の修学支援体制を充実する。</p>	<p>1. メール、電話や学生相談用ポストによる相談窓口を設けるとともに、相談室を設置して個別の修学指導ができる体制を整備した。</p> <p>2. 社会人学生が、就業と修学を両立できるよう、夜間開講プログラム、土日、夏期などの特定時期における集中講義、サテライト教室での講義を実施し、修学支援体制の充実に努めた。</p>

(2) 教育研究等の質の向上の状況
 研究に関する目標
 研究水準及び研究の成果等に関する目標

我が国の学術政策の基本方針を踏まえつつ、最先端の独創的研究を世界水準で展開する。研究の推進に当たっては、専門分野の枠組みにとらわれず、総合的視点に立脚した研究分野の再構築を図り、新しい学問体系の確立を目指す。研究の成果は、それぞれの研究分野において世界的水準の学術誌に発表して、諸科学の進歩に貢献するとともに、知的財産権を取得して、教育研究を円滑に実施するための財政的基盤を強化する。また、地域社会に発生する様々な問題や課題について、学外の関係機関や自治体等と共同研究を積極的に実施し、その成果を地域社会に広く還元する。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 学術政策の基本方針に基づく重点的研究分野を中心に、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置 目指すべき研究の方向性 【77】 1) 18年度に策定した学術研究推進戦略に基づき、研究戦略室を中心にして、重点プロジェクト型研究を推進する。研究課題の策定、研究班の編成に当たっては、学部・専攻など組織の枠組みにとらわれることなく、学術的意義、創造性、社会貢献性などを重視する。</p>	<p>18年度に研究戦略室を中心に策定した学術研究推進戦略に基づく重点8領域のプロジェクト型研究を継続して推進した。また、学術研究推進戦略の見直しを行った。研究の実施状況については、中期(年度)計画【80】～【87】の『計画の進捗状況』参照。</p>
<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。生命科学の推進に関しては、生命科学研究の推進に際しては、生命科学研究懇談会の答申等を踏まえ、世界的水準の研究拠点形成を図る。</p>	<p>【78】 2) 社会情報学、保健学などの新しい学問分野においては、それらの研究分野を一層強固なものにする。また、生命科学、医学、工学、教育学など成熟した学問分野においては、最先端研究、学際的研究の推進を図る。</p>	<p>1. 社会情報学研究の総合性と専門性を強化する一環として、18年度に4講座制から2講座制に学部改組し、教育・研究の高度化、先端的研究、学際研究に引き続き取り組んでいる。また、保健学にあつては、個人及び集団の健康保持増進や生活の質向上のための独創的あるいは学際的な研究を進める一方、共同研究イノベーションセンターの協力により保健学と工学の連携による学際的研究を推進している。 2. 生命科学、医学では、21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」グローバルCOE「生体調節シグナルの統合的研究」を推進し、世界的水準の研究拠点形成を目指している。 3. 工学では、「ケイ素科学の構築プロジェクト」他9件のプロジェクトを工学研究科において重点研究として策定し、さらに、重点研究に関係する5つの研究会を立ち上げ、研究を推進している。19年度中に、ケイ素科学国際教育研究センターを設置した。 4. 教育学では、学部と附属学校の共同研究体制を構築し、研究を推進するとともに、群馬県教育委員会との共同研究を推進し、成果を「中間まとめ」として作成した。</p>
<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>【79】 3) 基礎研究、将来に継承すべき科学技術、あるいは地域的特性に根ざした諸課題を解決するための研究を積極的に支援する。</p>	<p>群馬県教育委員会との連携による学校現場での教育課題の共同研究、地域的特性に根ざした諸課題を解決するための連携研究、本学発ベンチャー及びNPO法人との共同事業等を積極的に支援している。</p>
<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行など</p>	<p>大学として重点的に取り組む領域 【80】 1) 生命体における、増殖、分化、高次機能発現、再生、退行など</p>	<p>秋田大学との連携によるグローバルCOEプログラム「生体調節シグナルの統合的研究」の観点からとらえた研究を推進している。即ち、生体の三大調節系である</p>

<p>の情報受容伝達系の研究</p>	<p>の情報受容伝達系の研究</p>	<p>神経系、内分泌系、免疫系のそれぞれの枠を越えた統合的なシグナル伝達機能を解析している。 本年度の特記する成果は次のとおり。 1. 細胞極性、分泌顆粒の放出機構、選別機構における低分子G蛋白質の役割の解析。 2. 新しい細胞内、細胞間シグナル伝達機構の解明。 3. 脾臓B細胞の分化誘導とその制御による将来の臨床応用を目指した研究の進展。</p>
<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>【81】 2) 難治性諸疾患の病態解明と予防・治療戦略の構築</p>	<p>基礎分野・臨床分野融合型の共同研究を推進する基盤を強化し、「肥満や糖尿病の分子機構の解明」、「動脈硬化の成因と新規治療薬の開発」、「難治性神経疾患の病態解明と治療戦略の構築」、さらに、薬剤耐性菌感染症、難治性ウイルス感染症、及び原虫性感染症について、「病原性解析とその予防・治療法の開発研究」などの難治性疾患の病態解明と臨床に関するプロジェクトが着実に進行し、その成果を主要な学術誌等に発表している。</p>
<p>【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>	<p>【82】 3) 重粒子線利用等による低侵襲がん治療法の開発</p>	<p>1. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」において、重イオンマイクロビーム照射による細胞生物学的研究の成果が多く得られた。また、マイクロビームサージェリー治療ポート並びに加齢黄斑変性症に対する同治療システムの基本仕様について、国内特許4件並びに国際特許1件を出願した。 2. 重粒子線臨床試験の準備のための臓器別治療会議を開催するなど、臨床試験実施体制の整備を行った。 3. 重粒子線医学研究センター物理学部門に専任教授、医学生物学部門に准教授を配置し、重粒子線照射装置の設計・制作指導並びに新規照射法の研究開発を進めている。</p>
<p>【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学研究</p>	<p>【83】 4) 健康の維持・増進や生活の質(QOL)向上のための科学研究</p>	<p>1. 健康維持・増進や生活の質(QOA)向上のための科学研究として、肥満・高脂血症・高血圧の成因について、基礎的な研究を推進し、成果を論文等で発表した。 2. 療養支援、リハビリテーション、健康増進・未病、介護予防の4つの研究分野において、基礎・臨床研究を行い、得られた成果を論文等で発表した。</p>
<p>【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御</p>	<p>【84】 5) 炭素及びケイ素の元素特性を活用するナノ材料の創製と機能制御</p>	<p>ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓事業について、19年度は次の4項目を実施した。 1. 文部科学省特別教育研究経費(12,555千円)による連携融合事業の推進プロジェクトの名称:ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓 2. 19年度群馬大学教育研究重点経費(5,085千円)による研究の推進プロジェクトの名称:ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓 3. 群馬ケイ素科学技術研究会を中心とした研究会や成果発表などの活動 4. 第3回ケイ素科学国際シンポジウムを開催</p>
<p>【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究</p>	<p>【85】 6) 高速情報通信ネットワーク社会に対応したアナログ集積回路研究</p>	<p>1. アナログ集積回路研究会を年20回開催し、研究会発足以来75回となった。会員数は800名を超え順調に伸びており、アナログ回路分野における情報収集、技術者・研究者の意見交換の場として、活発に活動している。 2. 工学研究科の寄附講座「ルネサステクノロジー先端アナログ回路工学講座」において、CMOS技術による次世代高周波アナログ回路設計技術の確立を行い、さらに、「高周波アナログ集積回路設計基礎講座」を開催するなど、成果が上がっている。 3. 17、18年度に実施した経済産業省の「製造中核人材育成事業」の成果を受けて、群馬県の運営委託による「群馬アナログカレッジ」を設置し、アナログ先端技術4講座(中・上級向講座)、アナログ座学4講座(初・中級向講座)を開講した。これらの講座は地域のアナログ関連企業の人材育成に大きな貢献を</p>

		果たしている。
【86】 7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究	【86】 7) 学校教育が直面している諸課題(不登校、いじめ、多文化共生等)に対応するための実践的・総合的研究	1. 群馬大学と群馬県教育委員会が連携して、「教育現場における保護者との連携対策の構築」など8テーマの共同研究を継続して実施している。 2. 県・市・町の教育委員会、県総合教育センター、地域の学校との連携の下で、児童生徒の心の問題理解や多文化共生に係る種々の実践研究を行っている。また、県教育委員会と共催で公開シンポジウム「親の言い分、教師の言い分」を開催した。(参加者280名) 3. 「現代GP」「地域密着型健康づくりプランナーの育成」の一環として「いじめ」、「不登校」に対応するために課題解決プログラムを実施している。
【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究	【87】 8) 社会情報化の進行をめぐる諸側面に関する総合的研究	学長裁量経費によるプロジェクト研究「モバイル・インターネットの進展と親密圏の社会的変容に関する総合的研究」、「持続可能な社会構築のための社会情報学的研究」を継続して実施している。
	(【81】～【87】) 研究戦略室では、研究の総合計画、進捗状況を把握すると共に、研究成果に関する評価を行う。	研究戦略室会議において、重点8領域の研究代表者が進捗状況を報告し、総合討論を行った。
成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 大学施設の公開、公開講座など啓発活動を推進し、各種広報手段を通して研究内容や活動の現状などを公開し、公的研究機関としての説明責任を果たす。	成果の社会への還元に関する具体的方策 【88】 1) 企業懇談会、公開セミナー、シンポジウム、公開講座などを情報提供を積極的に行う。また、ホームページ、大学案内等を利用し、施設や研究者情報を広く社会に公開する。	1. 企業懇談会を開催し、大学が有しているシーズを公開するとともに、教員と企業関係者との意見交換の場である分科会の充実を図った。また、アンケートを実施して企業の求めているニーズ等の収集に努めた。 2. 群馬大学学術情報リポジトリ(本学で生産された学術及び研究成果を蓄積し、広く学内外に公開するシステム)の内容の充実を図り、研究内容の情報提供を行っている。また、19年度に新たに構築した「大学情報データベース」により教員の研究業績等をホームページに公開した。 3. 地元新聞社との連携により、一般向けの教養書・啓発書シリーズとして、「ブックレット群馬」の発行を企画し、第1号として「群馬に多い病気」を刊行するなど、研究内容・成果、研究者情報を提供する様々な冊子を定期的に発行している。 4. 公開講座、公開研究会、公開シンポジウム、市民講座などを積極的に開催し、研究内容の公表や研究成果の社会への還元を図っている。また、国、自治体、民間団体等が主催する各種のイベントに参画し、研究内容や活動等の情報提供を行った。
【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、平成16年度から研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	【89】 2) 研究成果の公表、特許出願を奨励する。また、研究成果をデータベース化し、各種手段を通して公開する。	1. 医学系・工学系の教職員に対して、弁理士(客員教授)による特許相談会を毎月定例的に開催し、研究成果に基づく発明について相談に応じている。また、群馬大学TL0のスタッフが教職員からの特許相談に常時応じ、特許出願を奨励した。 2. 研究成果に基づき本学が単独出願した特許については、未公開特許を含めた開放特許のリストと発明要約をデータベース化し、ホームページで公表している。また、このデータを掲載した冊子「群馬大学開放特許一覧」を産学官連携推進会議等の企業が参加する様々な会議で配付し公開した。
【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中	【90】 3) 研究・知的財産戦略本部を中	1. 首都圏北部技術移転ネットワークを構築するため、関東経済産業局、自治体、

<p>心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。</p>	<p>心に、学内の知的財産権の管理・活用を図るとともに、外部TLO機関やリエゾンオフィスと連携する。 東4県（茨城、栃木、埼玉、群馬）の産業振興担当部、専門、産業支援センター、4大学（茨城大学、宇都宮大学、群馬大学、群馬大学）が連携して、首都圏北部技術移転推進ネットワークを構築する。</p>	<p>自治体産業支援機関、及び4大学（茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学、本学）とで検討した結果、4大学の新技术を移転するための活動として、本学主導による4大学新技术説明キャラバン隊を結成することになった。この結成により、「首都圏北部新技术説明会」を埼玉、群馬、東京において開催し、参加企業の個別技術相談に応じるなど、技術移転活動を積極的に推進することができた。 2. 研究・知的財産戦略本部の群馬大学TLOにおいて、本学が国内及び外国に出願した特許の発明の名称、発明者・管理番号・出願番号・出願日等の項目を記載した特許出願リスト及びこれらの電子データをインプットした特許管理・電子包管理システムにより、知的財産権を一元管理している。なお、群馬大学TLOによる知的財産権の活用により、19年度末における特許実施料が1,916千円、特許に基づく共同研究資金として31,070千円の収入が得られ、過去最高の成果を上げることができた。</p>
<p>【91】 4) 地域共同研究センターを中心に企業等との共同研究を推進し、都市エリア産学連携事業、地域新生コンソーシアム事業、群馬県が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。</p>	<p>【91】 4) 共同研究イノベーションセンターを中心に企業等との共同研究を推進するとともに、国、地域を自治体や企業が取り組んでいる事業化プロジェクトなどに積極的に参加する。 文部科学省及び経済産業省による地域科学技術・産業振興事業等に積極的に応募する。</p>	<p>1. 経済産業省の公募型委託事業「地域新生コンソーシアム研究開発事業：次世代店舗を実現する無線ICタグ用高度リーダー/ライタの開発」を推進し、20年度の製品化を目指す高性能アンテナの開発を進めている。本研究テーマに関連して、2件の特許を企業と共同で申請中である。 2. 北関東産学研究会や地元企業を中心に発足した廃石膏ボード再資源化研究会との再資源化事業や、共同研究イノベーションセンター客員教授との共同研究を基盤とした緑化関連事業などの事業化プロジェクトに積極的に参画している。 3. 繊維とバイオの融合による新産業創出を目指して、群馬大学ファイブバイオプロセス研究会を設立した。</p>
<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を持つシステムの構築を図る。</p>	<p>【92】 5) 地域住民に対して産学官連携、新規事業創生、NPO運営、地域医療、環境問題などに関する助言・相談機能を充実する。</p>	<p>1. 多文化共生に関する教育・医療・防災・防犯プログラムの企画運営や現代GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成」事業の一環として、地域の健康づくり・地域づくりに関する健康調査・結果報告会、勉強会、助言等を行った。 2. 前橋商工会議所と連携して推進している「まちなかキャンパス」において、一般市民に開放した授業の開設を行った。特に「群馬に多い病気」（年間6回開講）は、市民から好評を得ている。 3. NPO法人「群馬がんアカデミー」と協働して、がん医療等に関する一般市民向け相談等を実施している。 4. 過疎地域における高齢者交流ネットワーク事業で、高齢者パワーアップ教室を開催するなど、ネットワークづくりの中心的役割を担っている。 5. 県市町村、地域NPO法人、農業関係者など地域の関係者と連携し、環境問題を考えるイベント「アースデイin桐生」、「桐生手作り緑化フェア」を開催し、環境問題に関する啓発活動を行った。</p>
<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 平成18年度～19年度を目途に研究水準・成果を組織的に評価するシステムを作る。論文発表、学会活動などに加えて、賞を受賞、特許取得、研究成果の事業化など多面的に評価する。この目的のために、教員の教育研究データベースを作成する。</p>	<p>研究の水準・成果の検証に関する具体的方策 【93】 教員評価の試行結果を踏まえ、研究水準・成果を組織的に評価するシステムを構築する。また、論文発表、学会活動などに加えて、賞を受賞、特許取得、研究成果の事業化などについて評価を行う。併せてこれらの情報を収集、蓄積し、大学情報データベースを充実させる。研究者が依拠すべき研究倫理を盛り込んだ「科学者行動規範」に基づき、適正な研究活動を推進する。</p>	<p>1. 評価システムについては、中期（年度）計画【174】の『計画の進捗状況』参照。 2. 各教員の教育、研究、社会貢献、管理運営の領域に係るデータを収集、蓄積し、大学情報データベースを充実させた。 3. 「群馬大学科学者行動規範」を4月1日に制定し、その趣旨を全研究者に周知するとともに、研究活動上の不正行為を防止し、不正行為又は不正行為に起因する問題が生じた場合に適切な対応を図るため、群馬大学研究行動規範委員会を設置し、併せて、不正行為に関する申立て及び情報提供並びに関連規程に関する相談、照会等に対応するための不正行為申立窓口を設置した。また、全責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するコンプライアンス室の設置や研究費の使用等に関する相談窓口を各キャンパスに設置した。</p>

教育研究等の質の向上の状況
 (2) 研究に関する目標
 研究実施体制等の整備に関する目標

中期目標
 国際競争力をもつ先進的研究拠点を形成し、それを担う人材を恒常的に育成するために必要な研究実施体制の整備を行う。学部・専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムの構築、複合領域の研究や大学院生に対する柔軟な研究指導を可能にする大学院組織の改組・再編を図る。施設面での研究環境の整備の推進に努める。附属図書館、総合情報処理センター、機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの統合整備を通じて研究支援機能の向上を図る。学内におけるプロジェクト研究、学外研究者との共同研究を円滑に行うために共用研究スペースや共同利用機器の使用について十分に配慮する。教員の教育研究評価のためのシステムを構築し、各組織における教員の研究活動と実績を把握するとともに、研究者の配置や研究資金の配分等に競争的環境を導入し、教員の研究活動の活発化を図る。

中期計画	年度計画	計画の進捗状況
<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置 適切な研究者等の配置に関する具体的方策 【94】 1) 学部、専攻の枠を越えて教員が研究組織を構成しやすいシステムを検討する。</p>	<p>1. 特色GP「多文化共生社会の構築に貢献する人材育成」及び現代GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成」において、全学並びに地域との協働による研究体制を整え、事業を推進している。 2. 工学研究科博士後期課程を1専攻とし、研究・教育の流動性を高め、学部・研究科の各専攻の枠を越えたプロジェクトを構築しやすい組織とした。 3. 研究戦略室が中心となり、個々の公募プログラムに応じた応募体制を整え、部局内研究組織、部局間にまたがる研究グループ活動を促進した。</p>
<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。</p>	<p>【95】 2) 大学院組織の改組・再編により複合領域の研究や大学院生の研究指導に柔軟に対応できる体制を作る。 工学研究科の改組・再編を行う。 医学系研究科に生命医科学専攻(修士課程)を設置する。 教職大学院の設置について検討を行う。</p>	<p>1. 生命科学と医学の学際的領域を研究する新しい人材を養成するため、医学系研究科に修士課程生命医科学専攻を設置した。 2. 学際的かつ高度な研究に柔軟に対応するため、工学研究科博士後期課程の専攻の枠をはずし、博士課程後期課程1専攻、博士前期課程7専攻とする改組・再編を実施した。 3. 実践的指導力のある高度専門職業人を養成するため、20年度に教育学研究科を改組し、専門職学位課程教職リーダー専攻(教職大学院)並びに修士課程教科教育実践専攻を設置することとした。</p>
<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討する。学長が裁量権を持つ教職員枠を作り、重点配置ができる制度を確立する。</p>	<p>【96】 3) 研究者等の適正配置については、組織的に検討し、学長が裁量権を持つ教職員枠により、重点配置を行う。</p>	<p>1. 第10次定員削減を法人化後も計画どおり実施したとして確保した「学長裁量枠」から、重点プロジェクトである「重粒子線照射施設」の設置と稼働に向けて、教員2名を任期を付して採用した。また、大学教育・学生支援機構の大学教育センターに教養教育(語学教育)の重点化のため4名の教員を配置した。 2. 本学の運営上特に重要な業務や特定プロジェクトの遂行のため、特任教授4名(継続1名を含む)を採用した。</p>
<p>【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。</p>	<p>【97】 4) RA、TAを拡充し、大学院生の研究を支援する。また、ポストドクターの受入れを拡充する。</p>	<p>中期(年度)計画【40】の『計画の進捗状況』参照。</p>

<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策</p> <p>【98】</p> <p>1) 文部科学省科学研究費補助金、他の省庁、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。</p>	<p>研究資金の取得と配分に関する具体的方策</p> <p>【98】</p> <p>1) 文部科学省科学研究費補助金、他の府省、外郭団体、財団等の助成金を積極的に獲得する。また、企業や自治体などとの共同研究を促進する。</p> <p>若手研究者に対して補助金申請に関する講習会を開催し、補助金への応募率の上昇を図る。</p> <p>競争的資金を中心とした研究費を適正に管理するための体制を整備する。</p>	<p>1. 荒牧、昭和、桐生の3キャンパスにおいて、研究担当理事、事務担当者から科学研究費補助金獲得の重要性や電子申請などを中心とした説明会を実施した。また、この説明会に若手研究者の参加を特に勧めるとともに、補助金採択者による、経験談を踏まえたアドバイスも行った。申請件数等については、中期(年度)計画【220】の『平成19年度の実施状況概略』を参照。</p> <p>2. 他省庁、外郭団体、助成団体等の各種研究助成の募集要項をホームページに掲載するとともに、要項の写しを毎月1回集積して、各学部、各学部に周知している。</p> <p>3. 申請状況を踏まえ関係部局等にきめ細かな情報を提供した。</p> <p>4. 全ての研究費の運営及び管理を適正に行うための規程を整備し、研究費の運営及び管理に関する責任と権限の明確化を図り、併せて、不正防止計画を推進するコンプライアンス室の設置や研究費の使用等に関する相談窓口を各キャンパスに設置した。</p>
<p>【99】</p> <p>2) 平成18年度～19年度からを目的に定期的に教員の教育研究業績の評価及び研究の進捗状況を適宜評価し、それを研究資金の配分に反映させる。</p>	<p>【99】</p> <p>2) 教員評価の試行結果を踏まえ、教員の教育研究業績の評価を行う。</p> <p>評価結果や補助金応募状況を研究資金の配分に反映させるシステムについて検討を行う。</p>	<p>中期(年度)計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>【100】</p> <p>3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>	<p>【100】</p> <p>3) 基礎的研究に対しても、研究費の配分を十分に配慮する。</p>	<p>各部局への予算配分方法の見直し及び各部局での予算配分状況を調査し、基礎的研究に対して研究費の確保を図った。</p>
<p>【101】</p> <p>4) 平成18年度から若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。</p>	<p>【101】</p> <p>4) 若手研究者の育成を図るために特別研究基金を設置する。</p>	<p>学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」から、若手研究者を支援する経費として20,000千円を確保し、公募に基づき研究費を配分した。平成19年度は72件の応募があり、32件を採択した。また、採択された教員には、平成20年度科学研究費補助金等への応募を義務付けた。</p>
<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <p>【102】</p> <p>1) 平成19年度を目的に附属図書館と総合情報処理センター、総合情報システム室などを統合し、総合情報メディアセンター(仮称)を創設し、教育研究支援に努める。また、情報発信体制を強化する。</p>	<p>研究に必要な施設、設備等の活用・整備に関する具体的方策</p> <p>【102】</p> <p>1) 総合情報メディアセンターを中心として、教育研究支援及び中心情報の整備・充実の推進に努めるとともに、情報発信体制を強化する。</p> <p>群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図る。</p>	<p>19年4月に「群馬大学学術情報リポジトリ運用方針」を制定するとともに、学内研究者の研究成果の収集及び図書館が所蔵する特殊コレクションの電子化を進めて、18年度から試験公開中の群馬大学学術情報リポジトリの内容の充実を図り、19年11月から正式に公開した。</p>
<p>【103】</p> <p>2) 機器分析センター、遺伝子実験施設、附属動物実験施設、附属生理活性物質センターなどの学内研究支援施設の整備・統合を検討する。</p>	<p>(18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>中期(年度)計画【179】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>【104】</p> <p>3) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機</p>	<p>【104】</p> <p>2) 大型機器・共通機器を機器分析センターに集約し、設備・機</p>	<p>18年度に引き続き、Web上で機器の予約ができる「予約システム」を活用するなど、機器分析センターに集約した大型機器・共通機器を集中管理・運用すること</p>

<p>器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。</p>	<p>器の有効利用を図る。また、機器の保守と点検、利用指導体制の強化を図る。</p>	<p>により、高性能大型分析装置等の効率的な有効活用を図った。また、専任教職員による分析機器の教育指導を徹底するとともに、企業からの依頼分析収入による機器の維持などの取組を実施した。</p>
<p>【105】 4) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。</p>	<p>【105】 3) 共用研究スペースや共通機器の有効利用の促進、利用者選定・評価、研究の推進支援、共同利用施設の広報などを全学的観点から組織的に行う。新設・改修建物に20%の共同利用スペースを確保し、学部、学科及び既存組織の枠組みを越えた教育・研究活動を推進する個人又はチームに対して配分を行う。</p>	<p>中期（年度）計画【251】【253】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 平成18年度～19年度を目的に教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。その結果を教員の研究費等の資源配分に活用する。</p>	<p>研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策 【106】 1) 教員評価の試行結果を踏まえ、教員の教育研究活動を組織的に評価するシステムを構築する。併せて、その結果を教員の研究費等の資源配分に反映させるシステムについて検討を行う。</p>	<p>中期（年度）計画【174】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度を創設する。</p>	<p>【107】 2) 優れた研究成果を挙げた研究者に対する顕彰制度について充実を図る。</p>	<p>大学院成果報告会での優れた研究の顕彰、若手研究者の学術研究を奨励するための基金を活用した表彰、部局長裁量経費を活用した助成金など、各部門において顕彰制度の充実を図っている。</p>
<p>【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。</p>	<p>【108】 3) 大学評価を適宜実施し、学外者からの評価を積極的に求める。また、評価結果を改善・改革に生かすためのシステムを作る。</p>	<p>中期（年度）計画【235】【238】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを構築する。</p>	<p>知的財産の創出、取得、管理及び活用に関する具体的方策 【109】 1) 研究・知的財産戦略本部を中心に、知的財産を発掘し、権利を保全し、権利を財産として育てるためのシステムを強化する。研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを充実させる。利益相反ポリシーを踏まえ、利益相反マネジメント体制を充実させる。特許情報等を、ホームページの更新、JSTの「J-S</p>	<p>1. 秘密情報保護のため、本学と企業との間で秘密保持に関する覚書を締結している。また、学内での卒業研究発表会等では、参加者全員に秘密保持義務を課すことにより、研究成果の新規喪失の例外規定の適用を受けないで特許出願できるように、秘密情報を保護するシステムを充実させた。 2. 利益相反、マネージメントポリシーに則り関連規則の制定及びマネージメント体制の整備を進め、20年度から運用することとした。 3. 開放特許リスト等の特許情報は、順次更新して、研究・知的財産戦略本部のホームページ及びJSTのデータベース「J-STORE」に掲載するなど、最新の情報を随時発信した。</p>

	TORE」等により随時発信する。	
【110】 2) 本戦略本部と地域共同研究センターを中心に、知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員に啓蒙する。	【110】 2) 現代的教育ニーズ支援プログラム「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」に基づき、知的財産専門講座等を開設して知的財産の創出、特許戦略の重要性を教職員・学生に啓蒙する。	1. 現代的教育ニーズ支援プログラム「知的財産啓蒙教育及び弁理士チャレンジ教育」の取組として、学生を対象とした「入門知的財産講座」「知的財産専門講座」、学生・院生を対象とした「医学・バイオ特許講座」、院生を対象とした「経営管理/経営管理特論」、学生・院生・教職員・社会人を対象とした「弁理士チャレンジ講座」「外国知的財産講座」を開設し、知的財産の創出及び特許戦略の重要性について啓蒙を行った。 2. 群馬大学TL0のスタッフが、教職員からの特許相談を受けた際や定期的に開催している特許相談の機会に、知的財産の創出及び特許戦略の重要性について啓蒙した。
【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TL0機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。	【111】 3) 知的財産の管理・活用を目指して、TL0機関やリエゾンオフィスとの連携を推進し、研究成果の公開、秘密情報の保護等に関するシステムを確立する。	1. 知的財産戦略室において、知的財産の管理を行うとともに、新たに設置した群馬大学TL0において、知的財産の活用のため、研究成果に基づく開放特許の公開及び公開の秘密情報の保護等を行うシステムを確立した。 2. 群馬大学TL0の主導による首都圏北部技術移転推進ネットワークの構築により、関東経済産業局、自治体、自治体産業支援機関及び4大学（茨城、宇都宮、埼玉、本学）との連携システムを確立した。 3. コラボ産学官が開催した展示会に、本学の産学連携・知的財産活動をパネル出展するなど、リエゾンオフィスとの連携を推進した。
全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112】 1) 生命科学懇談会の答申等を踏まえ、学内諸組織、学外機関と生命科学の共同研究を推進する。	全国共同研究、学内共同研究等に関する具体的方策 【112-1】 1)- 先端的生命科学研究を推進するために理化学研究所、秋田大学と共同研究を推進する。	中期（年度）計画【80】の『平成19年度の実施状況概略』参照。
	【112-2】 - 重粒子線治療法の高度化に関して、放射線医学総合研究所と共同研究を推進する。また、日本原子力研究開発機構、高崎量子応用研究所と連携して、加速器テクノロジーを利用した細胞生物学・医学研究をさらに推進する。	1. 21世紀COEプログラム「加速器テクノロジーによる医学・生物学研究」では、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と連携して、重粒子線治療法の基礎生物学的研究並びにこの治療法の新しい展開としての高精度マイクロサージェリー法の研究開発を進めた。 これらの成果に基づき、2件の特許出願を行い、特にマイクロビームサージェリー治療ポートに関する特許はJSTの支援を得て、外国出願を行った。 2. 重粒子線医学研究センターを中心に、放射線医学総合研究所と連携して、高度重粒子線治療技術の開発を進めた。
【113】 2) 医学分野では、地域共同研究センター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学部、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。	【113】 2) 医学分野では、共同研究イノベーションセンター、臨床試験部を中心に外部組織等と連携してトランスレーショナルリサーチを推進する。また、医学系研究科、工学研究科、生体調節研究所、民間企業が連携して、医用理工学分野の共同研究を推進する。	1. 産学連携を推進することを目的に、バイオフォーラム展示会を開催し、医学部におけるトランスレーショナルリサーチの知識普及を図った。 2. 茨城大学、宇都宮大学、埼玉大学と本学の共催による「首都圏北部新技術説明会」を埼玉、群馬、東京において開催し、医工連携、技術移転の促進を図った。 3. 工学研究科と生体調節研究所の合同セミナー並びに工学研究科、医学系研究科、生体調節研究所と合同で「機能性発光プローブの開発と生体機能イメージング」シンポジウムを実施するなど、医工連携による共同研究を推進している。
【114】 3) 地域の諸組織と有機的に連携して、教育方法の実践的研究を行う	【114-1】 3)- 群馬県教育委員会等地域の諸組織と有機的に連携し	1. 16年度から引き続き、「群馬大学と群馬県教育委員会連携協議会」において、学校現場における喫緊の課題をテーマとした8部会を設け、県教育委員会と本

<p>う。</p>	<p>て、教育方法の実践的研究を行う。</p>	<p>学教育学部・附属学校間で共同研究を進めている。 2. 外国人集積地区である大泉町の教育委員会と共同で「教員研修連続ワークショップ」を開催し、現職教員・学生・関係者等3日間で延べ500名の受講があった。このワークショップは、大泉町公立小中学校全教員の必修研修として位置づけられ、地域と大学協働の多文化共生教育に関する研修プログラムとして全国から注目されている。</p>
	<p>【114-2】 多文化共生に向けての学校教育、社会教育のあり方について、他大学と連携し、実践研究を推進する。</p>	<p>1. 一橋大学「人間環境キーステーションとまちづくり授業」のグループと連携し、多文化共生のまちづくりのあり方を研究している。19年度は、両大学の学生が共同で提案した多文化地域での学生ボランティア企画が(財)学生サポートセンターの「学生ボランティア団体」助成金事業に選定された。 2. 18年度から引き続き、外国人学校の実態と教育支援のあり方について、本学が中心となり、外国人集住区担当部署関係者、国立教育政策研究所、関係大学と連携して研究を進め、文部科学省に施策提言を行っている。また、多文化共生の学校教育・社会教育のあり方について、宇都宮大学、滋賀大学、岩手県立大学と連携し、実践的研究を進めている。</p>
<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。</p>	<p>【115】 4) 工学分野において、県内の先進企業と包括技術協定を結び、産学連携を促進する。 群馬県から運営委託を受け「群馬アナログカレッジ(通称)」を設立し、群馬県のアナログ技術の向上・人材育成等を図る。</p>	<p>1. 群馬県から運営委託を受けた「群馬アナログカレッジ」を設置して、アナログ技術者育成のため、次の8講座を実施した。 (1) アナログ先端技術4講座(中・上級向講座): アナログシステム講座、集積回路講座、高周波回路講座、パワーエレクトロニクス回路講座 (2) アナログ座学4講座(初・中級向講座): 集積回路座学講座、高周波回路座学講座、システム回路座学講座、パワーエレクトロニクス回路座学講座 2. 18年度に引き続き、15企業等との包括協定等に基づき、産学連携活動を推進している。特に、19年度地域新生コンソーシアム研究開発事業「実用的な廃棄羊毛溶解方法の高性能素材の開発」で群栄商事(株)他2社と研究開発を進め、羊毛の防縮加工や合成繊維の表面処理剤の有用性を見出した。</p>
<p>【116】 5) 工学分野において、ナノテク研究会など企業との合同研究会や企業懇談会をさらに活性化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>	<p>【116】 5) 工学分野において、メカトロニクス・ロボット研究会等、企業と合同研究会や企業懇談会をさらに活性化させ、企業のニーズと研究シーズのマッチングを図る。</p>	<p>1. メカトロニクス・ロボット研究会関連 経済産業省の「産学連携製造中核人材育成事業」の委託費により、企業(富士重工業(株)、矢島工業(株)等)と連携して、製造現場で中核的な役割を果たす人材育成のため、9講座を開講するとともに、企業との連携によるメカトロニクス・ロボット研究会の開催(2回)、教育カリキュラムの開発と実証講座の開講など活発な取組を展開した。 2. ナノテクノロジー関連 次期ナノテク研究会の中核事業推進のため、ナノテク事業準備会を発足させるとともに、研究講演会やナノテク関連連携研究会を開催した。 3. アナログ集積回路関連 「ルネサステクノロジー先端アナログ回路工学講座」が、携帯無線端末用高周波アナログ集積回路、高効率パワーエレクトロニクス回路など先端アナログ技術の産学連携での研究開発及び人材育成を行い、その研究成果を国内外の学会で発表し、特許出願を行った。また、企業と連携による研究会の開催(20回)や群馬県の委託による「群馬アナログカレッジ」の設置など、それぞれの事業を活発に展開した。 4. ケイ素科学技術研究会関連 ケイ素を基軸とする機能性材料の開拓事業について、19年度は次の4項目を実施した。 (1) 文部科学省特別教育研究経費(12,550千円)による連携融合事業の推進 (2) 19年度群馬大学教育研究重点経費(5,085千円)による研究の推進 (3) 群馬ケイ素科学技術研究会を中心とした研究会や成果発表などの活動 (4) 第3回ケイ素科学国際シンポジウムを開催</p>

<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>	<p>【117】 6) 研究経費配分において、他組織との各種共同研究を活性化させる工夫をする。</p>	<p>他組織との各種共同研究を活性化させるため、学長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト経費」を措置し、学部間を越えて関連する研究者のチームを支援し、プロジェクトの推進を図った。</p>
<p>【118】 7) インキュベーション施設等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>【118】 7) インキュベーションセンター等の共用研究スペースの活用を図り、共同研究プロジェクトを推進する。</p>	<p>1. インキュベーションセンターを運営するIM(インキュベーションマネージャー2名)が主体となり起業塾を3回実施し、延べ81名の参加者があった。 2. インキュベーションセンターにおいて、大学において実用化に向けて研究を推進している9テーマのうち、19年度は新たに1社が起業化し、通算で4社が起業化した。 3. プロジェクト棟における共用研究スペースのより有効な活用を図るため、再配分を睨んだ利用調査を行うとともに、重粒子線医学研究センター、新任教授等の要望に応じて共同研究のスペースを確保した。</p>

教育研究等の質の向上の状況
 (3) その他の目標
 社会との連携、国際交流等に関する目標

中期目標
 社会との連携においては、群馬大学が核となっており、地域社会との総合的な連携システムを構築し、大学の研究成果を社会へ還元するシステムを整備する。国際交流に関しては、外国諸機関との交換留学制度や共同研究を活性化させ、また、多くの国からの留学生を受け入れるとともに、海外から優れた研究者を客員教授として受け入れ、教育・研究の活性化を図る。さらに、国際協力事業に積極的に参加し、開発途上国への知的支援、技術協力を積極的に展開する。

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置、地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 【119】
 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置、地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
 【119】
 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を群馬大学地域連携推進本部が組織的に推進する。

1. 群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した地域社会との連携・協力策を各事項毎に実施することとし、19年度は、「科学するところ連携会議」(群馬県新政策課主催)に参加し、同会議及び参加機関の催物の広報を行うなど、地域関係機関との連携ネットワークづくりに協力した。
 2. 上記のほか、地域社会との連携・協力を組織的に推進した。
 (1) 19年8月に、本学主催事業「理科体験教室 - 群馬おもじろ科学展 - 」(群馬県・群馬県教育委員会等後援)を17年度から引き続き開催した。
 (2) 群馬県教育委員会の協力により、県内各公立学校の電子メールアドレスの提供を受け、公開講座等の電子広報に活用した。

【120】
 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、平成16年度から附属図書館の休日開館を行うなど、地域教育の拠点として大学の施設を提供する。

【120】
 2) 地域社会のニーズを汲みとるシステムを整備し、公開講座等の市民サービスを強化する。また、附属図書館の休日開館を行うなど、地域における社会人教育の拠点として大学の施設を提供する。

1. 群馬大学公開講座として、一般市民向け20講座、教員等の専門的職業者向け講座13講座の計33講座を開催した。終了後アンケートを実施し、一般市民からのニーズを汲み取り、次年度の計画に反映させている。
 [19年度受講者 800名(対前年度 88名増)]
 2. 地域社会のニーズを汲み取るため、引き続き、地域貢献諮問委員会、企業懇談会及び社会貢献推進委員会を開催した。
 3. 総合情報メディアセンター図書館において、休日開館等により地域社会に施設を開放した。
 [入館者数11,125名(対前年度2,259名増)]

【114-3】
 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育の在り方について、実践研究を推進する。

【114-3】
 3) 県、市町村等との連携により、多文化共生に向けての学校教育、社会教育の在り方について、実践研究を推進する。

1. 群馬県新政策課多文化共生支援室に異文化間教育専任教員をアドバイザースタッフ(併任)として派遣し、教育カリキュラムの構築及び多文化共生教育策の立案を行った。
 2. 文部科学省・ブラジル大使館・ペルー大使館等と連携し、全国のブラジル人・ペルー人学校等外国人調査を実施し、施策の提言を行った。この知見をもとに、19年10月に開催された第3回日伯二国間協議会において、在日ブラジル人児童生徒の教育の現状の実態調査を踏まえた提言の一部が実現された。
 3. 群馬県新政策課多文化共生支援室との連携で実施した「北関東圏における多文化共生の地域づくり調査」の一環として実施・とりまとめた実態調査と8つの社会実験、本学の多文化共生教育・研究プロジェクトの教育・医療・防災・防犯に関する取組をもとに19年度国土交通省「首都圏広域地方計画有識者懇談会」で施策提言を行っている。
 4. 群馬県警察本部より多文化社会で生活する児童生徒を念頭にいた「防犯ガイドブック」作成のための調査研究と作成を受託し、19年度は、ポルトガル語版と日本語版を作成し、県内のブラジル人学校と公立小中学校に配布することとなった。

		<p>5. 引き続き、外国人集住都市会議や教育機関と協力して、多文化学級に対応できる人材育成を狙いとする「多文化地域での教職インターンシップ」の実施及び大泉町教育委員会と共同で「教員研修連続ワークショップ」を開催した。</p>
<p>【121】 3) 山間部における健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークを構築する。</p>	<p>【121】 4) 健康相談システム、在宅障害者のリハビリテーション、がん・難病患者在宅医療支援のネットワークの構築について検討する</p>	<p>1. 附属病院、嬭恋村国保診療所及び上野村健康センターの3地点をテレビ電話で結び、双方向のコミュニケーションを通じて健康相談を行うなど、遠隔医療システムを構築している。 2. 18年度に引き続き、保健学領域の研究プロジェクト(地域リハビリテーション支援、統合医療研究推進、地域保健総合推進、病院・地域連携による高度医療依存在宅療養者支援)を遂行している。 3. がん患者のニーズに即した包括的地域支援ネットワーク作りを目的に、18年度に引き続き、地域貢献事業として、次の取り組みを実施した。 (1) 群馬県がん患者団体連絡協議会(18年度設立)において、がん患者会や支援団体相互の情報交換や交流並びに協力体制の整備を図った。 (2) がん療養者の医療・看護相談を実施し、がん患者・家族のためのパンフレットを作成した。 (3) 地域がん医療従事者の資質向上研修と事例検討会を実施し、ネットワークの形成を行った。 4. 前橋市との共同研究として、電子メールを活用した保健指導をモデル的に実施し、保健指導技術の開発に取り組んでいる。 5. 生活習慣病患者のセルフマネジメント(食事療法等)支援の能力向上を図るため、「セルフマネジメント向上プロジェクト」を立ち上げ、県内の病院や研究会で講義や演習を行い、各機関の実践内容について検証を行っている。</p>
<p>【122】 4) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>【122】 5) 地域社会での健康教育や健康作り活動を推進し、自治体との共同研究により、地域保健行政施策への提言を行う。</p>	<p>1. 年度計画【121】の『計画の進捗状況 2.』のプロジェクトを群馬県や市町村と協力の下、健康づくりや疾病の予防、介護予防等に取り組んでいる。 2. 群馬県介護保健室の職員提案型プロジェクトである「健康寿命延伸プロジェクト」に参画し、20年度の予算編成に向けた政策提言を取りまとめている。 3. 18年度に立ち上げた糖尿病対策推進会議(糖尿病学会、糖尿病協会、医師会の3者で構成)において、糖尿病の発症予防、合併症予防のための活動を行った。県保健予防課の協力も得て、講演会、糖尿病相談等を実施している。 4. 群馬県のウィルス肝炎健診事業に、検討委員や講演会等講師として貢献している。 5. 職域メンタルヘルス交流会において、講演会やシンポジウムを開催し、県内のメンタルヘルスケア教育を推進した。 6. 群馬県及び市町村の健康増進や介護保健事業、社会福祉協議会等に委員や助言者として貢献している。また、県の二ホンヤマビル対策にも貢献している。 7. 18年度に設立した群馬県がん対策協議会において、群馬県がん対策推進計画を策定中である。 8. 18年度に採択された現代GP「地域密着型健康づくりプランナーの育成」の取組により、地域の健康づくりに関する実態を把握し、課題を分析、解決する人材並びに行政区分、専門領域毎に分かれている健康プログラムを健康スポーツに総合化する人材の育成を行い、健康づくり活動を推進した。</p>
<p>【123】 5) 平成16年度から高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>【123】 6) 高等学校と大学間連携プログラムを推進し、高校への出前授業、1日体験教室等を実施する。小・中・高校等の教員との教育方法等に関する意見交換や交流を推進する。</p>	<p>高校への出前授業、1日体験教室等のほかに、次の取組を実施した。 1. 県内外のスーパーサイエンスハイスクール及びサイエンスパートナーシッププログラム指定校と提携し、高校生に大学の先取り授業や体験実習を実施した。 2. 文部科学省「ひらめき、ときめきサイエンス事業」に参加し、中学生に対して、初歩的な生命科学の講義及び体験実習を実施した。 3. 群馬県内の中・高校の保健教員を対象に「熱中症の正しい理解のための研究会」(群馬県教育委員会協賛)を開催し、熱中症の発症メカニズムについて実習や講習を行い、各校での指導に役立ててもらった。 4. 小・中学校の教員の意見を踏まえ、「テクノドリームツアー」「発明想像画コンクール」、「メカメカフェア」、「ロボットと遊ぼう」、「エレクトロ体験教室」</p>

		<p>「一日体験化学教室」、「コンピュータでも苦勞する問題」などを開催し、理科教育の地盤を強化した。</p> <p>5. 群馬県内11の小・中学校へ留学生を派遣し、国際教育等の授業に協力した。</p> <p>6. 教員が、群馬県教育委員会関係の活動(学校評議員、スーパーイングリッシュランゲージハイスクール運営指導員)を通して、中高一貫教育や高等学校教育への助言、協力を行った。</p> <p>7. 群馬県内の中・高校生を対象に、日本化学会関東支部主催の「化学への招待-講演会」を県内で実施し、工学研究科専任教員による生命化学に関する講演を行った。</p>
<p>【124】 6) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>【124】 7) インターネットなどを利用して、研究テーマ・研究成果等に関する情報を積極的に発信する。</p>	<p>1. 本学の研究成果等を網羅的に収集・蓄積し、社会に提供するシステム「学術情報リポジトリ」を学内外に発信・公開した。</p> <p>2. 各部署において、ホームページの内容を適宜更新し、研究成果等に関する最新の情報を発信している。</p>
<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。</p>	<p>産学官連携の推進に関する具体的方策 【125】 1) 群馬県・群馬大学連携推進協議会と群馬大学地域連携推進本部を中心に、組織的に産学官連携に関する企画・運営を行う。</p>	<p>群馬県・群馬大学連携推進協議会で立案した産学連携に関する企画を各事項毎に協力することとし、次の企画・運営を行った。</p> <p>1. 群馬県産業政策課に協力し、産学連携コーディネータによる研究室訪問、民間企業訪問を積極的に行った。</p> <p>2. 産業界との交流を深めるため、首都圏北部4大学「新技術説明会」を実施し、研究テーマや特許の紹介、共同研究の募集等を行った。</p> <p>3. 前橋市での産学官連携を強化する目的で、医学部が中心となり、前橋商工会議所と前橋工科大学と共同事業を計画した。</p> <p>4. 産学官推進戦略室を通じて、県内の住宅企業との共同研究を推進し、住環境改善によるアレルギー-症状予防効果を医学的に解明するとともに、そのデータを企業にフィードバックし、事業化を行っている。</p>
<p>【126】 2) 平成20年度を目途に地域共同研究センターやサテライト・ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなどを中心とした産学連携創出支援機構を組織化し、連携推進体制を強化する。</p>	<p>(18年度に実施済みのため、19年度は年度計画なし)</p>	<p>中期(年度)計画【179】の『平成19年度の実施状況概略』参照。</p>
<p>【127】 3) 平成16年度から文部科学省の「都市工リア産学官連携促進事業」、経済産業省「産業クラスター計画」、科学技術振興事業団の「地域研究開発促進拠点支援事業」等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>	<p>【127】 2) 文部科学省及び経済産業省の地域科学技術・産業振興事業、科学技術振興機構の地域研究開発促進拠点支援事業及び地域結集型共同研究事業等を通じて、積極的に地域社会の産業競争力強化の支援をする。</p>	<p>19年度は次の取組を実施した。</p> <p>1. 経済産業省の「地域新生コンソーシアム研究開発事業」</p> <p>2. 経済産業省の「地域新規産業創造技術開発費補助事業」</p> <p>3. (独)科学技術振興機構の「地域結集型共同研究事業」</p> <p>「環境に調和した地域産業創出プロジェクト」(17年度採択)について、19年度も引き続き、工学研究科環境プロセス工学専攻で開発に取り組んでいる「家畜排せつ物(ふん尿)の低温ガス化」技術の実用化を目指して、研究を行っている。</p> <p>4. (独)科学技術振興機構の「独創的シーズ展開事業-委託開発-」</p> <p>「ケナフ繊維含有プラスチックの製造技術開発」について、東邦工業(株)とともに採択され、実用化に向けた研究開発を進めている。</p> <p>5. 経済産業省の「製造中核人材育成事業」</p> <p>18年度採択された「メカトロニクス・ロボット分野人材育成事業」について、19年度は9講座を開催し、202名が受講した。また、研究会を2回開催した。</p>
<p>【128】 4) 平成16年度から企業懇談会や地域共同研究センターにお</p>	<p>【128】 3) 企業懇談会や共同研究イノベーションセンターにおけるセ</p>	<p>1. 18年度、群馬経済新聞社に特集「シーズを探せ」の連載を行い、74名の研究者の研究シーズを紹介した。また、その特集の冊子を作成し、ホームページに</p>

<p>るセミナー等を通じて、産業界の二情報と大学のシーズに関する情報を交換する。公募マターを募集する卒業生や学生が、産業界の活性化を図る。</p>	<p>二情報と交換する卒業生や学生が、産業界の活性化を図る。</p>	<p>掲載した。群馬大学共同研究イノベーションセンター、群馬大学科学技術振興会との共催で「産業界と光関連」を開催した。有しているシーズを公開するとともに、企業と関係者等が意見交換を行う分科会を充実させて、発表の場も用意した。また、ニーズ発表として企業等の展示・発表の場も設けた。さらに、アンケートを実施し、企業の求めている大学側の対応について意見を収集した。</p> <p>4. 工学課程で、従来のインターンシップ制度とともに、対象を修士及び博士課程まで拡大した長期派遣型人材育成インターンシップ制度（3ヶ月以上）を開始し、19年度は5名を派遣した。</p>
<p>【129】 5) 地方自治体等との共同して、産官学連携の推進を図る。学連の参加企業との連携を推進する。</p>	<p>【129】 4) 地方自治体等との共同して、産官学連携の推進を図る。学連の参加企業との連携を推進する。</p>	<p>1. 群馬県内で外国人が多数在籍する伊勢崎市、太田市、大泉町等の関係機関と「地域協働ネットワーク」を設置し、さらに、県外の外国人集住県にも同ネットワークを広げ、多文化地域における教育の在り方について研究を進めた。</p> <p>2. 前橋市工科大学等と連携して「まちなかキャンパス」構想を推進している。中心市街地空き店舗で、一般市民に対して講座を開講した。</p> <p>3. 産学連携等に関する協定に基づき、金融機関等と共同で、新技術説明会を開催し、産学連携の推進を図った。</p> <p>4. 桐生市と連携を図るため設立した「まちの中に大学があり、大学の中にまちがある」の推進協議会において、桐生キャンパスの整備、地域産業の活性化等に係る事業を実施した。</p> <p>5. 太田市との連携を図るため設置した「地域ものづくり教育研究整備推進協議会」において、太田キャンパスの整備及び地域産業の活性化等に係る事業を推進し、19年4月から太田キャンパスに学生を受入れる体制を整えた。</p>
<p>地域の公立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】 1) 県内国立私立6大学間の単位互換を推進する。また、愛媛大学との連携を推進する。</p>	<p>地域の公立大学、国内大学等との連携・支援に関する具体的方策 【130】 1) 県内国立私立7大学（県立女子大学、上武大学、前橋大学）間の単位互換を推進する。また、愛媛大学との連携を推進する。</p>	<p>1. これまでの県内国立私立7大学（県立女子大学、関東学園大学、上武大学、東洋大学、共愛学園前橋国際大学、放送大学、本学）間の単位互換をさらに推進した。</p> <p>2. 教育問題に関する情報の交換、教育改革の意識の向上及び工学教育のレベルの向上のため、5大学連携（山形大学、徳島大学、愛媛大学、熊本大学、本学）による教育シンポジウムを開催し、教育問題に関する情報交換を行った。また、5大学連携教育検討委員会を組織し、教育連携に関する会議を開催した。</p> <p>3. 4大学連携先進創生情報学教育研究プログラムについて、20年度からの実施に向けて、ITスペシャリスト人材育成プロジェクトの試行を開始した。19年度は、宇都宮大学開講のITスペシャリストコースについて、3科目の講義を遠隔講義方式で配信した。</p> <p>4. 前橋工科大学との協定に基づき、学生の交流、単位互換及び教育研究についての情報交換等の教育研究の交流を推進した。</p>
<p>【131】 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>	<p>【131】 2) 大学間の各種研究会へ参加して交流の場を設け、共同研究や人的交流を拡大する。</p>	<p>1. 特色GP「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」の第8回シンポジウムを大学間連携で開催し、事業や研修の共同企画を進めた。</p> <p>2. 研究を実質的に担う若手研究者の教育・研究の場を作るため、「群馬大学アナログ集積回路研究会」において、講演会を20回開催した。</p>

		<p>3. 秋田大学と連携してグローバルCOEプログラム「生命科学」を推進するため、合同シンポジウム、国際シンポジウムを開催した。</p> <p>4. 共同研究や人的交流を拡大するため、生体調節研究所と名古屋大学環境医学研究所で合同シンポジウムを開催した。</p> <p>5. 現代GP産学連携による理系専門英語の実践型教育では、東京大学工学教育推進機構主催の教育シンポジウム及び全国高等工業専門学校教員研究会で、活動内容の紹介、普及、点検のための招待講演を行った。</p>
<p>【132】 3) 県立医療短期大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>	<p>【132】 3) 県立県民健康科学大学と、保健学に関する研究協力を行う。</p>	<p>1. 19年度「がんプロフェッショナル養成プラン」により、県立県民健康科学大学等と教育・研究に関して連携し、患者のQOLを重視した総合的な全人的がん医療の地域定着化を目指している。</p> <p>2. 保健学科では、教員が中心になって進めている勉強会、既存の研究会等を通して、県内看護系大学の教員との共同研究の可能性、推進の方向性について検討している。</p>
<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>【133】 1) 国際交流委員会、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策</p> <p>【133】 1) 国際交流企画室、留学生センターを中心に、国際交流事業の組織的な推進を図る。諸外国との大学間交流を積極的に展開するとともに、外国人研究者の招聘や教職員の海外派遣を強力に支援する。</p>	<p>1. 海外留学フェア（韓国・台湾・ベトナム）に参加し、同地の交流協定校を訪問し、今後の研究者交流及び学生交流について具体的な話し合いを行った。</p> <p>2. 新たに大学間協定を3件、部局間協定を4件締結し、さらに、既存の部局間協定を1件大学間協定に昇格させ、19年度中に大学間協定21件、部局間協定24件となった。</p> <p>3. 嶺南の短期研修を実施し、6名と13名の学生を派遣した。また、サンディエゴ州立大学（アメリカ）において、4週間の語学研修を実施し、9名の学生を派遣した。</p> <p>4. 教育研究改革・改善プロジェクト経費及びアジア人財資金経費により、優秀な大学院生獲得を目的として、新規協校の開拓及び協定の締結等のため、教職員の海外派遣した。また、同経費を若手研究者等海外派遣助成金とし、若手研究者9名の国際学会等渡航費を助成した。さらに、協定締結校から3名の研究者を招聘したほか、各部局においても、学生、研究者の招聘・派遣を行った。</p>
<p>【134】 2) 留学生センターの日本語教育プログラム等の充実を図り、留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>【134】 2) 留学生の教育・交流プログラム等の整備を図り、優秀な留学生を積極的に受け入れる。</p>	<p>1. 日本語教育については、留学生個々の属性、能力に応じて多様な組合せの日本語授業を提供した。コースの設定については、あらかじめ留学生の日本語力本を事前にチェックした上で、カリキュラム設計する等、効率的で効果的な手法をとった。</p> <p>2. アジア人財資金構想（経済産業省・文部科学省共催）高度専門留学生事業に採択され、アジア進出するものづくり企業の生産現場のプロジェクトを運営して、採る技術・経営人材を育成する新たな日本語教育において、現行の日本語コースもとの再編融合によりプログラムの充実を図った。当該事業により5名の在学が国費留学生に採用となった。</p>
<p>【135】 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の状況をホームページなどで公開する。過去の受け入れ学生や派遣学生の追跡調査を行い、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>【135】 3) 外国大学での履修単位を一層弾力的に扱う。国際交流の情報をホームページなどで公開する。受入・派遣学生の追跡調査を行うとともに、国際共同研究、国際会議の開催・参加等、国際交流活動の基礎データを収集する。</p>	<p>1. 地中海大学（マルセイユ大学）を訪問し、ダブルディグリーについて打ち合わせを行い、今後、修士・博士論文の共同指導を行うことで合意した。</p> <p>2. 全学及び部局のホームページに国際交流情報を掲載し、随時更新している。</p> <p>3. 国際交流企画室において、国際共同研究、国際会議の開催、帰国留学生の情報データベース化、国際交流活動に関する調査を引き続き実施した。</p>

<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【136】</p> <p>1) 国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。国際交流・協力事業を一体的に処理するための組織を整備する。</p>	<p>教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策</p> <p>【136】</p> <p>1) 国際交流企画室国際協力事業専門部会を中心に、国際共同研究を推進し、開発途上国への知的支援による国際協力事業を積極的に展開する。また、各部局、教員個々の国際協力活動を全学的な事業として推進する。</p>	<p>1. 国際交流企画室国際協力事業専門部会を中心に、国際共同研究及び国際協力事業を推進するため、以下の取組を実施した。</p> <p>(1) 知的支援による国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、途上国（アジア、中米）の大学と協定締結を行った。</p> <p>(2) 国際共同研究の実施と拠点形成のため、協定校から研究者を招聘し、講演会を開催した。</p> <p>2. 上記の他、各部局においても、積極的に国際共同研究及び国際協力事業を実施している。</p>
<p>【137】</p> <p>2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>【137】</p> <p>2) 国際協力事業について、独立行政法人国際協力機構との連携による支援を継続する。研究蓄積のある分野については積極的に事業提案を行い、国際協力事業の充実・発展を図る。</p>	<p>国際協力機構との連携により、次の事業を展開している。</p> <p>1. 草の根技術協力事業「感染症対策技術向上」を県と協力して実施し、教員2名をニカラグアへ派遣し、現地の病院において技術指導、ワークショップを行った。また、ニカラグアから研修生3名を受入れ、本学及び県内病院において研修を行った。</p> <p>2. 「現職教員研修政策実施支援計画」（ガーナ）及び「前期中等理科教員研修強化プロジェクト」（インドネシア）により、教員2名を現地に派遣し、研修指導を行った。</p> <p>3. 工学研究科教員1名をアセアン工学系高等教育ネットワーク運営指導調査団員としてタイへ派遣した。また、インド国別研修により、医学系研究科に外国人受託研修員1名を受入れ、寄生虫学に関する研修を行った。</p>

大学の教育研究等の質の向上
 (3) その他の目標
 附属病院に関する目標

中期目標 医学・医療・看護・福祉を総合的に見据えた教育・研究・臨床活動を推進し、広く社会のニーズに応え、患者に信頼される高度先進医療、その他先進医療を実践する中核病院を目指す。

中期計画	平成19年度計画	進捗状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】 1) 医療過誤防止のため院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムを構築を図る。また、患者が納得できる高度医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。	(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置 患者中心の質の高い医療を実施するための具体的方策 【138】 1) 院内安全管理体制及び危機管理体制を強化し、院内感染サーベイランスなどの情報管理システムの構築を図る。また、患者が納得できる高度医療の推進と包括医療に対応するため、クリニカルパス（治療計画）を広く導入する。		<ul style="list-style-type: none"> 専任のゼネラルリスクマネージャーを配置し、院内安全管理体制及び危機管理体制の強化を図った。 医療事故（過誤のないものも含む）報告の電子化、院内感染情報の共有化、説明書・同意書の実情調査を行った。 クリニカルパス大会を開催するなど、患者状態適応型パスシステムの開発研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度から、医療安全に関するe-ラーニングシステムを活用した医療安全に関する教育を充実させることと、各種のチーム医療を充実させることで、相互チェック機能や向上データ報告システム並びに感染管理システムの充実を図る。 	
			<ul style="list-style-type: none"> 薬剤師の専任ゼネラルリスクマネージャーを配置し、院内医療安全体制を強化した。 19年7月、医療安全管理指針を改訂した。 19年8月、各部署の感染対策リンクナースを委嘱した。 19年11月、「群馬大学医学部附属病院感染対策の指針」を制定した。 19年11月、食中毒対応マニュアルを改正して整備した。 19年12月、医療安全に関する「e-ラーニングシステム」の導入を決定した。 20年3月、医療安全ポケットマニュアルを改訂した。 クリニカルパス大会を3回実施した。7つの新規パスを承認し、5つのパスについて新規登録準備中である。 	<ul style="list-style-type: none"> 新中央診療棟の医療機器の設置が、19年度は随時行われていたことで、20年度から放射線部を含めて完全稼働となる。 	
【139】 2) 新中央診療棟を建設し、診療科と部門間の効率的な運営を行うために中央診療機能の拡充を図る。			<ul style="list-style-type: none"> 18年8月に新中央診療棟が竣工し、画像診断部門検査室、手術室、外来化学療法室等の拡充をするとともに、画像診断機器類、手術部機器等の整備を図った。 医療機器類の更新のための予算を確保し、老朽化した機器類を順次計画的に更新している。 		

	<p>【139】 2) 新中央診療棟を竣工し、診療科と部門間との効率的な運営を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新中央診療棟竣工による手術室の増加に伴い、手術部の安全かつ効率的な運営を行うため、看護師を増員するとともに薬剤師と放射線技師を配置して医療の質を向上させた。 	
<p>【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するに併せて、リハビリテーション部等の整備、女性専門外来、石綿肺外来、中皮腫外来等の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 16年度に救急部、総合診療部、ICU及びHCUを統合したクリティカルケアセンターを設置した。 患者のニーズに配慮した「女性専門」「小児卒煙」「アスベスト」及び「中皮種」の外来を設置し、初期診療の充実を図った。 17年度よりST（言語聴覚士）1名を採用し、18年度にさらに1名を増員し言語聴覚療部門を整備し、言語障害、嚥下障害、高次脳機能障害の治療に対応する体制を整えた。 	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県がん診療連携拠点病院として「がん相談」機能を充実させる。 都道府県がん診療拠点病院として、緩和ケア診療チームを充実し、専従・専任医師と専従看護師を配置する。
	<p>【140】 3) 初期診療体制の改善、救急医療体制の強化など診療体制を改善するとともに、リハビリテーション部等の整備、女性専門外来、石綿肺外来、中皮腫外来等の設置など患者のニーズに配慮した病院運営を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県がん診療連携拠点病院として、セカンドオピニオン外来を設置した。 「子どものこころの診察室」を設置して、思春期の子ども達に対するこころのケアと保護者に対する精神的ケアを図っている。 	
<p>【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスを図る。また、患者用の駐車場の整備・拡充に努める。</p>		<ul style="list-style-type: none"> クレジットカード、デビットカードによる患者診療費支払方法を導入し、待ち時間の短縮を図った。 教育学部、医学部保健学科及び市内の医療系専門学校と連携し、学生ボランティア活動（体験）を実施する体制を整え、患者に対するサービスの充実を図った。 ホームページのトップページをリニューアルして専門外来開設の案内欄等を見やすくした。 上毛新聞社発行の「健康通信倶楽部」に診療活動を寄稿し、市民に詳しく紹介した。 患者用立体駐車場を設置し、整備拡充を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> 連続して実施した患者満足度調査結果を検証して、改善点を明確にして改善する。 診療費自動精算機をクレジットカードによる支払い機能を付加する。 病診連携を充実させて、と初診患者から慢性期へ移行した患者を円滑に地域の医療機関へ逆紹介できるようにする。
	<p>【141】 4) 外来患者の待ち時間短縮、病院ボランティア活動の場の拡大、広報誌の発行、ホームページの充実等、一層の患者サービスの向上を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 19年11月に患者満足度調査を18年度に引き続いて実施した。 よりわかりやすい情報提供をするため、ホームページ部会により、ホームページのリニューアルを再度行った。 光学診療部跡地を整備し、患者のアメニティ向上を目指してコーヒーショップやインターネット検索コーナーを備えた憩いの広場「尾瀬」を設置した。 患者の床頭台TVシステムを改造し、患者が使用できる電源の搭載、DVDの視聴、個別冷蔵庫（有料）などサービスを向上させた。 	

<p>東を医の 関するた 北代を担 してなを とるため 病院の主 地域の導 教育成果 地域の人 果たし、 教育的人 地的方策</p>	<p>東を医の 関するた 北代を担 してなを とるため 病院の主 地域の導 教育成果 地域の人 果たし、 教育的人 地的方策</p>				
<p>【142】 1) 学生の診療参加型実 習を推進するのととも に、卒業後臨床研修 に務めるための専門 修職員の研修する。</p>	<p>【142】 1) 学生の診療参加型実 習を推進するのととも に、卒業後臨床研修 に務めるための専門 修職員の研修する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 18年度に医学科5年次から学生の診療参加型実習を実施するとともに、特色GP「良医養成」のための体系的・実践的専門前教育」を推進し、医療倫理ケーススタディを用いたビデオドラマを制作した。 臨床研修センターにシニアレジデントの臨床研修指導員を配置するとともに、臨床研修指導員養成講習会を実施し、臨床研修医の指導体制の充実を図った。 18年度に「シニアレジデント制度検証委員会規程」を制定し、17年度に策定した「初年度臨床研修プログラム」による指導実施状況を、シニアレジデント制度を1年経過した観点から検証するとともに、教育教材の整備を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度学生支援GP「チューター制度を活用した臨床実習支援」により臨床実習教育の更なる充実を図る。 魅力ある研修プログラムを提供する。 医療人能力開発センターの広報を充実させる。 専門的研修システムの構築のため、システムの調査・分析を行う。 指導医講習会を実施する。 研修指導医を毎年10名程度の割合で、養成して臨床研修病院としての充実を図る。 歯科医師臨床研修プログラムの充実を図る。 	
	<p>【142-1】 1) 医学科の「特色ある大 学支援プログラムの体 験的・実践的専門前教 育を推進し、低学年の 診療参加型実習を推 進する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 左記プログラムにより、入学年次から必修化されている病棟実習の内容充実化が図られた。 2年次で実施している3週間終日の老健施設における「チーム医療実習」により、実際の医療現場や医療の現状を意識させることができ、高学年での診療参加型実習の事前教育として有効であった。 		
	<p>【142-2】 臨床研修センターを充実 し、効率的かつ専門能 力高めるための継続的 な教育プログラムを提 供する。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 19年度プログラムを新たに作成し、研修プログラムの充実を図った。 民間主催の合同セミナーへの参加を実施し、研修プログラムの広報に努めた。 新たに群馬大学女性医師支援プログラムを開発し、ホームページなどで公募を行い、現在プログラムを実践中である。 		
	<p>【142-3】 初期臨床研修終了後の 専門的研修システムに おける指導医の充実 とシニアレジデント 制度を層別させる。</p>		<ul style="list-style-type: none"> 初年度の後期研修プログラムを検証し、シニアレジデント募集要項の整備やシニアレジデント研修及び学会参加等によりシベリヤ研修を重ねた指導医の充実を図った。また、平成20年度から臨床研修センターへ発展的に改編し、初期研修から後期研修への一貫指導体制にあわせた指導医の指導体制を整えた。 		
<p>【143】 2) 研修医の教育、臨床 治療を進めるために 不足する研修指導 医を補充する。</p>	<p>【143-1】 2) 研修医の教育、臨床 治療を進める際に不 足となる教員を補う ために、</p>		<ul style="list-style-type: none"> 教員(医師)が研修指導医を担当することから、当該教員(医師)の診療行為を代替するため、医員、シニアレジデントを増員し、対策を図った。 群馬県主催による指導医養成講習会に毎回各診療科から指導医を3名以上参加させた。 	<ul style="list-style-type: none"> 研修指導医を毎年10名程度の割合で、養成して臨床研修病院としての充実を図る。 	

	<p>研修指導医、非常勤医師を増員する。</p> <p>【143-2】 北関東医療圏における計画的な医師育成のため、地域の研修指定病院と連携して初期臨床研修の充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 群馬県との協力体制を充実させて、県主催の指導医講習会にタスクフォースとして協力を行った。 	
<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	<p>【144】 3) 保健学科教員が附属病院で臨床教育・研究を行う体制を整備・拡充する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 看護研究の倫理調整、実習調整を行うととも、実習指導連携会議を各実習科目で実施し、明確化されたワークシートの実施、症例検討会、グループ討議等を実施し、臨床教育・研究を行う体制を整備した。 19年11月から、がんプロフェッショナル養成プランにより、保健学科の教員が担当してインテンシブコース「一般病棟における多職種による緩和ケアチーム推進研修会」を実施した。(8日間、30単位、延参加者数約1,000人) 	<ul style="list-style-type: none"> 19年度から開始した「がんプロフェッショナル養成プラン」の2コース(がん看護専門看護師(大学院課程)、一般病棟における多職種による緩和ケア推進研修会(インテグレーション))において、保健学科教員と本院の看護部が連携した臨床教育及び研究を実施する。
<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化させる。</p>	<p>高度先進医療を拡充し、研究開発を推進するための具体的方策</p> <p>【145】 1) 大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を推進し、先端医療研究を活性化させる。遺伝子診断、治療等に関して、大学院医学系研究科、生体調節研究所等との共同研究を進めながら診療体制を充実させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 遺伝子診断、治療等の共同研究を推進し、先進医療に承認された。 放射線医学総合研究所と小型重粒子線照射施設関連、日本原子力研究開発機構高崎量子応用研究所と重イオンマイクロサージェリー治療技術の開発の共同研究を推進した。 重粒子線治療を中心とした、がんに対する先進的な教育研究「がんプロフェッショナル養成プラン」を、大学院医学系研究科と連携して実施し、臨床研究体制を整備した。 生体調節研究所と連携して「糖尿病原因遺伝子の探索」などの共同研究を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「がんプロフェッショナル養成プラン」で、臨床研究を推進し、重粒子線照射による治療を一体化して重粒子線照射装置の臨床試験を開始する。 21年度が試験を開始する。 糖尿病の原因遺伝子探索を引き続き行う。 遺伝子診断など、現行の研究を進める。
<p>【146】 2) 複数の診療科が共同で行う高度先進医療プロジェクトチームを設け、先進医療(重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等)の研究開発を推進する。</p>	<p>【146-1】 2) 複数の診療科が共同で行う先</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「都道府県がん診療連携拠点病院」の指定を受け、がん診療の組織化を図る「腫瘍センター」を設置するとともに、「院内がん登録システム」を本格稼働させ、院内外のがん登録の統計・分析を診療科が横断して実施する体制を整備した。また、遺伝子診療、重粒子線治療などもプロジェクトチームを設け、研究を推進した。 院内がん登録は、診療情報管理士が各診療科医師と協力して完全に登録する体制と 	<ul style="list-style-type: none"> 適正な院内がん登録のデータによって、がんの疾患統計を適正化できる。各診療科の研究開発から各診療科の研究として活用できるサポート体制を構築する。 重粒子線治療に関する臨床研究を多職種によって実施して、臨床研究を促進する。

	<p>進医療プロジェクトチームを設け、先進医療（重粒子線治療、遺伝子診療、移植・再生医療等）の研究開発を推進する。</p>	<p>した。 <ul style="list-style-type: none"> がんプロフェッショナル養成コース及びがん診療連携拠点病院として緩和ケア・重粒子線治療・がん患者を中心にしたNST(栄養サポートチーム)の活動を推進した。 機能性発光プローブの開発などで共同研究を行った。 </p>	<p>機能性発光プローブの開発や再生医療の研究開発を共同で進める。</p>
<p>【147】 3) 生命科学研究所の成果を先進医療に反映させるため、臨床試験センターを先進医療センターに併設し、共同研究を行う。</p>	<p>【147】 3) 生命科学研究所の成果を先進医療や医薬品の開発に反映させるために、臨床試験部等を活用する。</p>	<p>国際共同治験の実施体制を整備し誘致することを目指し、6大学で「大学病院臨床試験アライアンス」を組織して活動を開始した。 多施設共同治験のトラベリングCRCが積極的に活動した。</p> <p>地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム「大学院融合型OJTによる臨床試験人材養成」が認められ、臨床研究コーディネーター(Clinical Research Coordinator)や製薬企業臨床開発担当者(Clinical Research Associate)、臨床試験のデータマネージャーや生物統計家などの、臨床研究を支援する人材養成を開始した。</p>	<p>引き続き、臨床研究コーディネーターや製薬企業臨床開発担当者、臨床試験のデータマネージャーや生物統計家などの、臨床研究を支援する人材養成を行う。</p>
<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策</p>	<p>【146-2】 4) ホームページ等を通じて先進医療等に関する広報を進める。</p>	<p>附属病院ホームページのトップページに、本院が承認されている先進医療の詳細な内容について、掲載した。また、群馬県医師会のホームページと本院病診連携センターをリンクして初診患者の事前受診申込みを可能とした。</p> <p>よりわかりやすい情報提供をするため、ホームページ部会により、ホームページのリニューアルを再度実施した。</p>	<p>重粒子線治療について、先進医療としてわかりやすくPRできるようにする。</p>
<p>【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域医療の向上を図るとともに、地域の住民医療提供に生涯教育を積極的に行う。</p>	<p>地域医療に積極的に貢献するための具体的な方策</p>	<p>「都道府県がん診療連携拠点病院」の連携の中心的な組織として「腫瘍センター」を設置した。さらに、拠点病院間のネットワーク事業として「群馬県がん診療連携拠点病院連絡協議会」を設置し、医療従事者向けのシンポジウム等を開催した。 附属病院と過疎地をテレビ電話で結ぶ公開講座を実施した。 地域医療の質の向上に関する公開講座、セミナー等を実施し、生涯教育を積極的に行った。 群馬県の「新生児聴覚検査事業」との共同体制を構築し、院内に「難聴児支援センター」を組織した。</p>	<p>「がんプロフェッショナル養成プラン」を推進し、地域におけるがん治療の向上を図る。 都道府県がん診療連携拠点病院として、地域医療従事者向けの研修会等を継続して実施する。 院内及び地域がん登録について、精度の向上を図るためがん診療連携拠点病院内の診療情報管理士の研修会を実施する。</p>

	<p>【148】 1) 地域との医療・倫理ネットワークシステムを構築し、地域の医療の質の向上を図るとともに、地域の住民、医療関係者への医療情報提供、生涯教育を積極的に行う。 腫瘍センターにおいて、県内における質の高いがん医療の推進、連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「がんプロフェッショナル養成プラン」を実施し、協医科大学、群馬県内のがん診療連携拠点病院及び栃木県立がんセンターと連携して、重粒子線治療推進研修コースを開催する等、「がん診療」に関わる医療従事者に最新の情報を提供した。 都道府県がん診療連携拠点病院として、同運営会議を開催するとともに、ホームページを開設した。 地域の医療従事者向けに、19年8月11日「食道がんの診療ガイドライン」研修会(102名参加)・10月6日「乳がんの診療診療ガイドライン」研修会(107名参加)を開催した。 19年11月13日、群馬県歯科医師会と医療連携会議を開催し、厚労省の推進する4疾患5事業に対する歯科医療連携体制を構築することとなった。 19年12月8日、がん診療に関する市民講座として地域懇話会を開催し230名が参加した。 日本がん治療認定医治療機構認定研修施設に認定された。 	
<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>	<p>【149】 2) 病診連携センターを充実し、地域医師会と協力しながら地域の病院、診療所との連携を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携センターと群馬県医師会のホームページとをリンクして初診患者の事前受診申込みを可能とした。 地域の医療機関からの患者紹介に対するハガキによる返信を開始した。その際に、本院の診療活動を紹介し、連携を深めた。 医療福祉相談部のメディカル・ソーシャル・ワーカーが中心になって、患者の退院援助を行い円滑に地域の医療機関と連携した。 	<ul style="list-style-type: none"> 病診連携センターと医療福祉相談部の連携した業務実施によって、地域の医療機関との連携を推進する。 がん相談に関する「セカンドオピニオン」を地域の医療機関が円滑に利用できるよつにする。
<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレス、遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>	<p>【150】 3) 患者診療録様式の電子化、フィルムレスを試行的に行う。遠隔医療などIT化を推進し、地域医療に役立てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 18年度から電子カルテの運用の試行を開始した。 フィルムレスは中央診療棟の開設と合わせて、一部の画像診断分野について実施するため、システムの更新を図った。 19年11月から診療報酬請求明細書(レセプト)の電子化を行った。 退院サマリの電子化を推進し、利用率を20%から35%へ向上させた。 画像、心電図などIT化し、ほぼフィルムレス化できる準備が整った。 バーチャル病理画像診断システムを設置し、臨床カンファレンス、病理診断指導に活用している。 	<ul style="list-style-type: none"> 21年1月から本格的に電子カルテの運用を開始する。 退院サマリについては、20年度中に70%以上の利用率を目指す。
<p>【151】 4) 高レベルの救急救命</p>		<ul style="list-style-type: none"> 救急・災害拠点病院として地域医療に貢献する体制の整備を進めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度以降も順次、DMATチーム要員養成を継続的に

<p>体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<p>【151】 4) 高レベルの救急救命体制を構築し、救急・災害発生時の拠点病院として地域医療に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新中央診療棟の稼働に合わせて救急部を拡充した。19年7月の新潟県中越沖地震の際は、本院のDMATチームを現地に派遣した。 19年度もDMATチーム研修に医師2名、看護師2名、事務系職員1名を派遣した。(計2チーム) 19年度から群馬県とドクターヘリの運用を実施するために契約を締結した。 地域連携事業として救急医療検討会を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度からドクターヘリの運用が本格化することから、本院として積極的に協力を。 	
<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策</p> <p>【152】 1) 病院長直属の組織として病院企画戦略部門を設置し、外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<p>病院の管理運営を改善し、合理化を図るための具体的方策</p> <p>【152】 1) 外部の経営専門家の助言を積極的に取り入れる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 17年度から、民間企業の経営ノウハウ等を病院経営に活用するため、民間の者を院長補佐として採用し、全院職員対象の講演会や病院運営会議等において、必要な提言を受けている。 引き続き、民間企業の取締役経験者が、病院長補佐として病院経営について、継続的にアドバイスを受けた。 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、民間企業の取締役経験者が、病院長補佐として病院経営について、継続的にアドバイスを受ける。 	
<p>【153】 2) 医療機能評価システムを構築し、効率的な人事配置を行う。</p>	<p>【153】 2) 既得の日本医療機能評価機構による病院機能認定の更新に向けて医療機能評価システムを構築し、教職員による自己評価を行う。さらに評価結果に基づいて効率的な人事配置を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 16年度から「院内者による病院機能評価実施ワーキンググループ」を設置して、病院機能評価を実施している。 18年度に上記評価を診療情報管理室を中心に、本格的に実施するため、診療情報管理士を専任事務職員として配置することとした。 19年度も継続して院内者による病院機能評価を実施した。その結果を基にして、20年度に(財)日本医療機能評価機構の認定更新の準備を基幹ワーキンググループを組織し開始した。 	<ul style="list-style-type: none"> 20年度中に、(財)日本医療機能評価機構V5.0へ更新するための審査を受ける。 	
		<p>ウェイト小計</p>		

(3) 大学の教育研究等の質の向上
 その他の目標
 附属学校に関する目標

中期目標
 附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究及び教育実習に関して教育学部との連携を強化する。学校教育の質的向上に寄与するという附属学校の役割を自覚し、公立学校や関係教育機関等と連携して、地域貢献に努める。附属学校間の連携の在り方、学校運営の内容と組織、教育課程、教育施設、学校規模等を総合的に検討し、子どもたちの学校生活の充実を目指す。

中期計画	平成19年度計画	進捗 状況	判断理由（計画の実施状況等）		ウエイト
			平成19年度までの実施状況	平成20～21年度の実施予定	
(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置・協力を強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を共同研究や推進し、学校発展に資する。	(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置・協力を強化に関する具体的方策 【154】 1) 教育学部教員等の専門分野を共同研究や推進し、学校発展に資する。		・ 「教育学部・附属共同研究委員会」等を中心に各教科等のプロジェクトについて、附属学校の公開研究会、報告書等で発表した。	・ 引き続き「教育学部・附属共同研究委員会」等の一層の推進を図る。附属学校の成果発表活動等について、報告書等で発表し、関係機関等に紹介する。	
			・ 引き続き「教育学部・附属共同研究委員会」等の一層の推進を図る。附属学校の成果発表活動等について、報告書等で発表し、関係機関等に紹介する。	・ 引き続き「教育学部・附属共同研究委員会」等の一層の推進を図る。附属学校の成果発表活動等について、報告書等で発表し、関係機関等に紹介する。	
【155】 2) 実践的な指導力が身に付くように、教育学部と連携し、改善を図る。	【155】 2) 教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。		・ 教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。	・ 引き続き、教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。	
			・ 引き続き、教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。	・ 引き続き、教育学部におけるカリキュラムの改編に伴い、附属学校での実習の役割、実習生への指導内容及び方法等を見直し、具体的な改善を図る。	
関係教育機関と連携を強化するための具体的方策	関係教育機関と連携を強化するための具体的方策				

	<p>切な教育の内容・方法を追求する。さらに、特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害、注意欠陥・多動性障害等についての教育相談体制を充実させる。</p>	<p>画を策定した。 ・ 学習障害などの発達障害児に係わる地域の小中学校、学級、本人の問題について、相談、教育アセスメント、放課後セッション等で延べ348名の支援を行った。</p>	
<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら日常の教育活動を充実させる。園生活の充実を図る。</p>	<p>学校生活を充実させるための具体的方策 【160】 1) 実践的な教育研究を推進しながら発達段階に即した日常の教育活動を充実させ、子どもたちの学校・園生活の充実を図る。</p>	<p>各校園の研究主任を中心に研究テーマを設定し、公開研究会等での実績報告や、学部教員と連携して研究を推進した。 ・ 引き続き、各校園の研究主任を中心に研究テーマを設定し、19年度の公開研究会等での実績報告や、学部と連携して、今日的な課題を踏まえた実践的な研究を推進した。</p>	<p>引き続き、各校園の研究主任を中心に研究テーマを設定し、公開研究会等での実績報告や、学部教員と連携して、今日的な課題を踏まえた実践的な研究を推進した。</p>
<p>【161】 2) 附属学校としての「めざす子ども像」を設け、各園と協力してその実現を図る。</p>	<p>【161】 2) 幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化に努める。</p>	<p>幼小中の学びの連続性に視点をあて、幼小中教育の一貫性、幼小中と特別支援学校との連携を図り、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化に努めた。 ・ 幼小中の学びの連続性に視点をあて、幼小中と特別支援学校との連携を図り、指導内容と指導方法の研究を踏まえて、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化を図った。</p>	<p>幼小中の学びの連続性に視点をあて、発達に即して、幼小中教育の充実を図ると同時に、幼小中と特別支援学校との連携を推進し、一人一人の教育的ニーズを踏まえて、指導内容と指導方法を研究し、附属学校全体の「めざす子ども像」の具現化を図る。</p>
<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、地域に開かれた学校を目指す。</p>	<p>【162】 3) 個に応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、実践的な研究に取り組む。その効果的な在り方について公開研究会等で地域へ発信し、開かれた学校を目指す。</p>	<p>幼稚園では、チーム保育の研究を推進、小学校では、「さくらプラン」を導入、中・小学校では、数学と英語について非常勤講師とのチームティーチングを行い、きめ細かな指導の充実を図る。 ・ 養護学校では、個別の教育支援計画を作成し、実践した。17年度に特別支援教育サポートセンターを開設し、公立小学校等の軽度発達障害の相談や知的障害幼児の養育についての相談を実施した。 ・ 幼稚園では、チーム保育の研究を推進した。小学校では、「さくらプラン」や、算数科での非常勤講師を活用したきめ細かい指導に努めた。中学校では、数学と英語科について非常勤講師とのチームティーチングを行い、きめ細かな指導の充実を図る。 ・ 特別支援学校では、個別の教育支援計画を作成し、教育的ニーズに応える教育課程を編成し、実践した。 ・ 特別支援教育サポートセンターを中心に、学習障害などの発達障害児に係わる地域の小中学校、学級、本人の問題について、相談、放課後セッション等の支援を行う。 ・ 幼児の養育相談を実施する。</p>	<p>幼稚園では、チーム保育の充実・推進、小学校では、「さくらプラン」や、算数・理科での非常勤講師を活用してのきめ細かな指導に努める。中学校では、数学と英語について非常勤講師とのチームティーチングを行い、きめ細かな指導の充実を図る。 ・ 特別支援学校では、個別の教育支援計画を作成し、教育的ニーズに応える教育課程を編成し、実践する。 ・ 特別支援教育サポートセンターを中心に学習障害などの発達障害児に係わる地域の小中学校、学級、本人の問題について、相談、放課後セッション等の支援を行う。 ・ 幼児の養育相談を実施する。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> 談、教育アセスメント、放課後セッション等で延べ348名の支援を行った。 ・ 幼児の養育相談を実施した。 ・ 文部科学省指定研究「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」において、ALT 2名と担任及び英語担当教諭による少人数指導での英語活動に取り組んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個に応じたきめ細かな指導の実践的な取り組み、その効果的な在り方について公開研究会等で地域へ発信し、開かれた学校を目指す。
<p>【163】 4) 学校評議員制度や学校公開等を通して、学校評価を充実させ、運営の改善に活かす。</p>	<p>【163】 4) 教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行い、学校経営の改善を一層推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 17年度に実施した学校評価結果を学校評議員等に示し、附属学校の運営や施設の充実に活かした。 ・ 引き続き、教職員による学校評価に加え、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行い、附属学校の運営や施設の改善に活かした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、教職員、児童・生徒、保護者、学校評議員等による評価を行うとともに、教員評価を行い、学校運営等の改善や施設の改善・充実を一層推進する。
<p>【164】 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場の物的条件の整備に努める。</p>	<p>【164】 5) 教員等の人的条件、校舎・教室・駐車場等の物的条件の整備に努める。また、児童生徒の安全確保を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的条件については、中期(年度)計画【156】の『平成16～18年度の実施状況概略』参照 ・ 校舎等については、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の観点から附属小学校校舎の一部補修を行った。 ・ 人的条件については、中期(年度)計画【156】の『平成19年度の実施状況概略』参照 ・ 校舎等については、児童生徒の安全確保及び学校の安全管理の観点から若宮地区の給食室及び附属小学校校舎の一部補修・ポイラー室の撤去を行い、また、英語ルームを設置した。 ・ 「附属学校教員人事評価の手引」を作成し、20年度から教員人事評価を実施することとした。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的条件については、中期(年度)計画【156】の『平成20～21年度の実施状況概略』参照 ・ 引き続き校舎等の整備に努める。 ・ 平成20年度に附属学校教員の人事評価を行う。
<p>【165】 6) 入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>	<p>【165】 6) 附属学校の将来構想(学校規模)の一環として、入園・入学者数及び選考の在り方等を検討し、必要な見直しを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学部における教育実習案を基に、附属四校園で一貫教育に関する研究の推進及び附属学校の使命である教育研究・教育実習の充実を図ることを前提として、附属学校の将来構想(学校規模)について、附属四校園連絡会議及び連絡会で検討を開始した。 ・ 学部の新しい教育実習案を基に、附属四校園で一貫教育に関する研究の推進及び附属学校の使命である教育研究・教育実習の充実を図ることを前提として、学級を減らすに全体の人数を減らす検討を行う。附属学校の将来構想(学校規模)について、附属四校園連絡会議及び連絡会で検討を行った。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、附属学校の将来構想(学校規模)について一層の検討を行う。 ・ 本学部の将来構想の視点から附属四校園の入試制度と絡めて計画的に附属四校園の在り方を構築する中で、適正の学校園を検討する。
		<p>ウェイト小計</p>	

教育方法等の改善等

1. 個性・特色の明確化を図るための取組

- (1) **少人数ゼミ方式による全学共通科目「学修原論」の開講**
 学習方法・学問的方法論の基礎を学ぶために、初年次学生に対し、少人数ゼミ方式（25名以下）により、全学共通科目「学修原論」（19年度授業題目数44）を開講した。
- (2) **実践的な情報処理教育の充実**
 習熟度別の情報処理教育を実施し、各種ソフトを利用したプレゼンテーション能力の修得や、各学部の必要性に応じたプログラミング技術の修得など、実践的な情報処理教育を充実させた。特に、19年度からはmoodleの活用により、情報処理関連教育を効率化し、また、情報倫理の重要性に鑑み、1年生必修の情報処理入門の授業15回のうち2回を「情報倫理教育」に当て、インターネット使用上のマナーや自己防衛の方法などについて修得させた。
- (3) **実践的な理系専門英語教育**
 17年度から、理系専門英語教育において、工学部学生及び工学研究科院生を対象に少人数ゼミ形式により、技術論文、書簡を読む・書く・聞く・話す能力を高める指導を行った。特に、企業における実用的英語訓練法を導入し、学生にコミュニケーションツールとしての英語を使いこなす能力を涵養した。
- (4) **環境保全に関わる社会問題への関心や洞察力の涵養**
 教養教育において、環境保全に関わる社会問題への関心や洞察力を涵養するため、教養教育が実施される荒牧地区におけるISO14001の認証取得に伴い、18年度から8科目を環境科目に認定し、必要な実験設備等の整備を行い、学生の環境意識を向上させた。
- (5) **ボランティア活動などの実践的教育の強化**
 教養教育において、ボランティア活動などの実践的教育を強化するために外国人集住地域の大泉町（人口4万人の15%が外国人）をフィールドとして、「多文化共生社会の構築に貢献する人材の育成」を目指し、関連科目（1～2年生を対象とした教養教育〔12授業〕 各学部の専門教育〔27授業〕 高年次を対象とする教養教育〔8授業〕）及び「地域貢献」関連科目（18年度から一橋大学と共同開催の地域貢献活動学生協力者養成講座の実施、地域貢献ボランティア入門の単位化など）を開講した。

- (6) **知的財産に関する基礎・専門知識の習得**
 知的財産に関する教育を全学化することとし、16年度から初年次学生を対象とする「入門知的財産講座」を開講し、17年度には、医学部・医学系大学院生を対象とした「医学・バイオ特許講座」、工学部・工学系大学院生を対象とする「知的財産専門講座」を加え、学生に知的財産に関する基礎・専門知識を習得させた。
- (7) **学長、理事、学部長などによる連続講義の実施**
 18年度から総合的学習として、学長、理事、学部長などによる連続講義「群馬大学・学 - 教育と研究と地域と - 」を教養教育総合科目に設定し、本学の特徴、勉学の意義、地域への貢献などについて体系的な講義を行い、本学で学ぶ自覚と責任を喚起した。
- (8) **教育効果の検証**
 学会での発表、各種受賞、表彰状況を調査して教育効果を検証し、優秀賞等を授与し顕彰するとともに、19年度から医学系研究科では特に顕著な研究成果をあげた学生に対しては、国際学会への渡航旅費の支援及び研究費の助成を行った。
- (9) **課程制大学院制度の実質化**
 17年度から医学系研究科では大学院教育研究センターに7名の専任教員を配置し、共通「医学基礎技術実習」コースによる実験基本技術の修得を必修とするなど、課程制大学院制度の実質化を推進した。

2. 授業方法等の改善・充実に向けた取組

16年度から引き続き、学生の自主性を尊重した授業評価を実施し、評価結果に基づく「学生と教員による授業方法改善のための懇談会」や「全教員参加のFD」などを実施し、学生の意見を含む評価結果が、直接、授業改善に反映された。
 また、全学的な取組であるベストティーチャー表彰制度（18年度制定）に基づき、教育面で優れた評価の教員11名（18年度と同数）に表彰並びに教育研究資金（最優秀賞200,000円、優秀賞100,000円）を配分するとともに、選抜された部局（教養教育含む）における公開模擬授業と授業研究会を通じて、授業方法等の改善を行った。

学習支援の充実

1. 学長と学生との懇談会の開催

17年度から引き続き、学長と学生との懇談会を年2回ずつ開催し、学生の要望に基づき教育及び学生支援に必要な施設、共同利用設備の整備を行った。

2. 学生に対する学習、履修、生活指導の充実

シラバスにオフィスアワーを明示してWeb上で公開し、学習の個別相談に応じる体制を整備した。また、クラス担任制やチューター(教員)制を充実させ、積極的かつ能動的に学生支援を行い、常時、学生の学習・履修相談に応じる体制をとった。さらに、16年度よりカウンセラー(臨床心理士、精神科医)、ハラスメント相談員の各キャンパスへの配置、18年度より外部カウンセラーによるハラスメントホットラインの整備、また、19年度は臨床心理士によるカウンセリングを週2日から週3日にするなど、修学、精神的な悩みや対人関係などに対する組織的な相談体制を強化した。

3. インターンシップの推進

16年度から引き続き、インターンシップを推進しているが、19年度は、本学とインターンシップ受入企業推進開拓事業受託者である(社)群馬県雇用開発協会との連携により、89の官公庁、企業の協力を得て、197名のインターンシップを実施した。

4. 留学生に対する支援

アジア人財資金構想(経済産業省、文部科学省共催)高度専門留学生事業(19年度採択)により、本学が主体となった産学連携のコンソーシアムを構築し、教育プログラムを実施することにより、5名の在学生在が国費外国人留学生として採用された。また、篤志家の寄付を活用したFA留学生奨学基金を新設し、3名の留学生に奨学金を支給した。

研究活動の推進

1. 資源の重点配分による研究活動の活性化

17年度から引き続き、学長裁量経費の教育研究改革・改善プロジェクト経費(19年度90,000千円[前年度と同額])を確保して、「学部を越えた全学的視点に立った研究プロジェクト経費」、「研究国際化の推進経費」、「COEプログラム等への申請・支援経費」及び「若手研究者及び指導的研究者の研究活性化の推進経費」等を配分し、研究活動の活性化を図った。

2. 若手教員に対する支援

上記1.の「若手研究者及び指導的研究者の研究活性化の推進経費」(19年度20,000千円[対前年度約10,000千円増])を公募に基づき配分した。(応募件数59件[対前年度13件増]採択件数32件[対前年度16件増])
配分を受けた教員には、20年度の科学研究費補助金への応募を義務付けた。

3. 世界的な卓越した教育研究拠点形成への取組

(1) 生体調節シグナルの統合的研究(グローバルCOE:19年度採択)

秋田大学との大学連携による生体調節シグナル教育研究拠点計画がグローバルCOEに採択され、両大学が連携した教育研究を展開するための組織として「調節シグナル研究連携解析ステーション」を設置し、神経系、内分泌系、免疫系「生体の3大調節系」の枠を越えた研究や若手研究者への研究支援を

実施した。

(2) 加速器テクノロジーによる医学・生物学研究(21世紀COE:16年度採択)

重粒子線治療法の基礎生物学的研究を進め、重イオンマイクロビーム照射による生物研究の成果が多く得られた。また、マイクロビームサージェリー治療ポート並びに加齢黄斑変性症に対する同治療システムの基本仕様について、国内特許並びに国際特許を申請した。これらの成果により、18年度中間評価では高い評価を得た。

4. 研究活動の推進のための有効な組織の編成

(1) 工学部・工学研究科の改組

高度融合化する未来社会、激しく変化する社会構造に迅速かつ柔軟に対応するため、大学院重点化を主目的に、19年4月に工学部・工学研究科の教育研究組織を改組・再編し、学部・研究科の各専攻の枠を越えたプロジェクトを構築しやすい組織とした。

(2) 生体調節研究所代謝シグナル研究展開センターの設置

ポストゲノム研究の重要な柱である代謝シグナル研究を推進するために、19年4月に、生体調節研究所に「代謝シグナル研究展開センター」を設置して、基盤技術開発を通じて代謝シグナル研究の推進と新技術の医療応用の研究を推進した。

社会連携・地域貢献・国際交流等の推進

1. 地域貢献の推進

(1) 群馬産学官連携推進会議の開催

17年度から引き続き、本学、前橋工科大学、前橋商工会議所が共催して、群馬県の産学官連携を一層推進し、地域活性化を図ることを目的に「第3回群馬産学官連携推進会議」を約500名の企業関係者等を集め、19年6月18日に開催した。

(2) 群馬大学地域貢献事業理科体験教室「群馬おもしろ科学展」の開催

17年度から引き続き、小・中学生の理科離れに対処するために、地域貢献事業として、理科体験教室「群馬おもしろ科学展」を8月9日~14日にわたり開催した。(期間中の入場者数:6,582名[17年度~19年度参加者約20,000名])

(3) 群馬大学工学部「工学クラブ」の活動

18年度から引き続き、「工学クラブ」を核に各教育委員会等と連携して、子供から見た興味深い科学テーマを題材にしたイベントを23件開催するなど、科学に関する啓発活動を積極的に展開した。
会員数は、ホームページの開設などネットワークの構築に取り組んだ結果、34,004名(対前年度1,294名増)と活発に活動している。

2. 研究、産学連携、知的財産戦略のための体制整備

群馬大学TL0の設置に伴い、「産学連携・先端研究推進機構」と「研究・知的財産戦略本部」を一本化し、産学連携活動や研究・知的財産戦略をより推進するための体制として、「研究・産学連携戦略推進機構」を19年12月に設置した。群馬大学TL0は、文部科学省、経済産業省より内部TL0として承認を受けた。

3. 国際交流、国際貢献の推進

国際交流企画室国際協力事業部会（18年度設置）を中心に、知的支援による国際協力事業及び国際共同研究の拠点となる機関として、チェンマイ大学、大連工業大学、韓国原子力医学院及びペルーポンティフィシアカトリック大学と大学間交流協定を締結した。

また、草の根技術協力事業（JICA主催）「感染症対策技術向上」（18年度採択）により、教員2名をニカラグアへ派遣し、技術指導及びワークショップを、18年度にJICAより「現職教員研修政策実施支援計画」（ガーナ）及び「前期中等理数科教員研修強化プロジェクト」（インドネシア）を受託し、教員2名を派遣して研修指導を行った。

附属病院について

1. 特記事項

理念・基本方針

北関東を代表するの国立大学法人附属病院として、「患者中心の医療」を理念に掲げ、先進医療の開発と実践、次代を担う医療人の育成、地域医療への貢献を基本方針に据え、その実現に全力を傾注してきた。

【平成16～18事業年度】

(1) 教育

初期臨床研修中の医師・歯科医師はすべて「臨床研修センター」所属とし、群馬県内の病院と連携する「臨床研修プログラム」に沿った臨床研修を開始した。18年度には後期研修医（シニアレジデント）制度を設けて卒業一貫教育を行うことにより、一定数の医師を確保した。また、全教職員に医療安全講習会への最低2回/年の出席を義務付け、安全の意識を徹底させた。

(2) 研究

13年に全国の国立大学病院で最初に設置した「臨床試験部」を中心に臨床研究の活性化を図るとともに、臨床治験の高い実施率を得た。また、先駆的な試みとして、優れた臨床試験を行った医師を表彰する制度を設け、モチベーションを高めた。さらに、先進医療数を11件までに増やし、地域医療に寄与した。

(3) 診療及び運営改善

18年に厚労省から都道府県がん診療連携拠点病院として指定されたことを契機に院内に「腫瘍センター」を設置した。腫瘍センター長と診療情報管理士が院内がん登録を全件登録する体制を全国の国立大学病院に先駆けて整備し、院内がん登録の精度を飛躍的に向上させた。

19年3月に新中央診療棟が竣工し、手術部、放射線部などに最先端の医療機器を設備し、診断・治療のレベルを向上させた。

16年10月23日に発生した「新潟県中越地震」では小千谷総合病院及びその周辺の被災者避難所並びに各被災民家等の住民を対象に医療チーム（医師、看護師、薬剤師、事務職員の合計65人、延べ257人）を派遣し、広域災害地域における医療支援活動を行った。

緊急災害時に備え、県・市・県内病院と協力して「群馬県災害対策セミナー」を開催している。また病院屋上ヘリポートを活用し、救急患者を受け入れるなど地域医療の中心として貢献した。

地域住民への広報活動としては、病院見学会を開催するとともに、「健康通信倶楽部」（1～14巻；発行部数各17万部、無料）（上毛新聞社発行）で病院の診療内容や診療科・講座の研究活動を詳しく紹介し、地域住民の理解を得ている。

【平成19事業年度】

(1) 教育

医療におけるマンパワーの重要性を再認識し、医療スタッフの能力アップのため、次の取組を実践した。

「臨床研修センター」は医師・歯科医師のみを対象としていたものであったが、これを発展的に改組し、医師・歯科医師、看護師、薬剤師、技師、事務職員などすべての教職員を対象として生涯教育を行う「医療人能力開発センター」の開設（20年4月）に向けて、体制を整備した。

「がんプロフェッショナル養成プラン」（19～23年度）に基づいて、医師、技師、看護師、薬剤師を対象に重粒子線治療を中心とした集学的がん医療を包括的に行える人材を育成した。

「社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム」に基づいて臨床研究支援人材の養成のために、大学院教育カリキュラムと融合した臨床試験部におけるOJT重視型のプログラムを開発し、実践している。

(2) 研究

群馬県治験ネットワーク（群馬県内の25病院が参加）や大学病院臨床試験アライアンス（関東・甲信越の7国立大学病院が参加）を結び、群馬県内のみならず関東・甲信越にまたがる臨床試験実施体制を整備をした。さらに、厚生労働省が進める平成19年度治験拠点病院活性化事業における「治験拠点病院」の指定も受け、本院の治験活性化への取組が評価されている。

(3) 診療及び運営改善

19年5月より7:1看護体制を実施し、医療安全の向上と病院収入の増加に結びつけた。

臨床助教を増員して医師を確保するとともに、院内保育所（定員20人）を新設し、待遇改善を図った。また、病床数715床、平均在位日数は16.67日、病床稼働率88.04%、平均外来患者数1,860人/日を達成し、病院全体の努力が19年の病床稼働額に現れ、179億円とほぼ目標値に到達した。

2. 共通事項に係る取組状況

(1) 質の高い医療人育成や臨床研究の推進等、教育・研究機能の向上のために必要な取組

【平成16～18事業年度】

臨床研修義務化に伴って設置した臨床研修センターにおいて「初期臨床研修プログラム」を作成し、群馬県内の関連病院と協力した臨床研修を行う体制を整備した。18年度には、シニアレジデント（後期専門医研修）制度を導入し、同センターにおいて制度の充実等のため、シニアレジデント制度検証委員会を組織した。これにより、初期研修からシニアレジデント（後期専門医研修）への一貫教育体制を整備し、適正な人数のシニアレジデントの確保（現状より20人増）を目指している。

【平成19事業年度】

結婚や出産・育児等で一旦現場を離れた女性医師が臨床医として復帰するための再教育プログラム「女性医師支援プログラム」を設けた。また、女性医師等の定着率を向上させるため、自己財源と(財)21世紀職業財団の助成により、4月から院内保育所の運営を開始した。医師のみならず全職員の生涯教育を推進するために、臨床研修センターを発展させた「医療人能力開発センター」の設置（20年4月）に向けて、体制を整備した。

(2) 質の高い医療の提供のために必要な取組

【平成16～18事業年度】

医療提供体制の整備状況

医師、看護師、技師など医療従事者の確保に取り組み、看護師の増員により上位施設基準を満たす7：1看護体制を整備するとともに、一部の日々雇用職員を常勤化した。この措置の相乗効果により、コメディカル職員の技術・技能・安全知識及び処遇改善に好影響を与えている。

病床数も19年2月から10床増床（NICU3床・一般病床7床）によって715床に増床した。また、新中央診療棟の新築、放射線部、手術部などの医療機器を最先端のものに整備し、地域からの強い増床要望等にも応えることができた。

医療事故防止

院内安全管理体制及び危機管理体制を強化するため、ゼネラルリスクマネージャー（医師1名・看護師1名）に薬剤師を1名増員し、薬剤に対するリスクを防止する体制を強化した。さらに、「医療安全講習会」、「病院感染対策講演会」、「児童虐待防止対策（CAPS）講演会」を実施し、職員一人当たりの受講回数は2.2回となり、医療事故防止に対する職員の意識向上に努めた。

がん・地域医療への取組

新たに「腫瘍センター」を設置し、群馬県内におけるがん医療の拠点として、県、医師会等と連携し、がん登録推進のための活動等を推進した。

【平成19事業年度】

医療提供体制の整備状況

臨床助教（任期制）の定員を15名増員し、医師の確保を図るとともに、7：1看護体制の運営を維持するため、安定した看護師数の確保に努めた。

医療事故防止

IVH認定医をつくり、IVH（中心静脈栄養法）の安全性を向上させた。また安全講習会の最低年2回出席を義務づけ、一層の医療安全に努めた。

患者サービス

旧光学診療部の施設を改修し、憩いの広場「尾瀬」として患者アメニティスペースを拡充した。憩いの広場「尾瀬」の中にはコーヒーショップ及びインターネット検索コーナーを整備し、待ち時間の緊張を和らげる等自由空間を提供している。

がん・地域医療への取組

群馬県のがん診療の向上に資するため、次の各種事業を行った。
 ア 「がんプロフェッショナル養成プラン」による人材の養成
 イ 群馬県がん診療連携拠点病院連絡協議会の開催
 ウ 化学療法・相談支援・がん登録についての群馬県がん診療連携拠点病院間の実務担当者用メーリングリストの整備
 エ 群馬県がん診療連携拠点病院ホームページの開設
 これらの努力が評価され、本院は日本がん治療認定医機構研修認定施設に認定された。

(3) 継続的・安定的な病院運営のために必要な取組

(財務内容の改善・充実が図られている) 4. 附属病院での取組 参照)

附属学校について

1. 附属学校における教育研究活動の向上

【平成16～18事業年度】

附属学校園では、国立大学の法人化を期に、四校園が独自の理念に基づき教育活動を行うというそれまでの慣習を見直し、共通の目標（目指す子ども像）を設定し、校種間の連携や交流を深めながら、教育研究の質的向上に努めた。

具体的には、各校種において培うべき資質・能力を明らかにするとともに（16年度）、幼・小・中12年間を一貫する教育のあり方や校園間の交流の可能性を探る研究（17年度）及び教材開発や指導方法の改善等を行った（18年度）。

また特別支援学校では、地域貢献事業として17年に「特別支援教育サポートセンター」を設置し、LD（学習障害）・ADHD（注意欠陥多動性障害）・高機能自閉症等の児童生徒にかかわる相談業務、教育アセスメント、個別セッションを開始した。

さらに小学校では、17年度に文部科学省の委託を受けて「学校安全」に関する調査研究を行い、『報告書』にまとめた。

【平成19事業年度】

前年度までの研究成果をふまえ、以下の課題に取組んだ。

- ・ 幼稚園：園庭の環境を切り口に幼児の発達を支える保育のあり方について研究を進めるとともに、全国幼児教育研究大会群馬大会において公開保育を行った。

- ・ 小学校：学びの連続性を重視したカリキュラムの開発及びマネジメントに関する研究を進めるとともに、文部科学省の指定を受け「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」を展開した。
- ・ 附属中学校：学習場面における習得・活用・探求という一連の「学びを生かす学習」の具現化を目指す3年次計画の新たな研究に着手した。
- ・ 特別支援学校：特別支援サポートセンターの事業をさらに進展させ、個別セッションの対象者は16日間で延べ128名に及んだ。

2. 学部との連携

【平成16～18事業年度】

教育研究に関しては、17年度に「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究委員会」発足させ、学部・附属間の組織的レベルからグループや個人のレベルに至る重層的な共同研究を推進した。この間、学部教員と附属教員の専門性を生かしたプロジェクト研究（各教科等に関する教材開発や指導法の改善等）を進め、その成果を全校の研究に反映させるとともに、『平成17年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書』及び『平成18年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書』にまとめ、発表した。その他の具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ 幼稚園：3年間で計7名の学部・大学院の学生に対し、研究フィールドを提供した。
- ・ 特別支援学校：学部・専攻科・大学院の学生に対し、卒業・修了研究のフィールドを提供した。
- ・ 教育実習については、群馬県教育委員会との共同研究の成果を踏まえた教育学部の新カリキュラム（学部 学校現場往還型カリキュラム）における附属学校の役割に基づき、実習の指導内容等の見直し・改善を図り、18年度版「教育実習の手引き」を作成した。

【平成19事業年度】

教育研究に関しては、「群馬大学教育学部 学部・附属共同研究委員会」を中心に、学部教員と附属教員の専門性を生かした各教科等のプロジェクト研究を継続し、教材の開発や指導法の改善、カリキュラムの見直し等を行い、その成果を公開研究会において活用するとともに、『平成19年度 群馬大学教育学部 学部・附属共同研究報告書』にまとめ、発表した。その他の具体的な取組は以下のとおりである。

- ・ 幼稚園：年間計6名の学部・大学院の学生に対し、研究フィールドを提供した。
- ・ 小学校：文部科学省の指定を受け、学部及び附属中学校と連携しつつ「小学校における英語活動等国際理解活動推進事業」を実施した。
- ・ 中学校：国語科、数学科、技術科を中心には、学部教員と附属教員の共同研究を進めた。
- ・ 特別支援学校：「学校保健」、「現場実習」、「特別支援サポートセンター」、「ランニングトレーニングと代謝」の4つの共同研究を推進した。
- ・ 教育実習については、引き続き、実習の指導内容等の見直し・改善を図り、「教育実習の手引き」の改訂版を作成した。また、新カリキュラムに基づき、19年度に新たに設けた「授業実践基礎学習」に対応し、学部と附属学校が連携して、講義と演習、観察実習及びその事前・事後指導等を実施した。

予算（人件費見積もりを含む。）収支計画及び資金計画

財務諸表及び決算報告書を参照

短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
1 短期借入金の限度額 3.4億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等 により緊急に必要となる対策費として借り入れ することも想定される。	1 短期借入金の限度額 3.4億円 2 想定される理由 運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生 等により緊急に必要となる対策費として借り 入れすることも想定される。	該当なし

重要財産を譲渡し、又は担保に供する計画

中期計画	年度計画	実績
1 重要な財産を譲渡する計画 工学部の土地の一部（群馬県桐生市天神町1丁目229-1、271.78㎡）を譲渡する。 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供する。	1 重要な財産を譲渡する計画 2 担保に供する計画 附属病院の施設・設備の整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学附属病院の敷地及び建物について、担保に供した。

剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。	剰余金は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善のために充てた。使用状況は、次のとおり。 資産購入 276,290,081円 業務費使用 175,126,806円

その他 1 施設・設備に関する計画

中期計画			年度計画			実績		
施設・設備の内容	予算額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予算額(百万円)	財源	施設・設備の内容	予算額(百万円)	財源
<ul style="list-style-type: none"> ・ 附属病院中央診療棟 ・ 小規模改修 	総額 6,636	施設整備費補助金 (951) 長期借入金 (5,685) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 ()	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹・環境整備 ・ 基幹・環境整備(耐震改修) ・ 重粒子線照射施設 ・ 再開発(中央診療棟)設備 ・ (桐生)耐震対策事業 ・ (荒牧)耐震対策事業 ・ 小規模改修 	総額 6,914	施設整備費補助金 (2,161) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 (4,701) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基幹・環境整備 ・ 基幹・環境整備(耐震改修) ・ 重粒子線照射施設 ・ 再開発(中央診療棟)設備 ・ (桐生)耐震対策事業 ・ (荒牧)耐震対策事業 ・ 小規模改修 	総額 7,533	施設整備費補助金 (2,935) 船舶建造費補助金 () 長期借入金 (4,546) 国立大学財務・経営センター施設費交付金 (52)
(注1) 金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。 (注2) 小規模改修について17年度以降は16年度同額として試算している。 なお、各事業年度の施設整備費補助金、船舶建造費補助金、国立大学財務・経営センター施設費交付金、長期借入金については、事業の進展等により所要額の変動が予想されるため、具体的な額については、各事業年度の予算編成過程等において決定される。			(注1) 金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。					

計画の実施状況等

計画と実績に差異がある理由

- ・ 施設整備費補助金(計画(2,161)、実績(2,935))
 基幹・環境整備の事業計画変更により増額となった。
- ・ 長期借入金(計画(4,701)、実績(4,546))
 基幹・環境整備(耐震改修)の事業計画変更及び入札残により減額となった。

その他 2 人事に関する計画

中期計画	年度計画	実績
<p>(1) 基本原則</p> <p>1) 教員の選考に当たっては、本学の基本理念に則り、人格及び識見共に優れた者につき、教育・研究業績及び能力等を総合的に判断して行う。広く学内外に有能な人材を求めるため、原則として公募制を採用する。また、必要に応じて任期制を積極的に導入する。</p> <p>2) 職員の採用及び昇任に当たっては、専門的能力に加え、幅広い視野を有し、時代の変化や複雑化する社会の現状に対応し得る人材の確保に努め、効率的な大学運営を支える有為な人材の登用を図る。</p> <p>(2) 人員管理 人員管理に関する中・長期的計画を策定するとともに、各部局及び部局間の教職員配置等に関する適正な調整を行う。</p> <p>(3) 人事管理等</p> <p>1) 人材育成の視点、能力及び業績等を重視した人事管理を行う。</p> <p>2) 教職員の能力の向上及び組織の活性化を図るため、国立大学法人、国、独立行政法人、地方公共団体、民間団体等の諸機関との人事交流を積極的に行う。</p> <p>(参考) 中期目標期間中の人件費総見込額 96,819百万円(退職手当は除く)</p>	<p>平成19年度の常勤職員数1,892人(役員を除く。) また、任期付職員数の見込みを95人とする。 平成19年度の人件費総額見込み17,051百万円 (退職手当は除く)</p>	<p>『「(1) 業務運営の改善及び効率化 人事の適正化に関する目標」を達成するための措置』P.16参照』</p>

別表 (学部の学科、研究科の専攻等)

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
		(a)	(b)	(b)/(a)×100
		(人)	(人)	(%)
教育学部	学校教育教員養成課程 (うち教員養成に係る分野)	880 (880)	953 (953)	108.3 (108.3)
社会情報学部	情報行動学科 情報社会科学科 社会情報学科	100 100 240	86 116 260	86.0 116.0 108.3
医学部	医学科 (うち医師養成に係る分野) 保健学科	570 (570) 690	587 (587) 726	103.0 (103.0) 105.2
工学部	(昼間コース) 応用化学・生物化学科 生産システム工学科 環境プロセス工学科 社会環境デザイン工学科 応用化学科 材料工学科 生物化学工学科 機械システム工学科 建設工学科 電気電子工学科 情報工学科 学科共通 (夜間主コース) 生産システム工学科 応用化学科 生物化学工学科 機械システム工学科 電気電子工学科 情報工学科	170 40 40 40 204 174 264 334 120 334 200 60 30 30 60 60 60 60 90	180 51 45 44 390 63 308 421 141 407 265 各学科に含む 37 44 78 80 73 112	105.9 127.5 112.5 110.0 191.2 36.2 116.7 126.0 117.5 121.9 132.5 123.3 146.7 130.0 133.3 121.7 124.4
学士課程 計		4,890	5,467	111.8
教育学研究科	学校教育専攻 障害児教育専攻 教科教育専攻	8 6 64	8 12 83	100.0 200.0 129.7
社会情報学研究科	社会情報学専攻	20	31	155.0

学部の学科、研究科の専攻等名		収容定員	収容数	定員充足率
医学系研究科	生命医科学専攻 保健学専攻	15 112	8 100	53.3 89.3
工学研究科	応用化学・生物化学専攻 生産システム工学専攻 環境プロセス工学専攻 社会環境デザイン工学専攻 応用化学専攻 材料工学専攻 生物化学工学専攻 機械システム工学専攻 建設工学専攻 電気電子工学専攻 情報工学専攻 ナノ材料システム工学専攻	106 30 22 22 24 22 37 85 13 79 59 31	94 32 19 14 33 33 45 105 18 127 71 35	88.7 106.7 86.4 63.6 137.5 150.0 121.6 123.5 138.5 160.8 120.3 112.9
修士課程 計		755	868	115.0
医学系研究科	医科学専攻 保健学専攻	333 45	369 67	110.8 148.9
工学研究科	工学専攻 物質工学専攻 生産工学専攻 電子情報工学専攻 ナノ材料システム工学専攻	39 14 24 14 26	43 20 59 9 11	110.3 142.9 245.8 64.3 42.3
博士課程 計		495	578	116.8

計画の実施状況等

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成16年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち							超過率算定の対象となる在学者数 (J) [(B)-(D,E,F,G,Iの合計)]	定員超過率 (K) (J)/(A)×100
			外国人留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学者数 (G)	留年者数 (H)	左記の留年者数のうち、修業年限を超える在籍期間が2年以内の者の数 (I)		
				国費留学生数 (D)	外国政府派遣留学生数 (E)	大学間交流協定等に基づく留学生等数 (F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	972	13	0	0	0	15	57	46	911	103.5%
社会情報学部	440	475	10	0	0	0	7	16	13	455	103.4%
医学部	1,260	1,295	3	1	1	0	24	23	16	1,253	99.4%
工学部	2,460	2,939	80	4	26	0	56	268	215	2,638	107.2%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	86	1	0	0	0	2	7	7	77	98.7%
社会情報学研究科	20	32	18	3	0	0	0	1	1	28	140.0%
医学系研究科	444	527	34	16	0	0	15	32	25	471	106.1%
工学研究科	560	691	81	23	1	0	16	29	27	624	111.4%

計画の実施状況等

定員超過率(K)が130%を超えている理由

【社会情報学研究科】

- ・本研究科の入学定員は10名と少ないが、教員組織は充実しているため、辞退者及び定員割れを見込み、毎年度2割程度の超過合格としていた。
- ・本研究科では、社会人特別選抜、私費留学生特別選抜を若干名の募集を行っているが、近年、優秀な社会人、留学生の志願者が多く、合格判定基準を大幅に上回る成績の者が多くなり定員超過合格者となってしまった。

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成17年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの 合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学部	880	986	14	0	0	0	11	49	36	939	106.7%
社会情報学部	440	479	9	0	0	0	7	21	17	455	103.4%
医学部	1,260	1,295	2	1	1	0	33	28	25	1,235	98.0%
工学部	2,420	2,905	92	3	39	0	55	279	241	2,567	106.1%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	88	2	0	0	0	2	7	7	79	101.3%
社会情報学研究科	20	38	21	2	0	0	0	3	3	33	165.0%
医学系研究科	482	531	27	14	0	0	15	38	31	471	97.7%
工学研究科	576	719	65	16	2	0	9	31	28	664	115.3%

計画の実施状況等

定員超過率(K)が130%を超えている理由

【社会情報学研究科】

- ・本研究科の入学定員は10名と少ないが、教員組織は充実しているため、辞退者及び定員割れを見込み、毎年度2割程度の超過合格としていた。
- ・本研究科では、社会人特別選抜、私費留学生特別選抜を若干名の募集を行っているが、近年、優秀な社会人、留学生の志願者が多く、合格判定基準を大幅に上回る成績の者が多くなり定員超過合格者となってしまった。

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成18年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの 合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
教育学部	880	969	11	0	0	0	15	40	26	928	105.5%
社会情報学部	440	471	6	0	0	0	6	15	10	455	103.4%
医学部	1,260	1,297	0	0	0	0	29	39	36	1,232	97.8%
工学部	2,380	2,846	77	3	39	0	46	238	178	2,580	108.4%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	94	3	0	0	0	3	6	5	86	110.3%
社会情報学研究科	20	31	17	1	0	0	2	1	1	27	135.0%
医学系研究科	505	552	35	16	0	0	30	74	69	437	86.5%
工学研究科	577	758	55	8	0	0	17	33	30	703	121.8%

計画の実施状況等

定員超過率(K)が130%を超えている理由

【社会情報学研究科】

- ・ 本研究科の入学定員は10名と少ないが、教員組織は充実しているため、辞退者及び定員割れを見込み、毎年度2割程度の超過合格としていた。
- ・ 本研究科では、社会人特別選抜、私費留学生特別選抜を若干名の募集を行っているが、近年、優秀な社会人、留学生の志願者が多く、合格判定基準を大幅に上回る成績の者が多くなり定員超過合格者となってしまった。

別表2(学部、研究科等の定員超過の状況について)

(平成19年度)

学部・研究科等名	収容定員 (A)	収容数 (B)	左記の収容数のうち						超過率算定 の対象となる 在学者数 (J) 【(B)-(D,E,F,G,Iの 合計)】	定員超過率 (K) (J) / (A) × 100	
			外国人 留学生数 (C)	左記の外国人留学生のうち			休学 者数 (G)	留年 者数 (H)			左記の留年者数の うち、修業年限を 超える在籍期間が 2年以内の者の数 (I)
				国費 留学生数 (D)	外国政府 派遣留學 生数(E)	大学間交流 協定等に基 づく留学生等 数(F)					
(学部等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)	
教育学部	880	953	8	0	0	0	11	36	25	917	104.2%
社会情報学部	440	462	3	0	0	0	7	20	16	439	99.8%
医学部	1,260	1,313	1	1	0	0	31	46	43	1,238	98.3%
工学部	2,310	2,739	90	6	44	0	34	197	154	2,501	108.3%
(研究科等)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
教育学研究科	78	103	5	1	0	0	4	6	4	94	120.5%
社会情報学研究科	20	31	18	1	0	0	1	3	3	26	130.0%
医学系研究科	505	544	39	15	0	0	31	94	78	420	83.2%
工学研究科	647	768	50	5	2	0	12	43	35	714	110.4%

計画の実施状況等

定員超過率(K)が130%を超えている理由

【社会情報学研究科】

- ・ 本研究科の入学定員は10名と少ないが、教員組織は充実しているため、辞退者及び定員割れを見込み、毎年度2割程度の超過合格としていた。
- ・ 本研究科では、社会人特別選抜、私費留学生特別選抜を若干名の募集を行っているが、近年、優秀な社会人、留学生の志願者が多く、合格判定基準を大幅に上回る成績の者が多くなり定員超過合格者となってしまった。